

# 令和5年度 第1回西宮市環境審議会

日 時：令和5年7月25日（火）

午前10時00分～

場 所：市役所第二庁舎 601・602 会議室

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 議題

#### (1) 協議事項

I 会長、副会長の選任について

II 第3次西宮市環境基本計画の中間改定について（諮問）

① 第3次西宮市環境基本計画の概要と位置づけについて

② 第3次西宮市環境基本計画の進捗と策定後の歩み

③ アンケート調査結果概要・市民ワークショップ実施予定概要

④ 中間改定の骨子（案）について

⑤ 第3次西宮市環境基本計画の推進体制の課題について

III 保護樹木の指定解除について

#### (2) 報告事項

I 西宮市環境計画推進パートナーシップ会議の各部会の開催報告

II 西宮市環境学習都市宣言20周年記念事業について

### 3 連絡事項

### 4. 閉会

## ≪配布資料≫

【資料1】第3次西宮市環境基本計画の概要と位置づけ

【資料2】環境目標進捗状況まとめ

【資料3】第3次西宮市環境基本計画策定後の歩み

【資料4-1】環境に関する市民アンケート調査結果概要（速報）

【資料4-2】市民ワークショップ実施予定概要

【資料5-1】第3次西宮市環境基本計画 中間改定骨子（案）

【資料5-2】今後のスケジュールについて

【資料6】第3次西宮市環境基本計画の推進体制の課題について

【資料7】保護樹木の指定解除について

【資料8】生物多様性推進部会報告

【資料9-1、2、3、4】廃棄物減量推進部会報告

【資料10】地球温暖化対策推進部会報告

【資料11】環境学習都市宣言20周年記念事業

西宮市環境審議会 委員一覧 (R5)

委嘱区分	所属団体	役職名	氏名
学識経験者	大阪公立大学大学院 農学研究科	准教授	うえだ もえこ 上田 萌子
	大阪大学大学院 法学研究科	教授	おおくぼ のりこ 大久保 規子
	西宮自然保護協会	会長	のと やすお 能登 康夫
	武庫川女子大学 生活環境学部	准教授	きしかわ ひろき 岸川 洋紀
市民代表	西宮市環境衛生協議会	副会長	なかむら たかお 中村 堯夫
	(公募)	—	いけなが こういちろう 池永 浩一郎
	(公募)	—	ふじはら はるよし 藤原 春善
産業界代表	西宮商工会議所	副会頭	やまもと しんさく 山本 真作
	兵庫六甲農業協同組合 (西宮地区担当)	理事	まつばら しげる 松原 茂
労働者代表	西宮労働者福祉協議会	理事	こやま しゅうじ 小山 珠次

委員任期：2年間（令和5年7月1日～令和7年6月30日）

事務局名簿

配席図

局	出席者
環境局	大西環境局長
	鮫島環境総括室長
	小田環境企画課長
	竹内環境企画課長
	高橋施設整備課長
	敷内美化企画課長
	中村環境企画課係長
	空中環境企画課係長
	田中環境企画課係長
	福島環境企画課主査
鮎川環境企画課主査	
土木局	尼子土木局長
	藤原公園緑化部長
	船越花と緑の課長
	山本花と緑の課係長
	勘田花と緑の課係長
	内藤花と緑の課主査
政策局	福嶋政策推進課係長

上田 委員	岸川 委員	(会長)	(副会長)	大久保 委員	能登 委員
藤原 委員	池永 委員				山本 委員
					松原 委員
					小山 委員

小田	鮫島	大西	尼子	藤原	船越
中村	竹内	高橋	敷内	山本	勘田
田中	福島	空中	福嶋		内藤

入口

資料 1

# 第3次西宮市環境基本計画の概要と位置づけ

令和5年度第1回環境審議会



# 環境学習都市宣言について

1963年

文教住宅都市宣言

1983年

平和非核都市宣言

2003年

環境学習都市宣言

全国初

# 環境学習都市宣言とは？

# 望ましい環境像

『人を育み、人が育む 環境学習都市・にしのみや』

～ 共生と循環のところで次代につなぐ 山のみどりとあおい海 ～

# まちづくりの目標

学びあい

参画・協働

循環

共生

ネットワーク

環境学習都市宣言の5つの  
行動憲章を基本目標としている

# 環境目標と行動目標

## 環境目標

### 1. 低炭素

二酸化炭素の排出が  
少ないまちへ

### 2. 資源循環

ごみを減らし、資源を  
有効活用するまちへ

### 3. 生物多様性

生き物のつながりが  
豊かな恵みを育むまちへ

### 4. 安全・快適

安全・快適な生活環境を  
暮らしの中で築くまちへ

## 行動目標

### 1. 学びあい

すべての人が環境に  
ついて学びあうまちへ

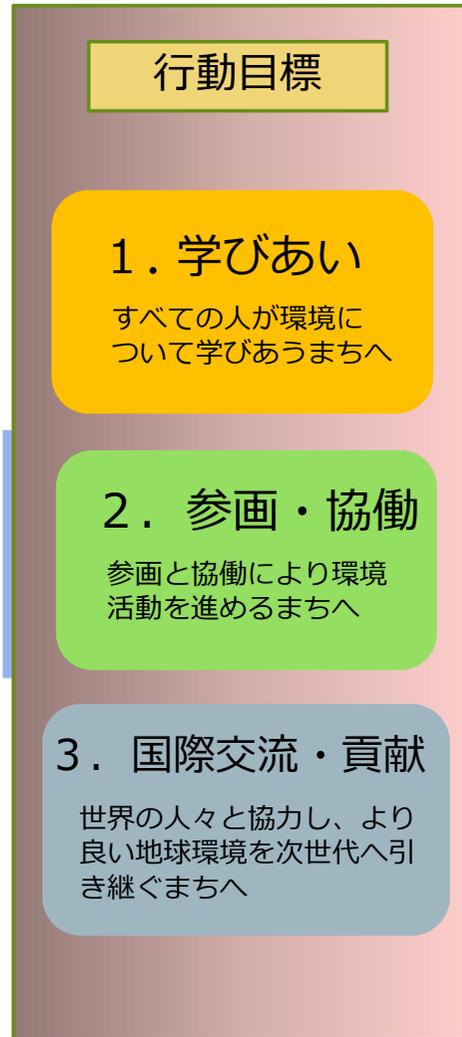
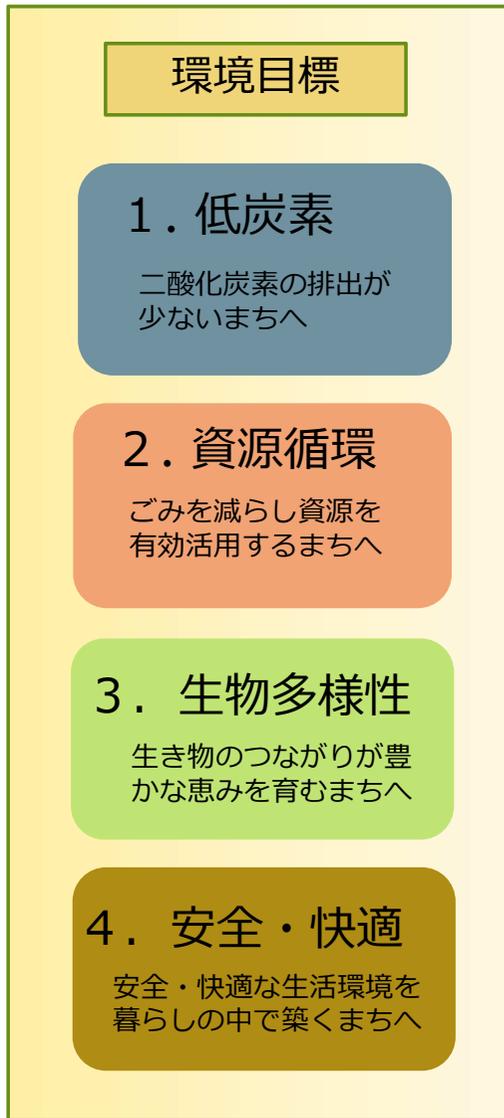
### 2. 参画・協働

参画と協働により環境  
活動を進めるまちへ

### 3. 国際交流・貢献

世界の人々と協力し、より  
良い地球環境を次世代へ  
引き継ぐまちへ

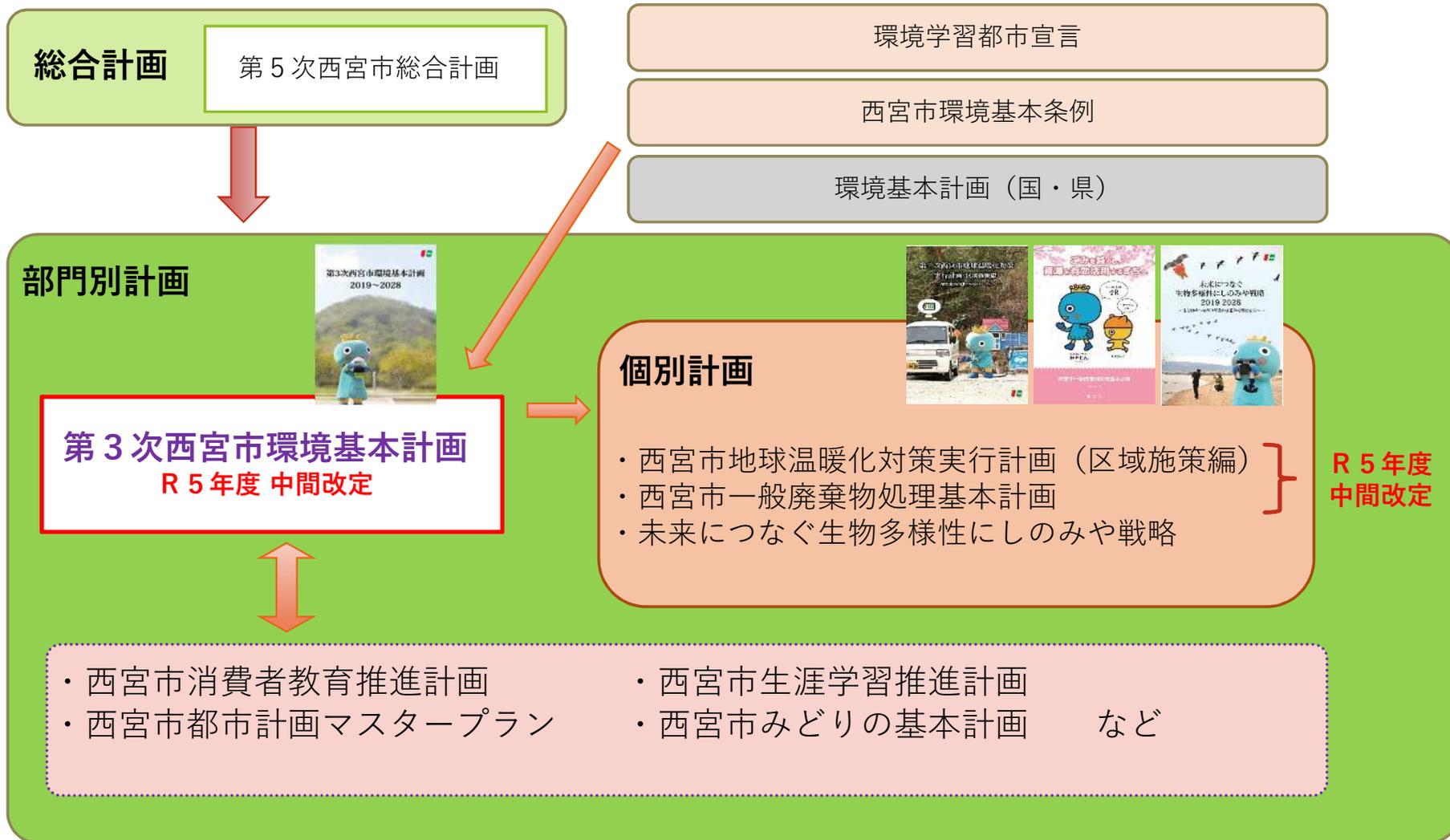
# 施策体系



望ましい環境像

人を育み人が育む  
環境学習都市にしのみや

# 計画の位置づけ



# 計画の期間

**計画期間 10年**

2019年度  
(令和元年度)

2023年度  
(令和5年度)

2028年度  
(令和10年度)

<中間年度>

計画期間は、2019年度（令和元年度）から2028年度（令和10年度）までの10年間で、今年度はその中間年度にあたり、計画の中間改定を行う

# 計画の現状

- ▶ 個別計画が充実したため現状の基本計画はシンプルな内容となっている
- ▶ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）における行動計画が未策定

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。【努力義務】

# 現状で考えられる課題等

- ・ EWCを中心に小学生を対象とした学校と協働した活動については全国的にも評価が高い
- ・ 中学生以上の生徒・学生は、クラブ活動などに多忙になり、環境学習活動への参加が低下
- ・ 小学生のEWC活動で得た「環境への気づき」を、より高いレベルの環境への関心に発展させていくため、中学生以上の環境について学べる機会を増やしていく必要がある
- ・ 子育て世代など、若い世代の地域活動への参加意欲を高めるための情報発信の強化
- ・ 仕事や市民活動等を通じ、企業や地域、NPO等でリーダーシップを発揮して脱炭素社会づくりに取り組む環境人材を育成することも重要

# 中間見直しの方向性

第三次西宮市環境基本計画



環境学習のバージョンアップ  
環境学習都市宣言の理念を具体化



環境学習の行動計画を盛り込んだ基本計画として策定  
(環境教育等促進法における行動計画として位置付ける)

## 環境目標進捗状況まとめ

## 環境目標 1 低炭素

## 数値目標及び進捗状況

二酸化炭素排出量を 2028 年度に基準年度（2013 年度）と比べ、35.0%以上削減

参考目標：2030 年度の二酸化炭素排出量を 2013 年度比で 39.7%以上削減

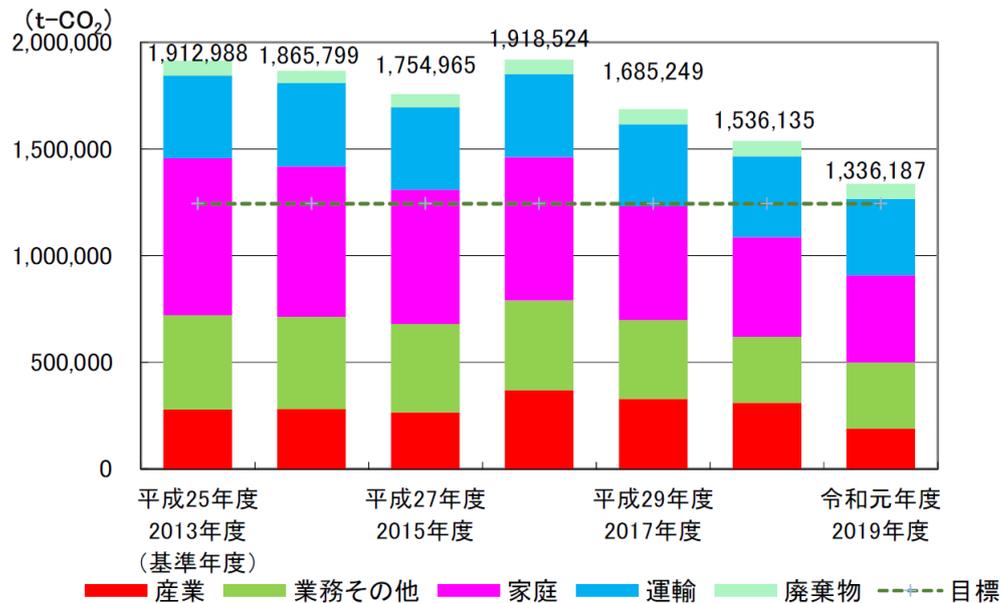
長期目標：「2050 年ゼロカーボンシティにしのみや」

2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨とする

国の参考目標：2013 年度比で 2030 年 46%削減、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ

	2013 年度 (基準年)	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2028 年度 (計画目標)
二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	1,912,988	1,918,524 +0.3%	1,685,249 △11.9%	1,536,135 △19.7%	1,336,187 △30.2%	1,243,442 △35.0%
電気排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.522	0.509	0.435	0.352	0.352	—

※2016 年以降は電力小売全面自由化により、電力使用量の把握が困難となったため、概算値



市域の部門別の二酸化炭素排出量の推移

## 現状・変動要因

- 2019年度の二酸化炭素排出量は、基準年度である2013年度と比べ30.2%減少
- 産業部門(製造業)の製品出荷額減少により基準年度である2013年度から34.1%減少
- 業務その他部門で2013年度から29.7%、家庭部門では44.5%の減少。これは、電化製品の省エネ性能の向上等が原因と考えられる
- 運輸部門では自動車部門の燃費改善等により基準年度である2013年度と比べ7.7%減少
- 一般廃棄物の焼却量は減少傾向にあるが、排出量は増加傾向にあり、プラスチック類(ビニールなど)の含有率が増加していることが影響していると考えられる

## 環境目標 2 資源循環

### 数値目標及び進捗状況

ごみ総排出量：1人当たりの1日のごみ排出量は、2028年度に2016年度比で10.8%削減。(中間目標：2023年度6.3%削減)

最終処分率：2028年度処分率を2016年度から1.2P削減(中間目標：2023年度0.7P削減)

温室効果ガス排出量：2028年度排出量を2016年度比28.1%削減  
(中間目標：2023年度16.0%削減)

	2016年度 (基準年)	2019年度	2020年度	2021年度	2023年度 (中間目標)	2028年度 (計画目標)
ごみ総排出量 (g/人・日)	976	948 △2.9%	916 △6.1%	915 △6.3%	915 △6.3%	871 △10.8%
最終処分率 (%)	13.1	12.3 △0.8P	12.9 △0.2P	12.5 △0.6P	12.4 △0.7P	11.9 △1.2P
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	44,953	63,549 +41.4	63,344 +40.9%	75,431 +67.8%	37,759 △16.0%	32,322 △28.1%

### 現状・要因分析

- 2021年度におけるごみ総排出量は中間年度の目標値を達成。コロナ禍における景気の低迷がごみ総排出量減少の主な要因と考えられる
- 最終処分率は、基準年度に比べて0.6ポイントの減少となっている
- 可燃ごみに占めるプラスチック割合が増加したため、温室効果ガス排出量は基準年から大きく増加。
- 市では、2021年2月に「プラスチックごみ削減運動の推進」を表明し、全市的なプラスチックごみ削減に向けた取り組みの基本方針を示す「プラスチックスマートアクションにのみや」を策定

## 環境目標 3 生物多様性

### 数値目標及び進捗状況

		2019 年度	2020 年度	2021 年度
長期目標	①	市内での種の絶滅を招かない 現状、絶滅した種は認定されていない		
	②	4,236 種 (+599 種) <sup>※</sup>	4,338 種 (+101 種)	4,375 種 (+37 種)
短期目標	①	28 種 在来種：25 種 外来種：2 種 保留 1 種	101 種 在来種：95 種 外来種 3 種 保留 3 種	37 種 在来種：32 種 外来種 5 種
	②	5,800 人	411 人	561 人

※2019 年度のみ 2012 年度からの増加数。2020 年以降は前年からの増加数。

#### 短期目標②の内訳

内 容		2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
生物調査関係	写真の応募数	55	174	68	364
	生きもの調査隊での生き物 情報登録数	4,966	111	193	0
	いきものはっけん(夏)	1,492	1,000	0	0
	いきものはっけん(冬)	1,283	806	0	0
甲山自然環境 センター関係	養成講座	76	130	0	0
	ボランティア活動	655	615	0	189
	イベント・その他	3,209	2,964	150	8
合計(人数)		11,736	5,800	411	561

※写真の応募数及び生きもの調査隊での生き物情報登録数は、1 件=1 人として換算。

### 現状・要因分析

- 市内で確認された生き物は 2012 年 3 月末から 2021 年までで 738 種増加
- 短期目標②の指標は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種活動は縮小傾向

## 環境目標 4 安全・快適

### 数値目標及び進捗状況

わがまち美化活動延べ参加率：2028 年度 20.0%

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2028 年度 (計画目標)
わがまち美化活動 延べ参加率	17.3%	5.7%	8.3%	20.0%

※わがまちクリーン作戦など、地域・学校等で、まちをキレイにする活動のことで、市の人口に対する活動人数の割合  
(複数の活動の参加者を含むため、のべ参加率で計算)

### 現状・要因分析

- 新型コロナウイルス感染症により地域活動が減少し大きく減少
- ごみの収集量は、新型コロナウイルス感染症の影響により年一度の開催となった 2020 年度、2021 年度を除いて、緩やかな減少傾向

## 環境基本計画策定後の本市及び国等の動向

年度	西宮市の動向		国等の動向	
	計画	その他	計画	その他
H29 (2017)				・兵庫県内でヒアリを発見
H30 (2018)	・未来につながる生物多様性にしのみや戦略2019-2028の策定 ・西宮市一般廃棄物処理基本計画の改定 ・第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定	・宮水保全条例を施行	・第5次環境基本計画閣議決定（国） ・第4次循環型社会形成推進基本計画閣議決定（国） ・気候変動適応計画閣議決定（国） ・生物多様性ひょうご戦略の改定（県） ・第5次兵庫県環境基本計画（県）	・気候変動適応法公布 ・IPCC「1.5℃特別報告書」の公表
R1 (2019)	・第5次西宮市総合計画策定 ・西宮市みどりの基本計画改定	・西宮市防災マップを改定、配布	・海洋プラスチックごみ対策アクションプラン策定（国）	・G20大阪サミット 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン合意 ・食品ロスの削減の推進に関する法律の公布
R2 (2020)		・「2050年ゼロカーボンシティ」及び「プラスチックごみ削減運動の推進」を表明	・「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」策定 ・兵庫県地球温暖化対策推進計画の改定（県） ・兵庫県環境率先実行計画～ひょうごエコアクションプログラム・ステップ6～（県）	・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言 ・「気候危機」宣言 ・「2050年カーボンニュートラル」宣言（国）
R3 (2021)	・第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）目標設定に伴う見直し	・西宮市DX推進指針の策定	・我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）の策定（国） ・第6次エネルギー基本計画閣議決定（国） ・地球温暖化対策計画閣議決定（国） ・気候変動適応計画の変更（国） ・兵庫県地球温暖化対策推進計画の改定（県）	・温室効果ガスを2030年度までに2013年度比46%削減を目指すことを表明（国） ・改正地球温暖化対策推進法公布 ・地域脱炭素ロードマップの公表 ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律公布 ・改正自然公園法公布 ・東京オリンピック・パラリンピックの開催
R4 (2022)	・西宮市国土強靱化地域計画の策定 ・第4次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定	・「プラスチック・スマート・アクションにのみや」策定	・環境率先実行計画～ひょうごエコアクションプログラム・ステップ6～改訂（県） ・生物多様性国家戦略2023-2030閣議決定（国）	・生物多様性国家戦略2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～閣議決定（国）
R5 (2023)		・文教住宅都市宣言60周年 ・平和非核都市宣言40周年 ・環境学習都市宣言20周年 ・西宮市防災マップを改定		・IPCC「第6次評価報告書・統合報告書」の公表

## 環境に関する市民アンケート調査結果概要（速報）

「第3次西宮市環境基本計画」及び「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中間見直しにあたり、脱炭素化の社会動向など、計画策定以降の変化を的確に捉えるとともに、市への要望などを把握し、同計画に反映させることを目的に、アンケート調査を実施しました。

市民アンケート調査の概要は、以下のとおりです。

回収状況は1,046件（WEBでの回収は329件、郵送での回収は7月18日現在717件）、回収率34.9%となっています。

項目	調査結果
対象	西宮市在住の18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）
調査方法	直接郵送法 （回答は郵送またはWEBを選択）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・あなた自身について</li><li>・環境全般について</li><li>・お住まいの地域の環境や日々の暮らしについて</li><li>・市の環境づくりの方向性について</li><li>・環境学習や環境活動について</li><li>・地球温暖化対策、気候変動について</li></ul>
実施期間	2023年6月23日～7月10日
回収状況	1,046件（回収率：34.9%） 郵送：717件（2023年7月18日現在） WEB：329件

## 西宮の環境・地域について考えるワークショップ(開催概要)(案)

### ○ワークショップの目的

「第3次西宮市環境基本計画」及び「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中間見直しにあたり、地域活動や市の環境施策について市民から幅広く意見を聴取し、計画の改定に反映させることを目的とする。

### ○開催予定

日時：令和5年8月6日（日） 14:00～16:00（受付 13:30～）

場所：大学交流センター講義室1 アクタ西宮東館6階

対象：西宮市内の大学に通う学生 15名

地域で環境活動を行う市民 15名

### ○当日スケジュール

13:30 受付

14:00 オリエンテーション、自己紹介

14:20 ワールドカフェ

14:20 1ターム目：テーマ1についてディスカッション【20分】

14:40 2ターム目：テーマ2についてディスカッション【15分】

15:55 3ターム目：テーマ3についてディスカッション【15分】

15:10 4ターム目：テーマ1に戻り気づきを共有、まとめ【20分】

休憩 【10分】

15:40 グループ発表【15分】

15:55 本日の振り返り

16:00 ワorkshop終了

### ○トークテーマ(案)

- ・自慢したい西宮の環境
- ・地域活動への若者の参加を高める方法
- ・ゼロカーボンに向けて、私たちにできること

### ○ワールドカフェとは

5人程度の少人数の発言しやすい空間で自由な対話することで、全員の発言の機会が増え、互いの話をよく聞き、より深い話し合いができます。また、グループのメンバーを入れ替えることで、多くの参加者と意見交換することができ、新しいアイデアが生まれやすくなります。

## 第3次西宮市環境基本計画 中間改定 骨子(案)

はじめに

## 計画の改定の背景

# 西宮市環境学習都市宣言

## 行動憲章

## 目次

## 計画の構成図



## Chapter1 西宮市の目指す環境

# 1. 環境学習の基本的な考え方

## 環境学習とは？

環境学習都市宣言では「環境学習」のことを「私たちの暮らしが自然にどう支えられ、自然をどう利用してきたかを考え、環境に対する理解を深め、自然・歴史や文化・産業・伝統といった地域資源を活用しながら、地域や地球環境との望ましい関係を築いていくために学びあうことです。」と定義しています。

今日の地球環境問題は、経済や産業との関わりや、様々な社会課題と密接に関わっています。平和がなければ環境を守ることができませんし、人権や福祉を尊重しない社会では他の生物の命に配慮するような社会状況も生まれにくいものと思われます。そのため、環境問題を考える上では、表面化した部分にだけ目を向けるのではなく、その背景や他の問題との関わり合いなどにも注意を払い、総合的に物事を捉えることが重要になります。

また、環境学習都市宣言では、環境学習都市の理念を謳った「宣言文」の他にわたしたちの役割を示した5つの「行動憲章」で構成され、行動憲章では「実現」「実践」「行動」などといった言葉が登場します。つまり、「環境学習」とは単に「教育」を受けること「学習」することだけでなく、自然、社会、生活からの環境に係る実践活動や体験も含む概念です。

本計画において、「環境学習」とは、単に環境問題についての知識を身につけるだけでなく、人と環境との関係、環境と社会、経済及び文化などの各社会課題とのつながりについての理解を深め、持続可能な社会の実現に向け、日常生活や社会活動において具体的な実践が行える人を育てるための教育・学習のこととします。

※様々な事業のつながりや関わり合いに目を向けることが重要であることを表すイラスト

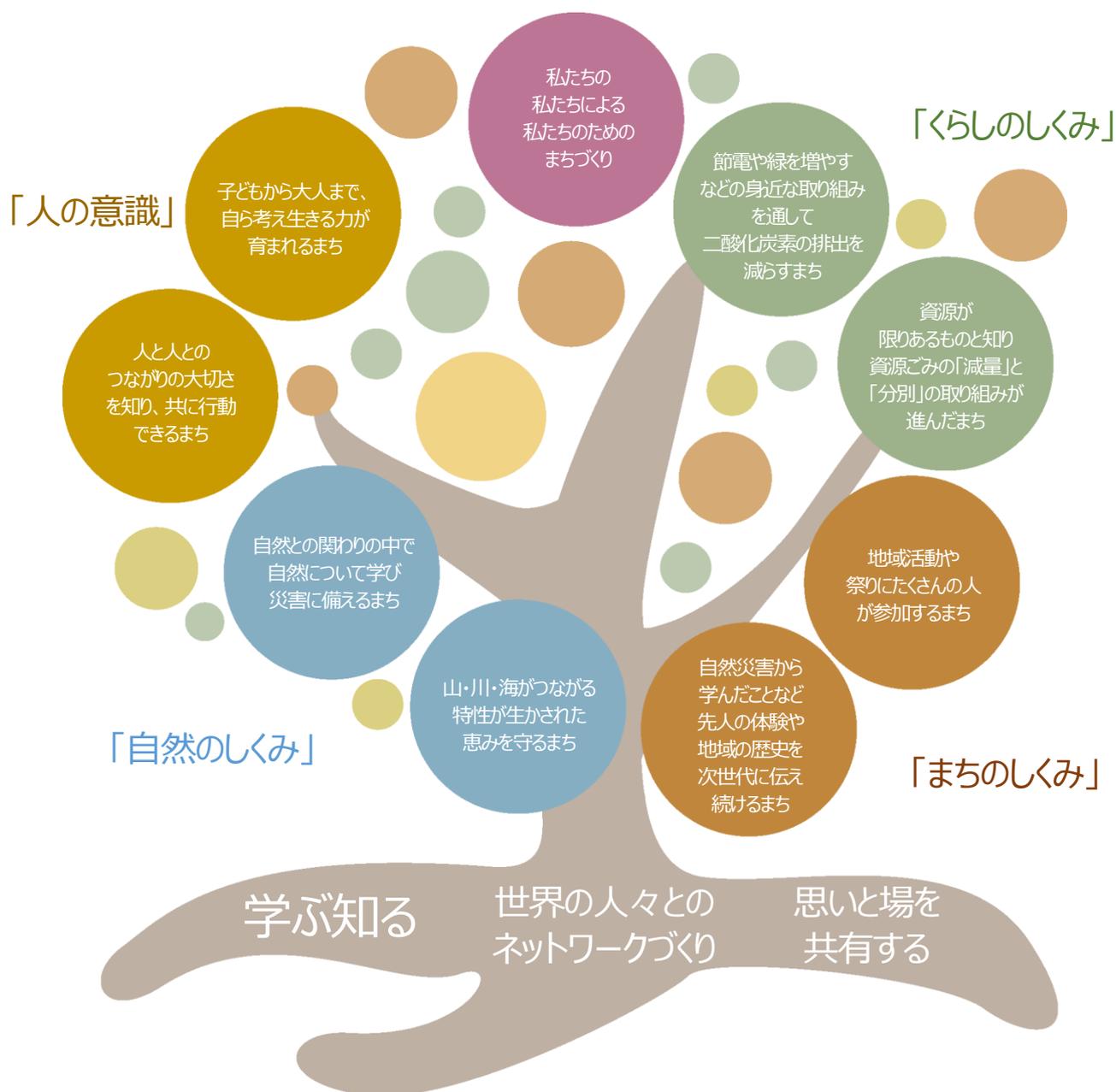
学習という言葉には、学びから実践までを含んでいて、それらが循環している状態を表すイラストと説明

## 2. 望ましい環境像

本計画は、環境学習都市宣言の理念をもとに策定された前計画の基本的な考え方を引き継ぎ、“望ましい環境像”を次のとおり設定します。

### 『人を育み、人が育む 環境学習都市・にしのみや』

### ～共生と循環のところで次代につなぐ 山のみどりとおおい海～



本計画の策定に向けて開催したワークショップでは、市民・事業者・行政が共に集い、環境を通じたまちづくりへの思いを互いに語りあいました。上の木のイラストは、そこでいただいたご意見をもとに作成したものです。

地域活動に携わる人、事業を通して環境活動を実践する人、環境学習プログラムを企画する学生、行政職員、すべての人の思いが望ましい環境像へ向けての原動力となります。

## 3. まちづくりの目標

計画の望ましい環境像の実現に向けて、環境学習都市宣言の5つの行動憲章を基本目標とします。

### 学びあい

私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。

### 参画・協働

私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPO などのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根付いた環境活動を進めます。

### 循環

私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にした循環型都市を築きます。

### 共生

私たちは、健康で文化的な暮らしの中で、人と自然、人と人が共生する、公正で平和な社会を実現します。

### ネットワーク

私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。

## 4. 環境目標と行動目標

基本目標を実現するために、4つの環境目標と3つの行動目標を掲げます。

4つの環境目標は、相互に関連し合い、全てが統合的

に達成されることで持続可能なまちづくりにつながります。

3つの行動目標は、4つの環境目標の実現に向けての行動指針を示します。

### 【環境目標】

#### 1. ゼロカーボン 二酸化炭素排出量 実質ゼロのまちへ

省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの普及拡大など、地球温暖化対策に取り組み、「2050年ゼロカーボンシティにのみや」の実現に向けた取組を進めます。

#### 3. 生物多様性 生き物のつながりが 豊かな恵みを育むまちへ

あらゆる主体と連携し、まち、山、川・池沼、海の自然環境を守り、生物多様性を高めるための取組を進めます。

#### 2. 資源循環 ごみを減らし、資源を 有効活用するまちへ

循環型社会の構築に向けて、2Rと分別・リサイクルの推進により、資源を有効活用し、ごみを少なくする取組を進めます。

#### 4. 安全・快適 安全・快適な生活環境を くらしの中で築くまちへ

良好な大気・水質・土壌などを次世代に引き継ぎ、人や環境にやさしい安全で快適な社会の実現に向けた取組を進めます。

### 【行動目標】

#### 1. 学びあい すべての人が環境に ついて学びあうまちへ

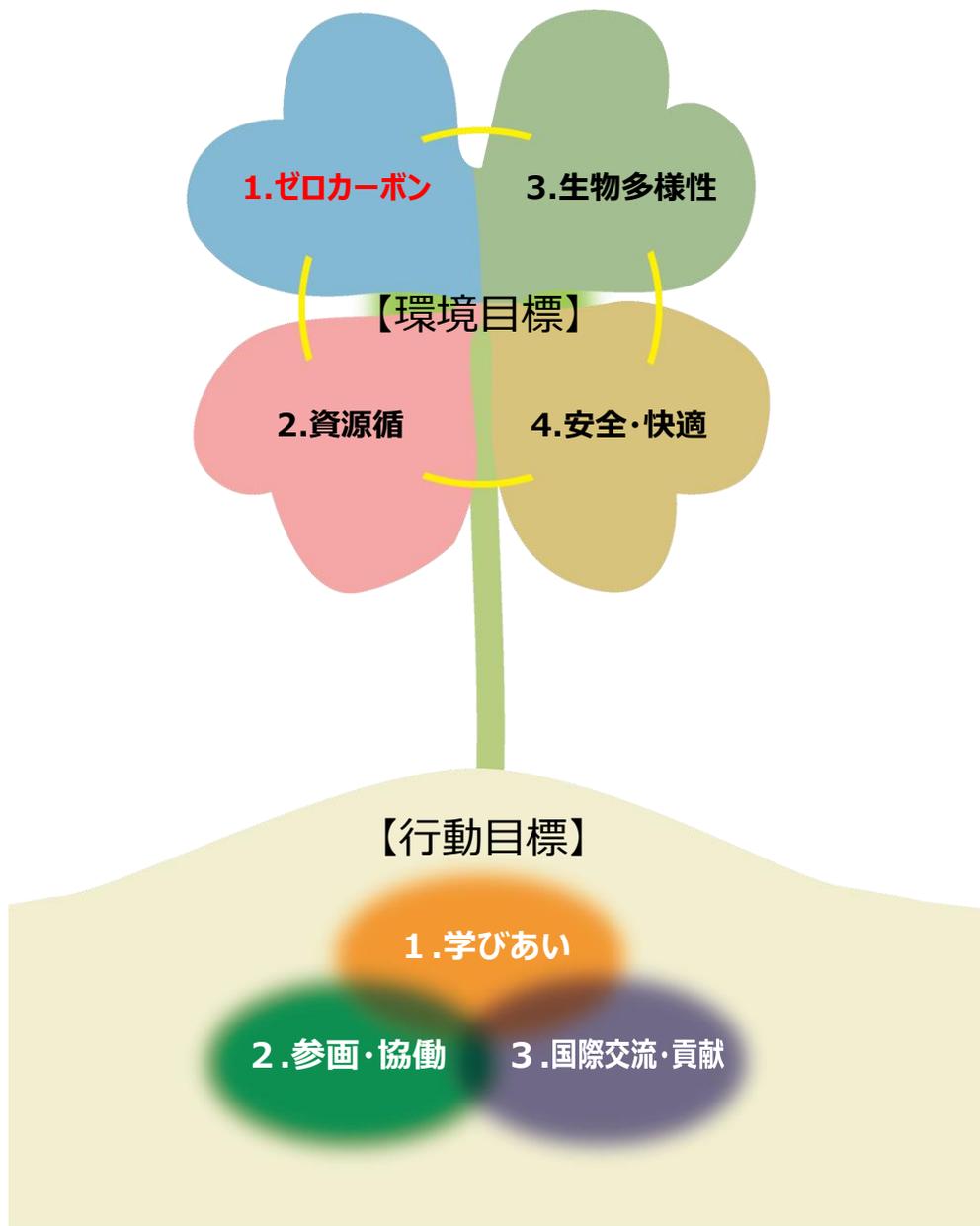
全ての人が、生涯にわたり環境について学びあう社会のしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高めます。

#### 2. 参画・協働 参画と協働により 環境活動を進めるまちへ

市民・事業者・行政などの各主体、各世代の自立と協働、参画により地域力を高め、環境活動を進めます。

#### 3. 国際交流・貢献 世界の人々と協力し、よりよい地球 環境を次世代へ引き継ぐまちへ

国際的視野をもち、世界の人々と協力して、よりよい地球環境を未来に残すことに貢献します。



## コラム 環境目標と行動目標のつながり



「環境目標は4つあるけど、このうちどれが一番重要なんだろう。」



「“ゼロカーボン”“資源循環”“生物多様性”“安全・快適”の4つの環境目標は、相互に関連し合っていて、どれが一番ってないんだよ。例えば、資源を大切にしておゴミを減らすことは、焼却されるごみの量が減ることで、地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素の排出が抑制されるんだ。それに、地球温暖化の防止は、気候変動による豪雨、土砂災害や動植物の絶滅のリスクの低減にもつながるんだよ。」



「なるほど！じゃあ、3つの行動目標との関係はどうなっているの？」



「3つの行動目標は、環境目標を達成するときの行動指針を示しているんだ。3つの行動目標である“学びあい”“参画・協働”“国際交流・貢献”の視点から、4つの環境目標を統合的に達成していくことで、持続可能なまちづくりが実現されるんだよ。」



「今だけじゃなく、この先もずっと安心して快適に生活していくために、自分たちがどうすればいいか、環境について考えて行動していく必要があるんだね。」



## Chapter2 西宮の環境と歴史

# 1. 市民、事業者から見た西宮の環境

→アンケートの結果を反映します。

# 2. 西宮の自然環境

→時点修正します。

# 3. 西宮の環境の歩み

→時点修正します。

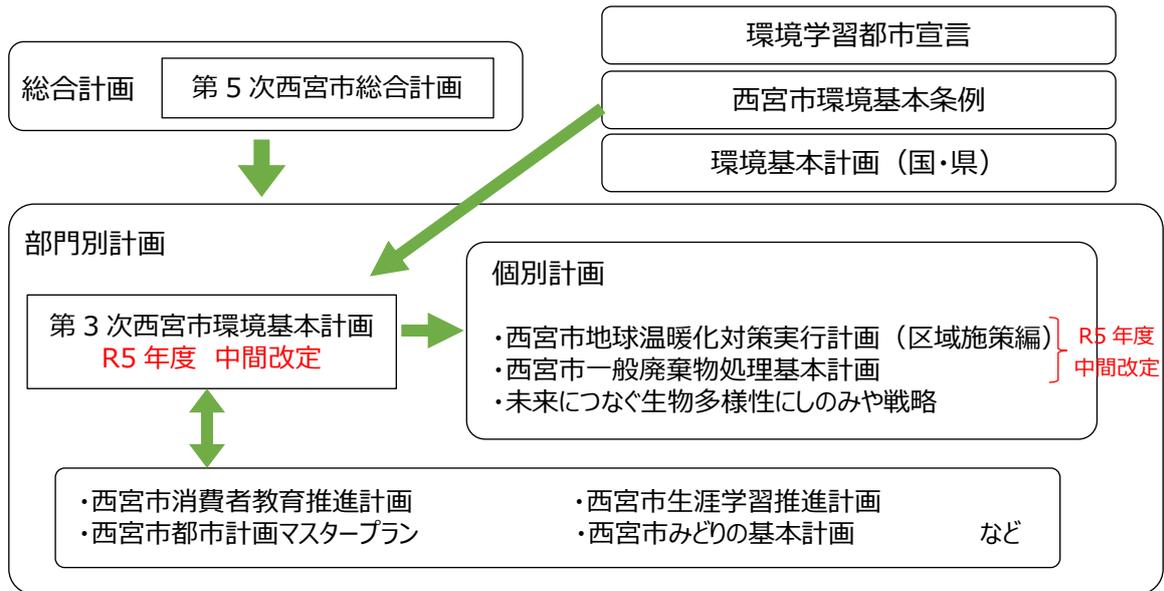
## Chapter3 計画の位置づけ

# 1. 計画の位置づけ・役割

本計画は、西宮市環境基本条例に基づく、持続可能なまちづくりに向けた施策を推進するための計画であり、第5次西宮市総合計画と整合を図りながら推進していく部門別計画と位置付けられています。

また、本計画の個別計画である西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）や、西宮市一般廃

棄物処理基本計画、未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略などと整合を図るとともに、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育行動計画を包含し、具体的な取り組みを推進するものです。



# 2. 計画の対象

対象	要素
自然	地形・地質、生態系（すべての生物・生物群集とそれを取り巻く環境）
まち・くらし	大気・水・土壌、騒音・振動、廃棄物、資源・エネルギー、気候・日照、有害化学物質、経済、住環境
人・文化	地域環境力、環境教育・環境学習、環境保全活動、都市景観、地場産業
歴史・国際	歴史的・文化的遺産、語り部・伝承、国際交流・貢献

# 3. 計画の期間

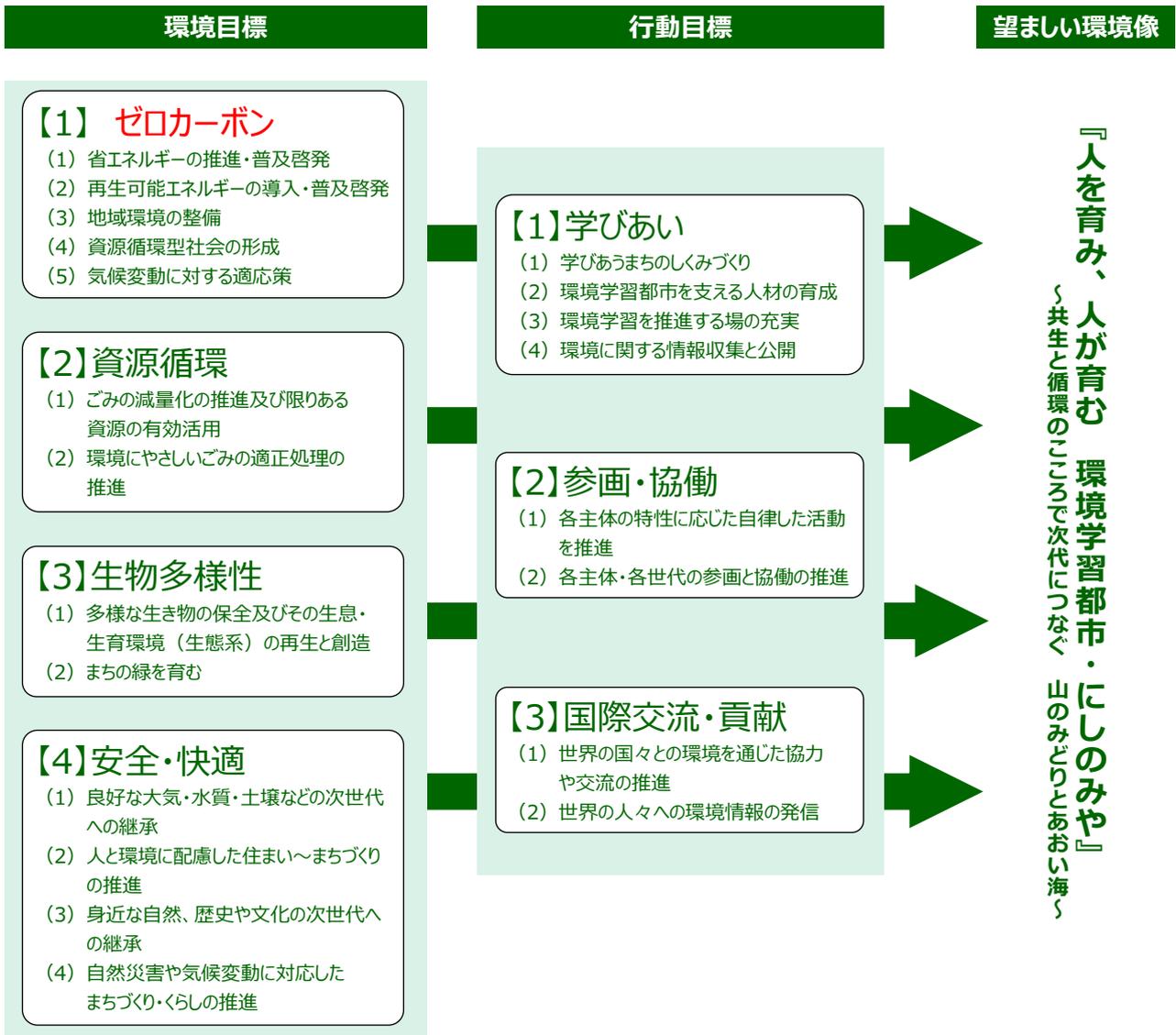
計画期間は、2019年度～2028年度までの10年間とします。

なお、取り組み状況を毎年把握し、中間年次である2023年に取り組みの点検・評価を実施するとともに、総合計画の改定状況や社会情勢等を考慮し、見直しを行います。



## Chapter4 望ましい環境像の実現に向けた目標と取り組み

# 1. 施策体系



## 2. 各目標の基礎となる視点

### 西宮市が育んできた環境と学びあいの文化

西宮市は、全国初の環境学習都市宣言を行い、“環境学習”をあらゆる取り組みの中心においてきました。私たちは、日々の暮らしの中での気づきをきっかけとして、取り巻く環境に対する理解を深め、自然や歴史、文化、産業、伝統といった地域の資源を活用しながら、学びあいの文化を育んできました。この学びあいの文化を伝

え、広げていくために、市民、事業者、行政などが互いに地域社会に関わりつづけていく参画と協働のしくみが必要です。身近な環境問題は、今や国境を越えて広がる人類共通の課題となっています。人と人のつながりの中で学びあう文化を通して地球環境との望ましい関係を築いていくことが大切です。

### 自ら考え行動できる人材づくり

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）（平成 23 年 6 月改正）では、人間性豊かな人づくりにつながる環境教育の充実などが盛り込まれました。環境保全活動のすそ野を広げ

ていくにあたり、学校等での環境教育の充実はもちろんのこと、地域社会において、市民・事業者・行政などの参画・協働による実践的な人材づくりとその活用が求められています。

### コラム 持続可能な開発のための教育(ESD\*)とは

「持続可能な開発のための教育（ESD）」は、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇など人類の開発活動に起因する現代社会の課題について、人間性を育み、多様な考え方を尊重しながら、自らの問題として主体的に捉え、問題解決につながる新たな価値観や行動などの変容をもたらす学習・教育活動です。

私たちの暮らしは、自然環境を通じた多くの恵みに支

\* ESD = Education for Sustainable Development

えられている一方、自然との関わりの中で、想定外の災害に直面する場合があります。将来起こりうる様々な事象への備えという観点からも、ESD による持続可能な社会の担い手を育む教育の重要性が高まっています。ESD が求める身近なところから問題に取り組む姿勢は、一人ひとりが地域づくりの主体であるという意識を育みます。

## コラム 持続可能な開発目標(SDGs\*)とは？

2015年に150を超える国連加盟国首脳に参加のもと、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」が採択されました。SDGsでは、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。また、行政・地域・企業・大学・NGO・市民等のあらゆる主体が参画すること、また社

会のすみずみまで手を差し伸べる「誰一人取り残さない」という考え方を明確にしています。これは、環境学習都市として西宮市が掲げる持続可能なまちづくりの考え方、すなわち、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、経済の発展と公正で平和な社会の構築を目指す考え方につながるものとなっています。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



持続可能な開発目標 (SDGs)

出展：国際連合広報センター

## 西宮市の環境目標とSDGsとの関係

### 1. ゼロカーボン 二酸化炭素排出量実質ゼロのまちへ



### 2. 資源循環 ごみを減らし、資源を有効活用するまちへ



### 3. 生物多様性 生き物のつながりが豊かな恵みを育むまちへ



### 3. 安全・快適 安全・快適な生活環境を暮らしの中で築くまちへ



### 3. 環境目標

環境目標	
 【1】 ゼロカーボン	省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの普及拡大など、地球温暖化対策に取り組み、「2050年ゼロカーボンシティにしのみや」の実現に向けた取組を進めます。

指標等	
	2028年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で41%以上削減します  【参考目標】（国の計画期間による） 2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で46%以上削減します

#### ● 取り組み

は取り組みを実施する主体

省エネルギーの推進・普及啓発

再生可能エネルギーの導入・普及啓発

地域環境の整備

資源循環型社会の形成

気候変動に対する適応策

#### 【関連計画】

- 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画  
（区域施策編）
- **西宮市都市交通計画**
- 第3次西宮市産業振興計画 など

**コラム** 太陽光パネルで学ぶ再生可能エネルギー

**コラム** かしこくクールチョイス

**コラム** 畑から食卓までの距離は？  
フードマイレージについて考える

## 環境目標



### 【2】 資源循環

循環型社会の構築に向けて、2 Rと分別・リサイクルの推進により、資源を有効活用し、ごみを少なくする取り組みを進めます。

高度経済成長により、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムが進展し、私たちは多くの物に支えられ、便利で豊かな生活を送ってきました。その一方で、地球上の限りある資源を大量に消費することにより、天然資源の枯渇、廃棄物の増加による最終処分場の不足、プラスチックごみによる生物や生態系への悪影響などの問題が発生しています。

地球規模での環境問題となっている廃棄物の問題解決と資源循環を推進するためには、市民・事業者・行政などがこれらの問題を認識し、「循環型社会」の構築に向けて行動していく必要があります。

本市においては、ごみの排出量は全体で減少傾向

となっているものの、事業系ごみについては増加傾向となっており、事業者による廃棄物の排出抑制が喫緊の課題となっています。各主体がそれぞれの役割を果たしながら、2 Rと分別・リサイクルの取り組みを推進するとともに、廃棄物の適正処理を実施していく必要があります。

「西宮市一般廃棄物処理基本計画」では、ごみを発生させない社会の確立や分別の徹底とリサイクルの推進、適正で効率的なごみ処理体制の構築を基本方針として、ごみの排出量の削減と最終処分率の低減などを目標とする取り組みを進め、持続可能な「循環型社会」の構築を目指していきます。

## 指標等



ごみ総排出量  
10.8%削減  
(2016年度比)  
1人1日  
976g→871g



最終処分率  
13.1%  
→11.9%  
(2016年度比)  
(1.2ポイント改善)



温室効果ガス削減量  
28.1%削減  
(2016年度比)  
(※廃棄物分野に限る)

## ● 取り組み

### ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用

#### ① 廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進 市民・事業者・行政

「ごみ減量等推進員」などを通じた市民啓発やレジ袋削減キャンペーンなどによるマイバッグの普及に取り組み、ごみになるものを作らない、買わないといった、そもそもごみになるものを減らす取り組みを推進します。事業者には、特定事業者等による廃棄物減量化等計画書提出の義務づけや資源化促進ガイドブックの配布などにより、廃棄物の発生抑制を推進します。また、手付かずの食品や食べ残しといった「食品ロス」を削減するため、「生ごみ3きり運動」の推進や食べ残しを減らすなどの食育の取り組みを充実させるとともに、フードドライブなどの取り組みを市民・事業者幅広く呼びかけていき

ます。

近年、地球規模で問題となっているプラスチックごみの削減は、海洋環境を守るだけでなく、原料となる石油の使用量も削減され、地球の資源を守ることにもつながります。また、プラスチックは燃やすと地球温暖化の原因となる温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）を発生させますが、プラスチックの使用量を減らすことができれば、温室効果ガスの削減にもつながることから、プラスチックごみをできるだけ限り出さずにプラスチックと賢く付き合っていくライフスタイルへの転換をめざしていく必要があります。

## ② 不用品の再利用（リユース）の推進 市民・事業者・行政

図書館で活用できなくなった図書の市民への無料配布や、リサイクルプラザにおいて廃棄された粗大ごみの修理・再利用、また、家庭や飲食店などにおけるリユース食器やリターナブルびんの利用促進により、不用品の再利用を推進します。

また、小規模事業所を対象とした古紙回収システムの構築や、常設リサイクルステーションの設置、びんのリサイクル率の向上を検討するなど、多様な資源回収システムの構築などに取り組み、資源の再生利用を推進します。

## ③ 資源の再生利用（リサイクル）の推進 市民・事業者・行政

資源の再生利用を推進するため、市民の自主的な集団回収活動への支援や、食品系量販店等による牛乳パック・トレイ・ペットボトル等の店頭回収活動などを促進し、資源化が可能なごみの分別排出を徹底します。

系ごみの削減に努めます。

## 環境にやさしいごみの適正処理の推進

### ① 各主体による適正処理の推進 市民・事業者・行政

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用について、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むまちを目指します。

生活系ごみについては、市民は 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を理解した上で、2R（リデュース・リユース）に積極的に取り組み、ごみの発生抑制・再使用・分別排出の徹底に努めます。

増加傾向にある事業系ごみについては、全ての事業者が一般廃棄物と産業廃棄物の分別排出の徹底および古紙類等の再資源化に積極的に取り組み、事業

系ごみの削減に努めます。

行政は、幅広い年齢層・多種多様な事業者への普及啓発を図るため、ホームページやごみ分別アプリ、ハローごみや適正処理ハンドブック等の広報誌等、各種媒体を活用した情報提供に取り組みます。また、ごみ処理施設に搬入されたごみに不適物が含まれていないかを調べる展開検査や不適正排出事業者等に対する個別指導を実施するほか、関係機関と連携して不法投棄の防止などに取り組みます。

### ② ごみ処理施設におけるエネルギーの有効活用 市民・事業者・行政

#### 及び処理の効率化の推進

多様な生き物とその生息・生育環境を保全するためには、それらに関する情報を蓄積・更新していく必要があります。そのため、市民自然調査やホームページ等により市内の生き物の生息状況等に関する情報の収集、蓄積・更新及び発信を行います。

#### 【関連計画】

- 西宮市一般廃棄物処理基本計画 など

## コラム 2Rの推進

ごみになるものを買わない「リデュース」、ものをそのままの形で繰り返し利用する「リユース」、ものを再び資源として利用する「リサイクル」の3つをあわせて3Rと言いますが、リサイクルはその処理の過程で一定のエネルギーを使うことから、特に、ごみの減量には、「リデュース」と「リユース」の2R（マイバッグ持参、必要なものを必要な量だけ買うなど）を進めることが重要です。



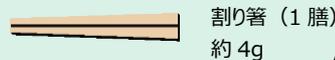
## コラム 1人1日に51gのごみを減らすとは、どのくらい？

ごみ総排出量を2016年度比で、10.8%削減することを目標にしています。この目標を実現するためには、生活系ごみは10%、事業系ごみは20%の削減が必要です。生活系ごみを10%減らすためには1人1日に51gのごみを減らす必要があります。

例1：レジ袋1枚（約7g）＋割り箸1膳（約4g）＋紙箱1箱（約40g）＝51g

例2：レジ袋2枚（約14g）＋食品トレイ2枚（約8g）＋ペットボトル1本（約30g）＝52g

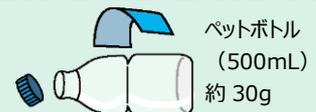
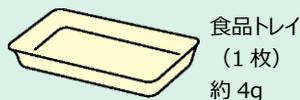
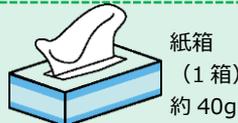
●もらわないようにするもの



●使う量を減らせるもの



●拠点回収に出せるもの



## コラム 食べものから考えるごみ減量 ～食品ロス・生ごみ3きり運動～

### 【食品ロス】

日本では、2014 年度においては、2,775 万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち、食べられるのに廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」は、621 万トンとされています。また、日本人 1 人あたりに換算すると、「お茶碗約 1 杯分（約 134g）」の

※出典：農林水産省  
「食品ロスの削減に向けて  
～食べものに、もったいないを、もういちど。～」

食べ物”が毎日捨てられている計算となります。買い物では買い過ぎず「賞味期限」を正しく理解し、料理は作り過ぎずに余った食品は作り替えるなどの工夫を心がけ、一人一人が「もったいない」を意識しながら食べ物を無駄なく大切に消費していく必要があります。

参考  
賞味期限…おいしく食べることができる期限のこと。  
(期限が過ぎたら食べられなくなるということではない。)  
消費期限…安全に食べることができる期限のこと。

### 【生ごみ 3 きり運動】

買った食材を使い切る「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、ごみを出す前に水を切る「水きり」、これらの 3 つの「きり」を実践することです。

使いきり…計画的な買い物で食材を残さない  
食べきり…食べきれる量を把握して食べ残さない  
水きり…まずはぬらさない、そしてひとしぼり、さらに乾燥

## コラム プラスチックごみの現状

プラスチックは軽くて丈夫、加工もしやすい素材のため、さまざまな生活用品に使われていますが、その一方で、軽量で丈夫など耐久性が高いことから、自然界で分解されにくいという特徴があります。

大阪湾に漂着したごみの約 8 割がプラスチックごみと言われており、阪神間で唯一自然の海浜が残っている西宮でも、プラスチックなどの漂着ごみが多くみられます。

自然界で分解されにくい特徴を持つプラスチック製品ですが、不要となり、ポイ捨てなどで捨てられたものが、河川等を通じて海までたどり着き、海洋中に漂流したり、海岸に漂着したりします。特に使い捨てプラスチック

が海へと流れ込むことで、海岸の景観が損なわれるだけでなく、海の生き物が間違えて食べて死に至ったり、身体に絡みついて傷つけたりするなど、海洋の生態系に大きな影響を与えてしまいます。



香爐園浜の様子（平成 30 年台風 21 号上陸後撮影）

## コラム プラスチック・スマートアクション・にしのみや

現在、地球規模でプラスチックごみが問題となっていますが、市民・事業者の皆様とともにプラスチックごみの削減に向けた取り組みを進めるため、「プラスチック・スマート・アクションにしのみや」を策定しました。

### 【私たちにできること（4つの基本方針）】

#### Reduce（リデュース）

マイボトル、マイバッグ、マイカップなどを使ってごみを減らしましょう。

#### Reuse（リユース）

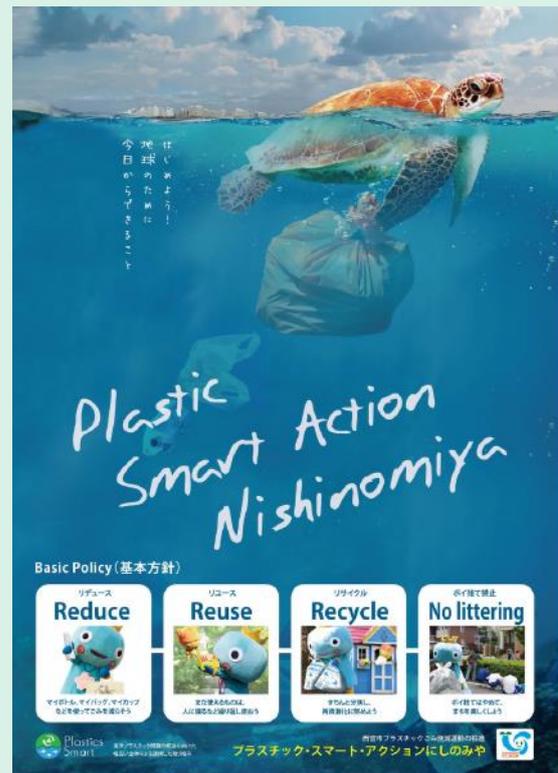
まだ使えるものは、人に譲るなど繰り返し使しましょう。

#### Recycle（リサイクル）

プラスチック製品を捨てる時は適切に分別し、再資源化に努めましょう。

#### No littering（ポイ捨て禁止）

ポイ捨てはやめて、まちを美しくしましょう。



### 【使い捨てプラスチック（ワンウェイプラスチック）とは？】

一度使用したら、再資源化または廃棄してしまうプラスチック類のことで、テイクアウト用の飲料カップ、スプーン、フォーク、ストロー、ペットボトルといったものから、コンビニの弁当容器やカップめん容器といったものまで多岐にわたっています。

環境目標



【3】 生物多様性

あらゆる主体と連携し、まち、山、川・池沼、海の自然環境を守り、生物多様性を高めるための取り組みを進めます。

生物多様性とは、「すべての生き物の間に違いがあること」と定義されていますが、「生き物の豊かな個性とそれらのつながり」といったように、より広い意味で使われることもあります。現在、地球上には、3,000 万種ともいわれる多様な生き物が、互いに支えあって生きており、この多様な生き物が関わりあう生態系から、私たちは、水や食料、気候の安定などの様々な恵み（生態系サービス）を享受しています。

しかし、資源の過剰な消費や開発に伴う海浜の埋め立てなどの人間の活動、国内外の他地域から持ち込まれた外来生物の増加、気候変動などにより、生態系のバランスが崩れ、現在、日本国内だけでも 3,675

種（環境省レッドリスト 2018）の生き物が絶滅の危機に瀕しています。また、近年では台風や豪雨による土砂災害が多発し、さらには、放置されて高木化した樹木等による被害の拡大も見られることから、減災・防災と生物多様性を両立させた視点も求められています。

そのため、本市においても 2012 年に「生物多様性にしのみや戦略」を策定し、市民・事業者・行政などの様々な主体の参画と協働により、西宮市の豊かな自然やそこで育まれてきた豊かな心、先人から引き継がれてきた文化・伝統・知恵などを未来へつなぐことを目指しています。



甲山



有馬川



甲子園浜

指標等

長期目標① 市内で種\*の絶滅を招かない。  
392 種 (2019 年 1 月時点)

長期目標② 市内における生き物の  
生息・生育状況を把握する。  
3,637 種 (2012 年 3 月時点)

短期目標① 市内で生息・生育が確認  
されている生き物の種数  
の増加。(在来種が対象)

短期目標② 市民等の生物多様性への  
関わりの拡大。

\* 市内の絶滅危惧種で、兵庫県版 RDB (レッドデータブック)・環境省 RDB (レッドデータブック) 掲載種が対象

## ● 取り組み

多様な生き物の保全及びその生息・生育環境(生態系)の再生と創造

### まちの緑を育む

#### 【関連計画】

- 未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略
- 西宮市緑の基本計画
- 西宮市森林整備計画 など

### コラム 自然の恵みから生まれた西宮の名水、「宮水」を守る

#### 【酒どころの水】

日本有数の酒どころとして知られる西宮ですが、その酒造りを語るうえで「宮水（みやみず）」は欠かせない存在です。古くから西宮の酒造りを支えてきた宮水は、灘五郷酒造組合宮水保存調査会による努力の甲斐もあって、今もキレの良い辛口のお酒を生み出しています。

#### 【宮水は自然の恵み】

宮水地帯には、かつて海であった地域を流れる伏流と、六甲山系を起源とする夙川からの伏流がブレンドされることで、ミネラルが豊富で鉄分が少ない、酒造りに適した「宮水」となっています。西宮ならではの自然の恵みの水が「宮水」。この「宮水」を後世に伝えていくため、市は2017年12月に「宮水保全条例」を制定し、宮水の保全に取り組んでいます。



宮水発祥の地碑

## コラム 生物多様性保全上重要な里地里山に選定されました！

平成 27 年（2015 年）12 月に環境省より「生物多様性保全上重要な里地里山」として全国で 500 箇所が選定され、西宮市からも 3 箇所選定されました。



### ナシオン創造の森

（国見台 1 号緑地）

西宮市北部の住宅地に隣接する約 14ha の山林で、地域の市民団体により「創造の森」として整備されています。

市街地にありながら、良好な林地環境が維持されており、トノサマガエル、ニホンアカガエル、ニホンリス、キンラン、ギンランなど里地里山に特徴的な動植物の生息・生育が確認されています。

普段は一般公開されていませんが、地域の小中学生の、自然体験学習の指導や森を活用した観察会などのイベントが開催されています。



### 甲山グリーンエリア

西宮のシンボル「甲山」とその周辺の自然環境を含む地域一帯を指し、山林、河川、池、湿地、農地などに様々な動植物が生育しています。

里地里山に特徴的な種の生息生育が多く確認されているほか、冬場には、豊かな里地里山生態系のシンボルであるオオタカが餌場として飛来します。

西宮市では、「甲山グリーンエリア地域連携保全活動計画」を平成 26 年（2014 年）3 月に策定し、市、NPO、ボランティア、地域住民、企業等各主体の協働により森林の除伐や干ばつ、湿原での落ち葉かきなどにより都市型里山としての機能の維持や、森林、湿原の保全を図っています。



### 社家郷山

六甲山系東端の檜ヶ峰山麓に位置する森林で、コナラなどの里山林、草地、水辺など多様な環境が見られる地域です。トノサマガエル、カスミサザシヨウウオ、ヒメアカネ、ミヤマアカネなど里地里山に特徴的な種の生息が確認されています。

「企業の森づくり」制度を活用し、森の整備が行われています。また、現地での体験学習などにも取り組まれています。

## コラム 生物多様性の新たな世界目標

### 【昆明・モントリオール生物多様性枠組】

2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において採択された新しい枠組み（ポスト2020年生物多様性枠組）です。

新枠組は、2050年ビジョン、2030年ミッション、2050年グローバルゴール、2030年グローバルターゲット、及びその他の関連要素から構成されています。

2030年グローバルターゲットには、日本が特に重視している30by30や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために8個の数値目標が盛り込まれました。

### 【生物多様性国家戦略 2023-2030】

国は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、世界に先駆けて2023年3月に新たな「生物多様性国家戦略」を策定しました。

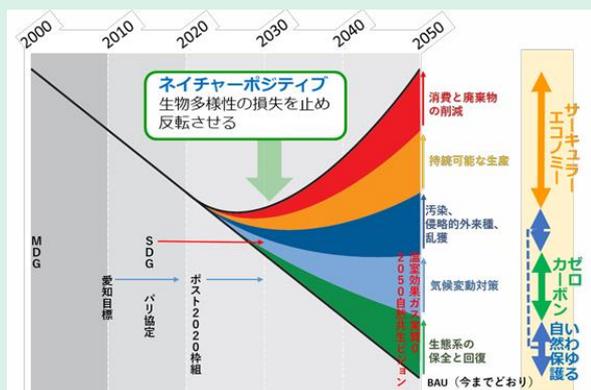
本戦略は、「2030年ネイチャーポジティブの実現」に向け、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として策定され、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応や、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調しています。

### 【ネイチャーポジティブとは？】

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味します。

2050年ビジョン「自然との共生」の達成に向けて、生物多様性損失の要因への対応や保全再生の取り組みに加え、気候変動対策や持続可能な生産と消費など様々な分野の取り組みを連携させていくことが必要と指摘されています。

生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳



資料：地球規模生物多様性概況第5版 GB05  
(生物多様性条約事務局 2020年9月)

### 【30by30 目標って？】

30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする新たな世界目標です。

### 【OECMの設定等の推進】

30by30目標の達成に当たっては、法律等に基づく国立公園等の保護地域に加えて、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定が重要と考えられています。

国では、OECM設定の推進のため、まずは民間の所有地等を「自然共生サイト」として認定することにしていきます。

「自然共生サイト」の対象となる区域は、例えば、

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原・・・

といった場所のうち、生物多様性の価値を有し、企業、団体・個人、自治体によるさまざまな取組によって、本来目的に関わらず生物多様性の保全が図られている区域が挙げられています。

## 環境目標



### 【4】 安全・快適

良好な大気・水質・土壌などを次世代に引き継ぎ、人や環境にやさしい安全で快適な社会の実現に向けた取り組みを進めます。

## 指標等

わがまちエコ活動<sup>\*1</sup>

延べ参加率<sup>\*2</sup>  
20%

\*1 地域・学校・事業者等による市内の環境美化・学習に関する活動のこと

\*2 複数の活動の参加者を含むため延べ参加率としています

## ● 取り組み

良好な大気・水質・土壌などの次世代への継承

人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進

身近な自然、歴史や文化の次世代への継承

自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進

コラム PM2.5 とは

## コラム まちに捨てられたプラスチックごみ

### 【関連計画】

- 西宮市都市景観形成基本計画
- 西宮市の都市計画に関する基本的な方針（西宮市都市計画マスタープラン）
- 西宮市下水道ビジョン
- 西宮市空家等対策計画 など

## 4. 行動目標

### 指標等

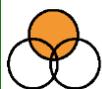
わがまちエコ活動（再掲）

延べ参加率<sup>\*2</sup>  
20%

\*1 地域・学校・事業者等による市内の環境美化・学習に関する活動のこと

\*2 複数の活動の参加者を含むため延べ参加率としています

### 行動目標



【1】 学びあい

すべての人が、生涯にわたり環境について学びあうまちのしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高めます。

## ● 取り組み

### 学びあうまちのしくみづくり

① 学校と連携した環境学習活動の推進

### 環境学習都市を支える人材の育成

① 環境人材の育成

### 環境学習を推進する場の充実

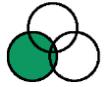
① 環境学習の場の提供

### 環境に関する情報収集と公開

**コラム** 消費者の選択が社会変革につながる

**コラム** 西宮オリジナル！  
エコカード・エコスタンプシステムとは？

## 行動目標



### 【2】 参画・協働

市民・事業者・行政などの各主体、各世代の自律と協働、参画により地域力を高め、環境活動を進めます。

## ● 取り組み

**各主体の特性に応じた自律した活動を推進**

**各主体・各世代の参画と協働の推進**

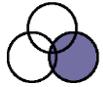
①地域に根差した環境学習の充実

**コラム** 地域の学習の場としての巡回相談会

**コラム** 市民・事業者アンケートを通して見えてきたこと

**コラム** 連携・協働のしくみ:パートナーシッププログラム

## 行動目標



### 【3】 国際交流・貢献

国際的視野をもち、世界の人々と協力して、より良い地球環境を未来に残すことに貢献します。

## ● 取り組み

世界の国々との環境を通じた協力や交流の推進

世界の人々への環境情報の発信

**コラム** 環境パネル展で国際交流！

**コラム** 渡り鳥は、なぜ西宮に来るの？

**コラム** 西宮市・バーリントン市の共同声明とは

## 5. あらゆる世代が参加できる環境学習のしくみづくり

### 本市の環境学習事業の現状と課題について

『地球ウォッチングクラブ事業』など環境学習事業の現状と課題を整理

⇒環境学習のバージョンアップの必要性

環境学習のバージョンアップ イメージ図

## 新たに構築する環境学習の仕組みの概要（イメージ）

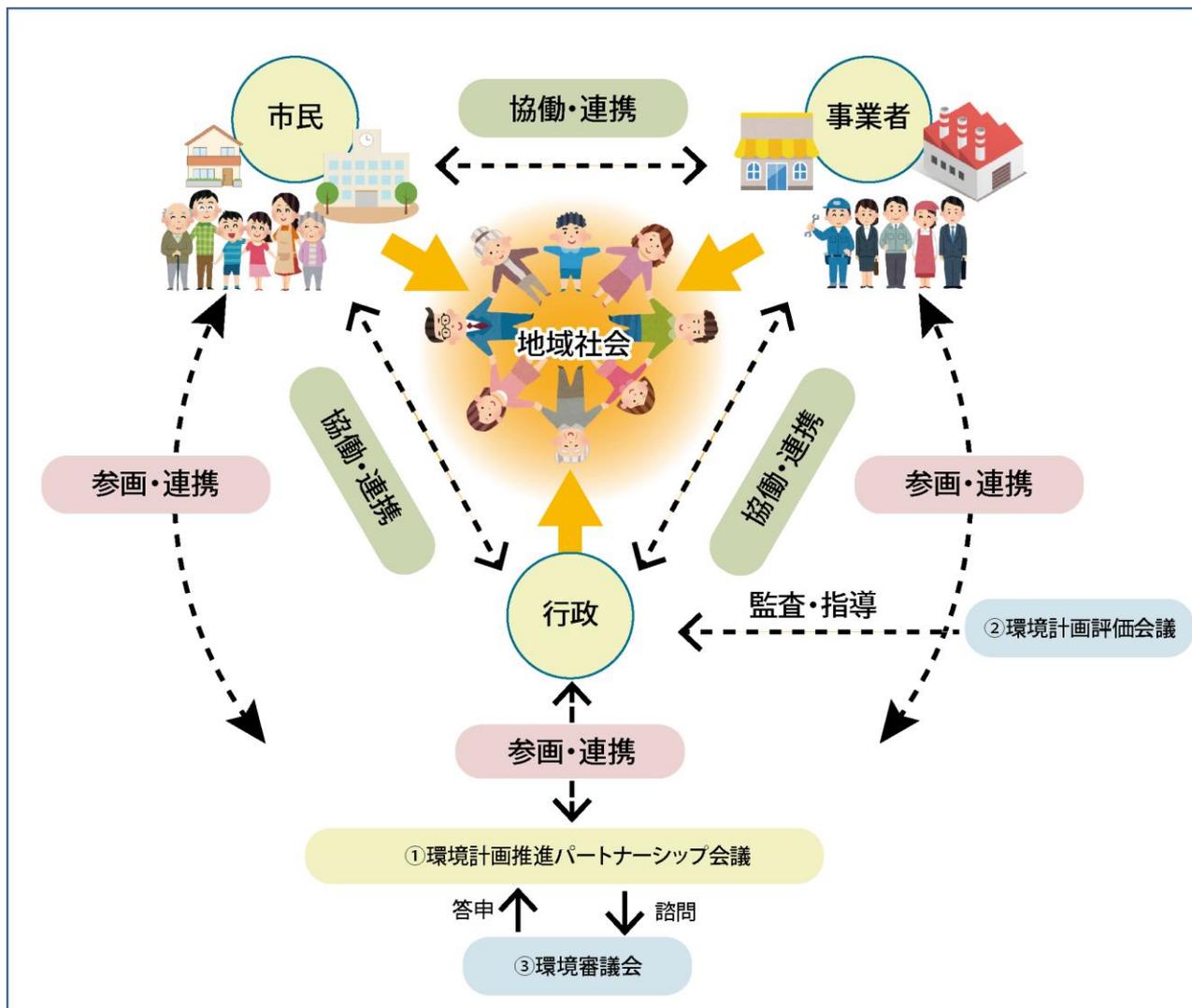
## 今後の取り組み（イメージ）

## Chapter5 計画の推進のために

# 1. 計画の進行体制

本市では、行政の主導ではなく、市民・事業者自らが環境について考える姿勢を重視した推進体制としています。各会議とも、市民・事業者・行政の協働により運営します。

## 持続可能なまちづくり 計画の進行体制



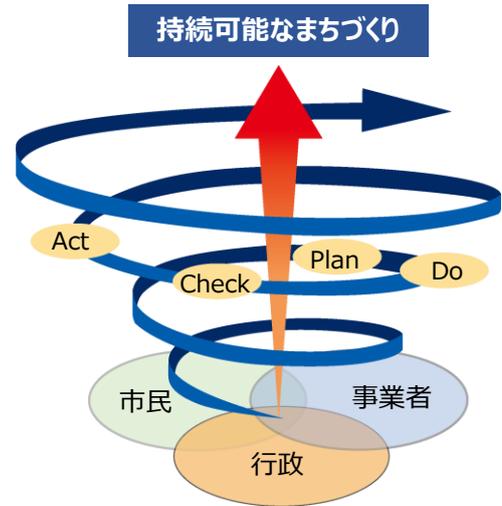
会議名	役割	PDCA サイクル における位置づけ
①環境計画推進 パートナーシップ会議	市民・事業者・専門家・行政で構成。 継続的な改善に向け、環境計画を推進する組織。	Plan (計画) Do (実行) Act (見直し)
②環境計画評価会議	市の環境施策について、環境計画の進捗状況を把握し、改善・指導を行う外部監査の役割を担う。	Check (点検)
③環境審議会	環境計画の策定、保護地区等の指定・解除並びに環境施策の推進について審議する役割を担う。	Check (点検)

## 2. 進行管理

進行管理を行う上で、PDCA サイクルを活用し、改善していくことが重要です。

各年度や計画の中間期に**環境審議会の外部チェック**も受けながら、取り組みを進めていきます。

Plan (計画)	各年度の目標設定、取り組みの決定、中間見直しの実施 など
Do (実行)	市民・事業者・行政による計画に基づく取り組みの実施 など
Check (点検)	環境計画評価会議及び環境審議会による施策等の実施状況、成果の点検 など
Act (見直し)	施策、取り組みの見直し、目標の見直し、新たな施策・取り組みの検討 など



西宮市役所では、PDCA サイクルをどのようにして、回しているの？



西宮市では、まず、(P) 今年 1 年間に取り組むことについて方針をたてているよ。

そのあと、(D) 計画をもとに、環境に配慮した取り組みを進めているんだ。



そして、(C) 実行した内容について、内部だけでなく、外部の方（専門家・事業者・市民）によるチェックを行っているんだ。

最後に、(A) 1 年間の取り組みを振り返り、来年に向けて見直し方針を作って、継続して取り組んでるよ。PDCA サイクルは、1 年だけではなく、継続して取り組むことが大切なんだ。



そうなんだ。市民・事業者と連携し、こういった一連の取り組みを毎年繰り返し、改善していくことが、持続可能なまちづくりにつながるんだね。

## 3. 情報公開

毎年、取り組み状況や**環境審議会からの監査結果、助言**について年次報告書やホームページなどで情報を公開します。



環境報告書（ホームページ）



エココミュニティ会議活動報告書



環境学習都市宣言 10周年記念誌

計画改定のスケジュール

	2023年								2024年						
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
計画策定	骨子作成			素案作成								計画案作成		市議会へ報告	
アンケート調査	6/23~7/10		実査		集計・分析										
PS会議	5/15●第1回						第2回								
温対部会			7/28●第1回		第2回										
ワークショップ			8/6●		まとめ										
パブリックコメント									→						
環境審議会			7/25●第1回 (諮問)				第2回 (素案について)								

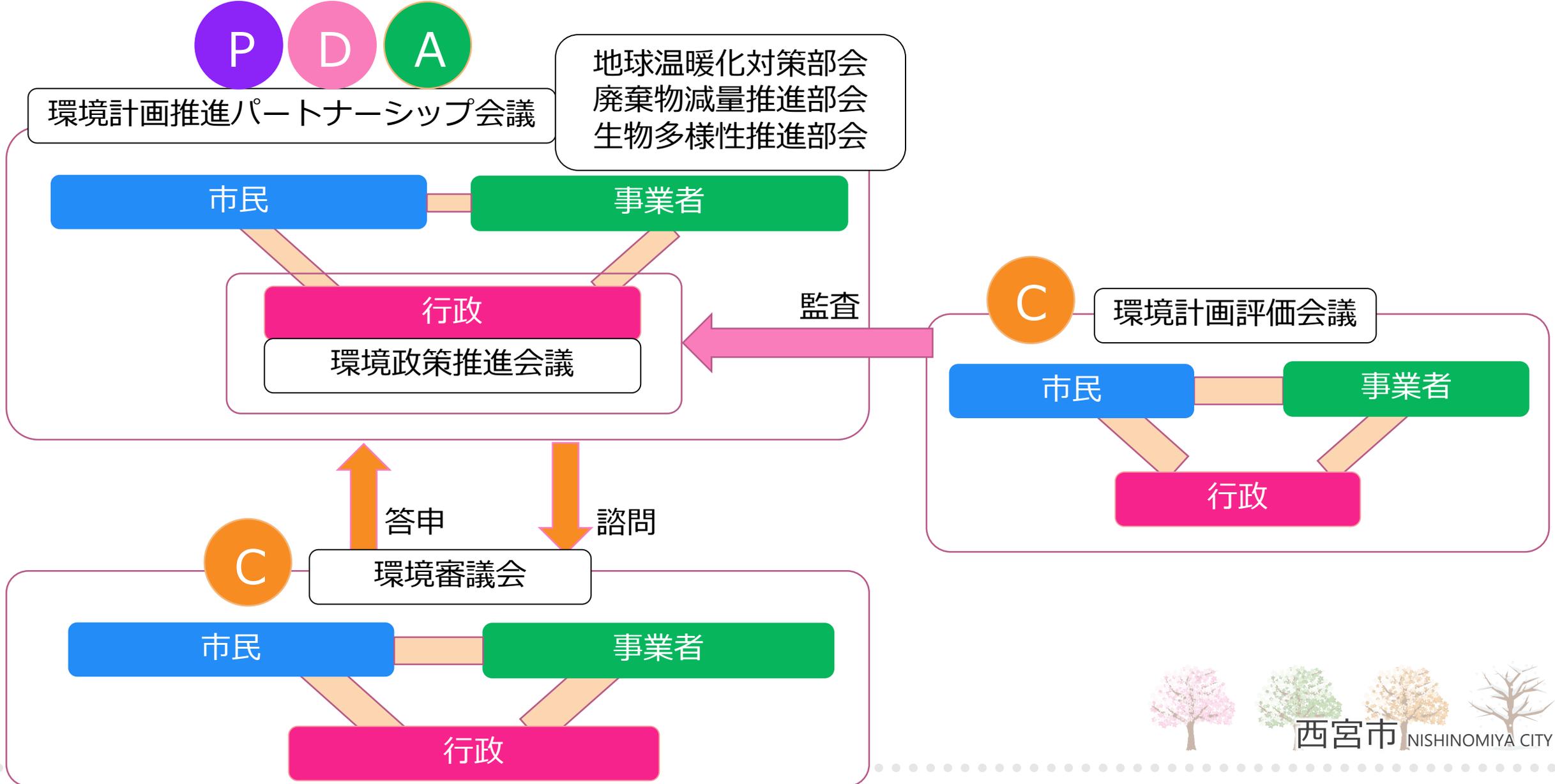
# 第3次西宮市環境基本計画の 推進体制の課題について

日付：令和5年7月25日

部門：西宮市環境企画課（環境学習都市推進担当）



# 現在の推進体制



# 現在の推進体制（役割）

会議名	役割	P D C Aサイクル	位置づけの根拠	備考
環境計画推進パートナーシップ会議	継続的な改善に向け、環境計画を推進する組織	Plan（計画） Do（実行） Action（見直し）	附属機関・環境基本条例 ＜部会＞ 地球温暖化対策部会 廃棄物減量推進部会 生物多様性推進部会を 設置	
環境計画評価会議	市の環境施策について環境計画の進捗状況を監査し、改善指導を行う	Check（点検）	附属機関・環境基本条例	コロナによるBCP発動のため休止中（R2～）
環境審議会	環境計画の策定、保護地区等の指定等、環境施策の推進を審議	Check（点検）	附属機関・環境基本条例・自然と共生するまちづくりに関する条例	



# 西宮市環境政策推進会議（庁内会議）

## 西宮市環境政策推進会議

会長：市長      副会長：両副市長  
構成員：各局長級職員（政策調整会議の構成員）

## 西宮市環境政策推進会議 幹事会

会長：両副市長  
構成員：関係局部課等の長

地球温暖化対策作業部会  
（公共施設等ゼロカーボン）  
（ゼロカーボンシティ）

資源循環対策作業部会  
（市役所の取組の推進）  
（市民・事業者の取組の推進）

# 西宮市環境政策推進会議（庁内会議）

設置：令和2年10月

従来の市役所エコ推進会議 本部会議にかわる組織として設置

目的：地球温暖化や資源循環など地球環境保全の分野について、市民、事業者、行政の役割の内、行政として担うべき施策・事業について協議する。

これまで副市長をトップとして環境マネジメントシステムの重要事項を審議する市役所エコ推進会議推進本部を発展的に解消し、新たに市長を会長として、環境政策を推進していくためより具体的な施策の実現に向けて協議を行う 会議体として設置

## 西宮市環境マネジメントシステム（EMS）の 市長の見直し指示（H31.3）

環境マネジメントシステムについて  
システムの運用による効果、目的等を改めて見直し、より効率的・効果的な運用に努めること。そのため、他市の事例を踏まえ、マニュアルや手順書の改定や各種システム文書の簡略化などの見直しに着手すること。

# 環境基本計画の推進体制上の課題

■現在、環境基本計画を推進する上で会議体が複数あり、役割が重複している部分がある。

例：計画策定 = P S 会議と審議会    C h e c k = 審議会と評価会議    など

■環境マネジメントシステムは、多くの自治体が I S O を返上。他市の事例では、システム管理事務の簡素化により生み出した時間を、新たな地球温暖化対策などの施策立案に充てていっている。

■現在、環境計画推進パートナーシップ会議は、「地球温暖化」「資源循環」「生物多様性」と環境目標（個別計画）毎に部会を設置。主に計画を推進していく役割であることから、より具体的な議論を深めるためにも部会単位を中心とした運営にしていく必要があるのではないか。

■環境政策推進会議の設置により、庁内会議の回数が増加している。ただし、庁内横断的に事業を進めることができるようになった。（例：LED事業 政策局×環境局×土木局の連携事業）

ただし、会議のための事務処理時間が増加している。（本部+幹事会+作業部会）

## 保護樹木の指定解除について（審議）



---

■	保護樹木 指定番号 第18号 の指定解除について	資料
---	--------------------------	----

---

■	保護樹木 指定番号 第117号 の指定解除について	資料
---	---------------------------	----

---

■	保護樹木 指定番号 第17号 の指定解除について	資料
---	--------------------------	----

---

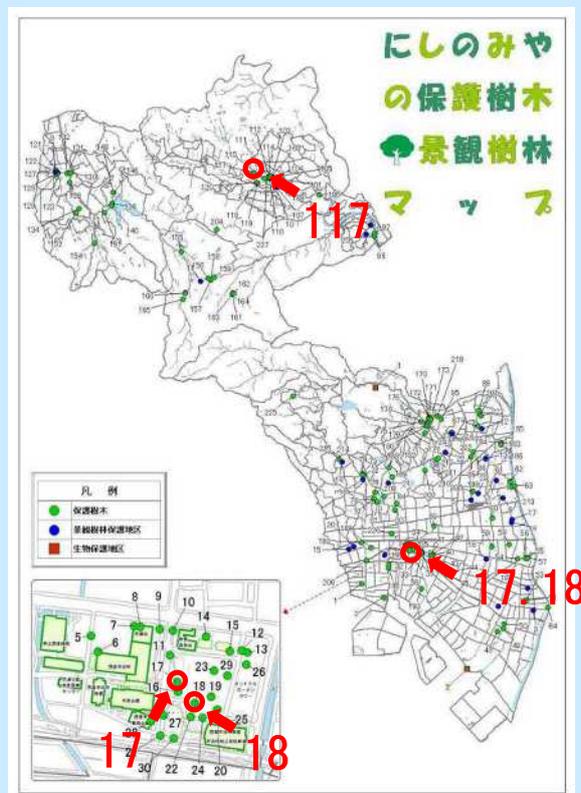
# 保護樹木・景観樹林保護地区 指定一覧表

○保護樹木指定一覧表						○景観樹林保護地区指定一覧表		○生物保護地区指定一覧表								
番号	樹木名	番号	樹木名	番号	樹木名	番号	樹木名	番号	名称							
1	エノキ	29	ク	ス	70	ク	ス	1	西宮神社林							
2	エノキ	30	ク	ス	73	ムクノキ	104	ヤマモモ	2	八幡神社林						
3	ク	ス	32	ク	ス	74	ムクノキ	105	ケヤキ	3	岡太神社林					
4	イチヨウ	23	エノキ	77	ク	ス	106	ク	ス	4	熊野神社林					
5	ク	ス	35	エノキ	78	ク	ス	107	モミ	5	八幡神社林					
6	ク	ス	36	ク	ス	81	ク	ロマツ	108	ク	ス	6	日野神社林			
7	ク	ス	37	ク	ス	84	ク	ス	109	アカマツ	201	ク	ク	7	殿島神社林	
8	ク	ス	38	エノキ	85	ク	ス	110	ケヤキ	202	ク	ク	8	生瀬皇太神社林		
9	ク	ス	41	ク	ス	86	ク	ス	111	カヤ	203	ク	ク	9	公室神社光明寺林	
10	ク	ス	43	ク	ス	87	ク	ク	204	ク	ク	10	名産八幡神社林			
11	ク	ス	44	ク	ク	88	エノキ	109	ク	ス	205	ク	ク	11	山玉神社林	
12	ク	ス	45	イチヨウ	89	ユーカーリ	110	ク	ス	206	ク	ク	12	若宮八幡神社林		
13	ク	ス	48	イチヨウ	90	ク	ス	111	エノキ	207	ク	ク	13	大市八幡神社林		
14	エノキ	49	イチヨウ	91	ク	ス	112	ケヤキ	208	ク	ク	14	越木岩神社林			
15	ムクノキ	50	イチヨウ	92	ク	ス	113	エノキ	209	ク	ク	15	須佐之男神神社林			
16	ク	ス	51	ク	ス	114	イロハカエデ	210	ク	ス	211	ク	ク	16	松風公園林	
17	ク	ク	54	ク	ス	115	モミ	212	アカガシ	213	ク	ク	17	松並公園林		
18	ク	ス	55	ク	ス	116	センダン	214	ク	ス	215	ク	ク	18	八幡神社林	
19	ク	ス	56	ク	ス	117	イチヨウ	216	アカマツ	217	ク	ク	19	白山姫神社林		
20	ク	ス	57	ク	ス	118	イチヨウ	218	ケヤキ	219	ク	ク	20	大手前女子大寺林		
21	ク	ス	58	ク	ス	119	モミ	220	ク	ス	221	ク	ク	21	瀧池谷墓地 越水浄水場林	
22	ク	ス	59	ク	ス	120	エノキ	222	ク	ク	223	ク	ク	22	薬光寺林	
23	ク	ス	61	ク	ス	121	モミ	224	ク	ク	225	ク	ク	23	高木東照野神社林	
24	ク	ス	62	ク	ス	122	ク	ス	226	ク	ク	227	ク	ク	24	門戸天神社林
25	ク	ス	63	ク	ス	123	ク	ス	228	ク	ク	229	ク	ク	25	生瀬万燈籠林
26	ク	ス	69	ク	ス	124	ク	ス	230	ク	ク	231	ク	ク	26	神戸女学院岡田山林

計 129 本

令和4年10月12日 現在

# 保護樹木・景観樹林マップ



花と緑の課

# 保護樹木 第18号 指定解除について

## ■ 伐採と指定解除に至る理由

- ・ 主幹上部半分の枯死と下部にかけての内部空洞化
- ・ 樹勢の衰退と根の縮小・腐朽がみられ、倒木の可能性があった
- ・ 倒木防止の支柱の設置も、祠が隣接しているため不可能であった
- ・ 樹勢回復処置を行うとしても、根付近の掘削はかえって倒木の危険を招く可能性がある
- ・ 危険回避のため、R5.3.30伐採

様式第6号（第14条関係）

保護樹木等行為届

令和5年 3月 20日

西宮市長 様

住 氏

自然と共生するまちづくりに関する条例第26条第1項又は第2項の規定により、次のとおり届けます。

1	保護樹木の樹種及び所在地又は景観樹林保護地区の区域	保護樹木 No.18 クロガネモチ 西宮市六湛寺町7番25号			
2	指定年月日・番号	昭和48年 10月 22日 指定第18号			
3	行為の場所	西宮市六湛寺町7番25号			
4	行為の目的又は理由	倒木の危険性が認められるため、伐採			
5	行為の種類及びその内容	伐採			
6	行為期間	開始 (予定)	令和5年3月20日	終了 (予定)	令和5年3月31日
7	添付図面及び種類	位置図			
	備考				

花と緑の課

4

# 保護樹木 第18号 位置図



花と緑の課

# 保護樹木 第18号

# 樹木医診断 3-1

## 診 断 書

樹木医 西村 幸子  
(登録番号1560)

所在地 西宮市六湛寺町  
対象木 クロガネモチ  
(西宮市保護樹木 昭和48年10月22日指定 指定番号18号)  
形状寸法 H=8.75 C=1.95  
調査年月 令和5年 3月

### 調査結果

主幹上部が枯損の為大きく切り下げられており、切断面には空洞が下方にむかって見受けられる。  
主幹上部には樹皮のひび割れがあり主幹上部半分は枯死していると思われる。(参考写真②③)  
現在ある枝も主幹上部と下部にわずかに残るのみで大きく樹形を崩している。  
葉の付き・色共に悪く枯枝も多く見受けられる。(参考写真④⑤⑥⑦)  
根元部分はルートカラーが見受けられず盛土されたと思われる。(参考写真⑧⑨)  
また、令和4年8月に枯枝の剪定を行った際、樹幹全体が根元より著しく揺れており根系の腐朽が疑われた。  
樹勢の衰退及び根系の縮小が進んでおり倒木の危険があるため支柱の設置並びに樹勢回復処置が必要だが祠が隣接しており支柱の設置は不可能である。  
樹勢回復処置についても根元の揺れが著しいため、根系の掘削はかえって倒木を助長しかねず不可能である。

全景



参考写真①



参考写真②



参考写真③



参考写真④



参考写真⑤



参考写真⑥



参考写真⑦



参考写真⑧

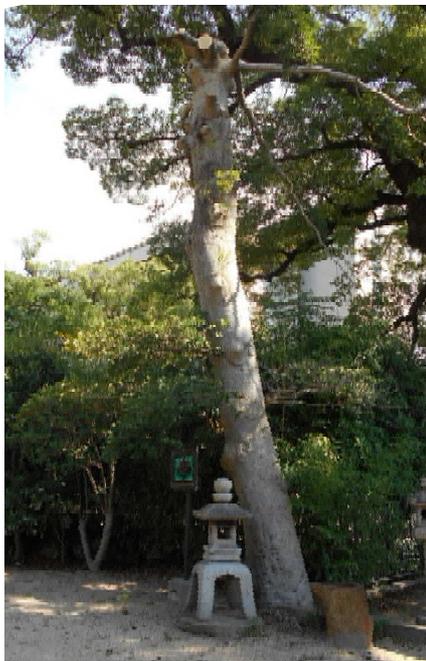


参考写真⑨



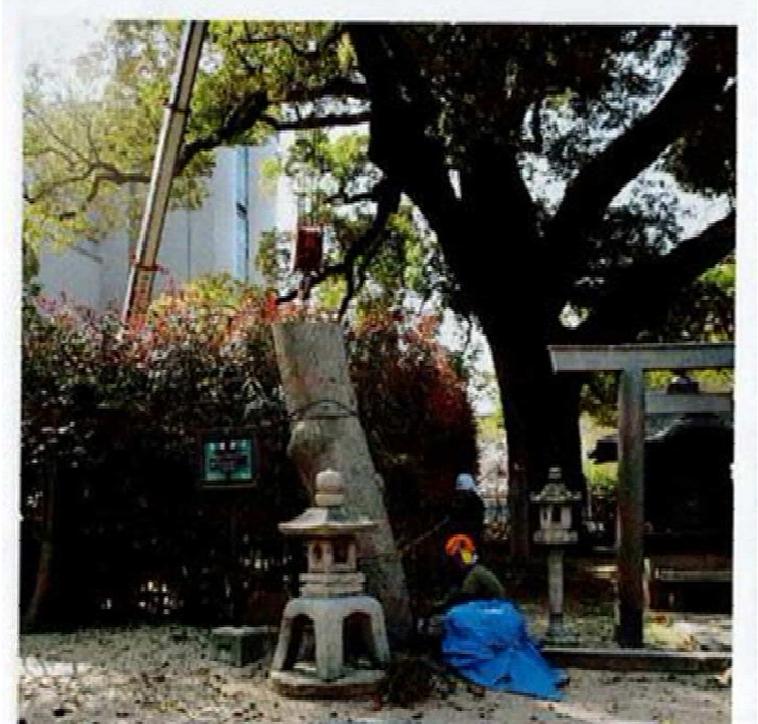
花と緑の課

# 保護樹木 第18号 処置前写真



花と緑の課

# 保護樹木 第18号 処置中写真



花と緑の課

# 保護樹木 第18号 処置後写真



花と緑の課

# 保護樹木117号 指定解除について

### ■伐採と指定解除に至る理由

・令和4年春以降、樹勢衰退がみられ、その後に枯損を確認

・R5.3.22枯損木として伐採

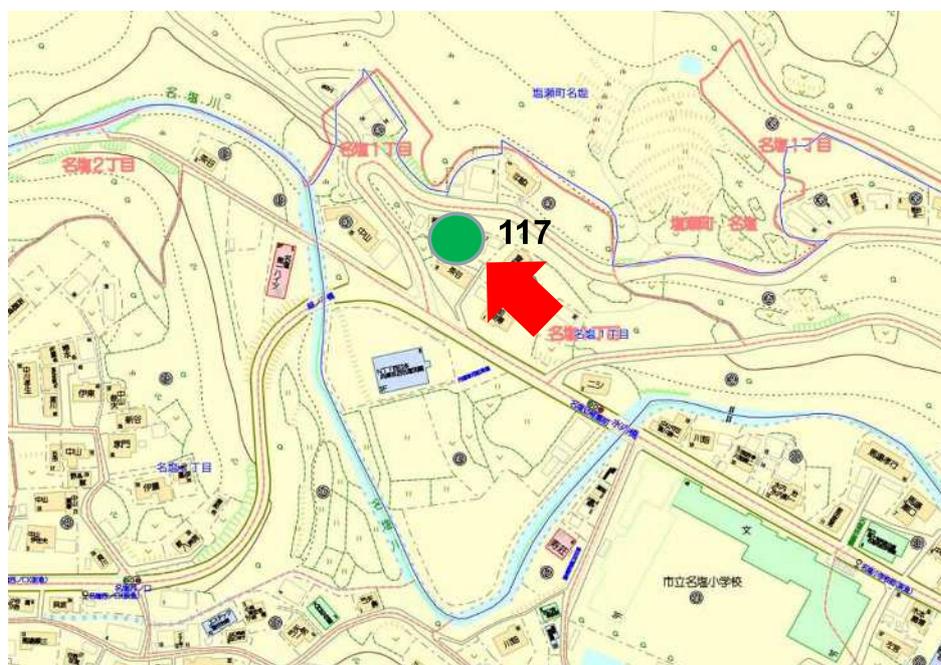
様式第8号（第14条関係）

保護樹木等滅失（枯死）届  
令和5年 3月 20日  
西宮市長 様  
住 所  
氏 名

保護樹木等が滅失（枯死）しましたので、自然と共生するまちづくりに関する条例第28条第2項の規定により、次のとおり届けます。

1 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 保護樹木	<input type="checkbox"/> 景観樹林
2 指定年月日・番号	昭和48年 10月 22日	指定第117号
3 所 在 地	西宮市名塩1丁目39-7	
4 滅失（枯死） 年 月 日	令和4年 8月頃	
5 滅失（枯死）の 理 由	原因は不明	
備 考	樹種：モミ	

# 保護樹木 第117号 位置図



# 保護樹木 第117号 処置前写真



花と緑の課

14

# 保護樹木 第117号 処置中写真



花と緑の課

# 保護樹木 第117号 処置後写真



# 保護樹木第17号 指定解除について

## ■ 指定解除に至る理由

- ・ 樹勢の衰えから幹内の空洞化が進み、徐々に傾いてきている  
(現在は、隣の木樹木とワイヤーで結び、倒木の防止を図っている)
- ・ 安全の確保のため、芯止め剪定の実施をしたいが、芯止め剪定をすると保護樹木の指定基準を満たさなくなる

西宮市長様

所有者 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]  
(公需管理者：西宮市公園緑地課)

保護樹木の指定解除について

下記のとおり保護樹木 第17号 の指定解除依頼を申請します。

### 1. 指定解除を依頼する樹木

指定番号	第 17 号
指定年月日	昭和48年10月22日
樹木の種類	ムクノキ
所在地	西宮市六湛寺町5番(六湛寺公園)
所有者	西宮市

### 2. 指定解除の理由

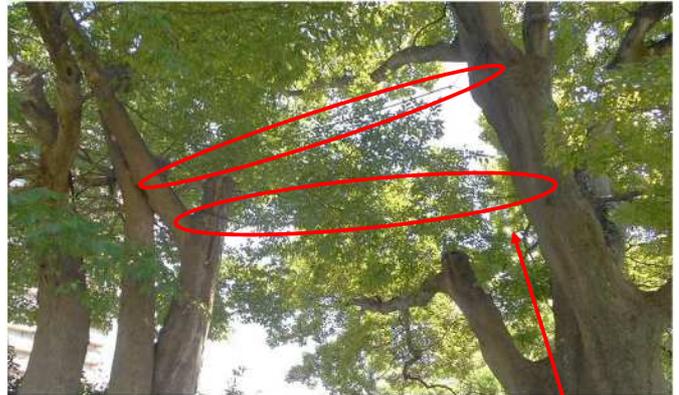
幹内の空洞化が進んでおり、最近では樹木が徐々に傾いてきている。  
倒木の危険性が高まっていることから、当該樹木を安全な高さまで幹を芯止め剪定したい。  
地上から高さ1.5m程度まで芯止め剪定をするため、保護樹木の指定基準を満たさなくなることから、指定解除を申請する。

# 保護樹木 第17号 位置図



花と緑の課

# 保護樹木 第17号 現況写真 2-1



ワイヤーでの  
倒木防止措置

花と緑の課

# 保護樹木 第17号 現況写真 2-2



花と緑の課



《生物多様性推進部会 報告》

令和4年度は、生物多様性推進部会の開催はありませんでした。

★令和5年度実施事業★

市民自然調査 「ウォッチング！西宮の自然 × EWCいきものはっけん」を実施します

■今回の市民自然調査の特徴

・環境学習都市宣言 20周年記念事業

今年は環境学習都市宣言20周年の節目の年です。これを記念して、概ね10年周期で実施してきました「にしのみや市民自然調査」を実施しています。2013年度には、小学生を始め7074名の市民参加がありました。

・EWCエコカード活動とのコラボ事業

今回の調査は、小学生向けの環境学習事業の一環として、夏休みと冬休みに取り組んでいる「生きものはっけん活動」とタイアップして実施します。エコスタンプ対象活動となります。

・児童、生徒用タブレットを活用

全児童・生徒に配布されているタブレットから調査報告ができるよう、教育委員会とも協議を行い、準備を進めています。

・調査に参加すると「自分だけの生きもの図鑑」作成ツールが使える

西宮市で作成している生きものデータベースを使って、今回の調査対象生物だけではなく見つけた生きもの全部を、「自分だけの生きもの図鑑」として卒業するまで継続して作り続けることができます。

・調査参加記念品(森林資源循環 PR グッズ)の贈呈

調査に参加した小学生には、森林資源循環の大切さを理解してもらえるよう兵庫県産の木材を使った「みやたんマグネット」を記念品として贈呈する予定です。

■実施内容

- ・実施内容：西宮市内で43種類の生きものを探してください。
- ・調査期間：2023年6月～10月31日まで
- ・調査報告〆切：2023年11月30日午後11時59分まで
- ・対象者：誰でも参加できます。
- ・調査場所：西宮市内であればどこでも。
- ・提出方法：市民自然調査のホームページから入力を基本にしていますが、パンフレットの報告用紙をご利用いただいても構いません。



【調査対象生物一覧】

〈まちなか〉22種

- ①アライグマ ②イエコウモリ ③イノシシ ④スズメ ⑤ツバメ ⑥コゲラ ⑦モズ  
 ⑧ニホントカゲ ⑨ニホンヤモリ ⑩カタツムリ ⑪ダンゴムシ★ ⑫アオスジアゲハ  
 ⑬アブラゼミ ⑭カブトムシ ⑮カマキリ ⑯キリギリス ⑰クビアカツヤカミキリ★  
 ⑱ベニシジミ ⑲モンシロチョウ ⑳セイタカアワダチソウ ㉑ツユクサ ㉒ヒガンバナ

〈水辺〉21種

- ①ヌートリア ②カイツブリ ③カワセミ ④コアジサシ ⑤コサギ  
 ⑥ハクセキレイ ⑦アカハライモリ ⑧ミシシッピアカミミガメ ⑨アユ ⑩オイカワ  
 ⑪オオクチバス ⑫ギンブナ ⑬アメリカザリガニ ⑭カワニナ ⑮サワガニ  
 ⑯オニヤンマ ⑰ゲンジボタル ⑱ミヤマアカネ ⑲ガマ ⑳オカナダモ  
 ㉑オオキンケイギク★

★印は、令和5年度初調査。

■その他

- ・特設のホームページで、調査時の説明動画や調査対象の生物の説明を掲載しています。
- ・市内公立の小・中学校の全児童・全生徒に配布しました。
- ・昨今のSDGsの取組にも関連があるため、民間事業者にも呼びかけています。

〈ホームページイメージ〉

生物多様性にしのみや戦略



生きものと であい ふれあい まなびあい  
**未来につなぐ 西宮の自然**



種名	ダンゴムシ (オカダンゴムシ)
分類	甲殻類
大きさ	1~1.4cmくらい。
特徴	あしは14本ある。指でさわると丸まる。丸まらないのはワラジムシの仲間。
おもな食べ物	雑食性。落ち葉や動物の死骸などを食べる。
生息場所	石や植木ばちの下、落ち葉の下など、しめった場所。
その他	
法規制など	



画像をクリックすると拡大表示します

画面を閉じる

〈お問い合わせ先〉

土木局公園緑化部花と緑の課

担当 山本 (TEL : 0798-35-3039)



《生物多様性推進部会 報告》

令和4年度は、生物多様性推進部会の開催はありませんでした。

★令和5年度実施事業★

市民自然調査 「ウォッチング！西宮の自然 × EWCいきものはっけん」を実施します

■今回の市民自然調査の特徴

・環境学習都市宣言 20周年記念事業

今年は環境学習都市宣言20周年の節目の年です。これを記念して、概ね10年周期で実施してきました「にしのみや市民自然調査」を実施しています。2013年度には、小学生を始め7074名の市民参加がありました。

・EWCエコカード活動とのコラボ事業

今回の調査は、小学生向けの環境学習事業の一環として、夏休みと冬休みに取り組んでいる「生きものはっけん活動」とタイアップして実施します。エコスタンプ対象活動となります。

・児童、生徒用タブレットを活用

全児童・生徒に配布されているタブレットから調査報告ができるよう、教育委員会とも協議を行い、準備を進めています。

・調査に参加すると「自分だけの生きもの図鑑」作成ツールが使える

西宮市で作成している生きものデータベースを使って、今回の調査対象生物だけではなく見つけた生きもの全部を、「自分だけの生きもの図鑑」として卒業するまで継続して作り続けることができます。

・調査参加記念品(森林資源循環 PR グッズ)の贈呈

調査に参加した小学生には、森林資源循環の大切さを理解してもらえるよう兵庫県産の木材を使った「みやたんマグネット」を記念品として贈呈する予定です。

■実施内容

- ・実施内容：西宮市内で43種類の生きものを探してください。
- ・調査期間：2023年6月～10月31日まで
- ・調査報告〆切：2023年11月30日午後11時59分まで
- ・対象者：誰でも参加できます。
- ・調査場所：西宮市内であればどこでも。
- ・提出方法：市民自然調査のホームページから入力を基本にしていますが、パンフレットの報告用紙をご利用いただいても構いません。



【調査対象生物一覧】

〈まちなか〉22種

- ①アライグマ ②イエコウモリ ③イノシシ ④スズメ ⑤ツバメ ⑥コゲラ ⑦モズ  
 ⑧ニホントカゲ ⑨ニホンヤモリ ⑩カタツムリ ⑪ダンゴムシ★ ⑫アオスジアゲハ  
 ⑬アブラゼミ ⑭カブトムシ ⑮カマキリ ⑯キリギリス ⑰クビアカツヤカミキリ★  
 ⑱ベニシジミ ⑲モンシロチョウ ⑳セイタカアワダチソウ ㉑ツユクサ ㉒ヒガンバナ

〈水辺〉21種

- ①ヌートリア ②カイツブリ ③カワセミ ④コアジサシ ⑤コサギ  
 ⑥ハクセキレイ ⑦アカハライモリ ⑧ミシシippアカミミガメ ⑨アユ ⑩オイカワ  
 ⑪オオクチバス ⑫ギンブナ ⑬アメリカザリガニ ⑭カワニナ ⑮サワガニ  
 ⑯オニヤンマ ⑰ゲンジボタル ⑱ミヤマアカネ ⑲ガマ ⑳オカナダモ  
 ㉑オオキンケイギク★

★印は、令和5年度初調査。

■その他

- ・特設のホームページで、調査時の説明動画や調査対象の生物の説明を掲載しています。
- ・市内公立の小・中学校の全児童・全生徒に配布しました。
- ・昨今のSDGsの取組にも関連があるため、民間事業者にも呼びかけています。

〈ホームページイメージ〉

生物多様性にしのみや戦略



生きものと であい ふれあい まなびあい  
**未来につなぐ 西宮の自然**



種名	ダンゴムシ (オカダンゴムシ)
分類	甲殻類
大きさ	1~1.4cmくらい。
特徴	あしは14本ある。指でさわると丸まる。丸まらないのはワラジムシの仲間。
おもな食べ物	雑食性。落ち葉や動物の死骸などを食べる。
生息場所	石や植木ばちの下、落ち葉の下など、しめった場所。
その他	
法規制など	



画像をクリックすると拡大表示します

画面を閉じる

〈お問い合わせ先〉  
 土木局公園緑化部花と緑の課  
 担当 山本 (TEL : 0798-35-3039)

### 3. 指定袋制度の導入効果について

#### 1. 生活系ごみ

令和4年7月より本格実施を開始した指定袋制度の導入効果は以下のとおり。

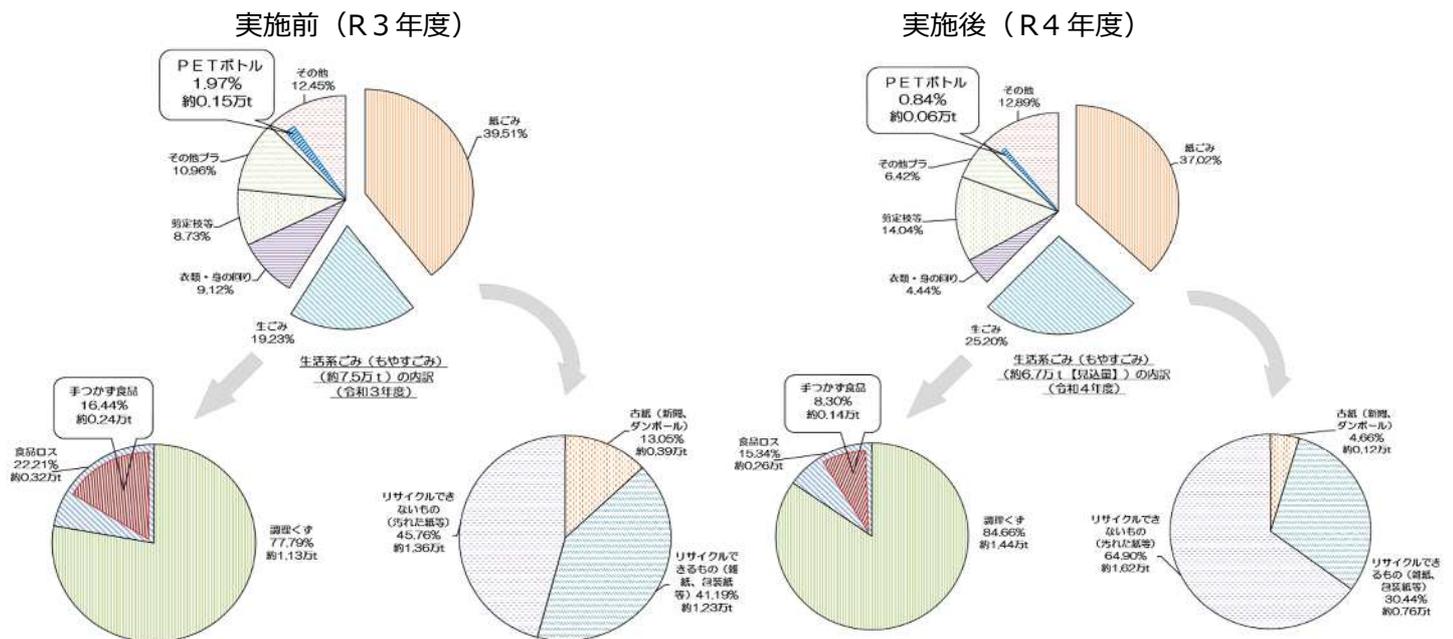
※月別実績値の詳細は別資料参照。

※組成分析は市内4地区の分析結果の平均値。

#### ■ 排出量（年間・1人1日当り）〔年間排出量 = t、1人1日当り排出量 = g/人日〕

分別区分	実施前（R3年度）		実施後（R4年度）		年間排出量 増減値	1人1日当り 増減率
	年間排出量	1人1日当り	年間排出量	1人1日当り		
もやすごみ	75,469	427.6	67,450	382.2	▲8,019	▲10.6%
その他プラ	2,509	14.2	3,848	21.8	+1,339	+53.4%
PETボトル	838	4.7	1,009	5.7	+171	+21.3%
資源A・B	5,416	30.7	5,646	32.0	+230	+4.2%
不燃ごみ	6,625	37.5	6,070	34.4	▲555	▲8.3%

#### ■ 組成分析



- ⇒ もやすごみの排出量が大幅に減量した一方で、その他プラ・PETボトル等の資源物の排出量が増加している。
- ⇒ その他プラとPETボトルの混入率が改善されており、指定袋制度の導入によるごみの減量及び分別意識の向上等の効果が現れている。
- ⇒ 古紙類の混入率が約37%を占めており、新聞・ダンボール・リサイクル可能な雑紙や包装紙等は全体の約13%を占めていることから、古紙類の分別排出の徹底を呼びかける必要がある。

## 2. 事業系ごみ

令和4年7月より本格実施を開始した指定袋制度の導入効果は以下のとおり。

※月別実績値の詳細は別資料を参照。

※組成分析は主要3業種（卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉）の分析結果の平均値。

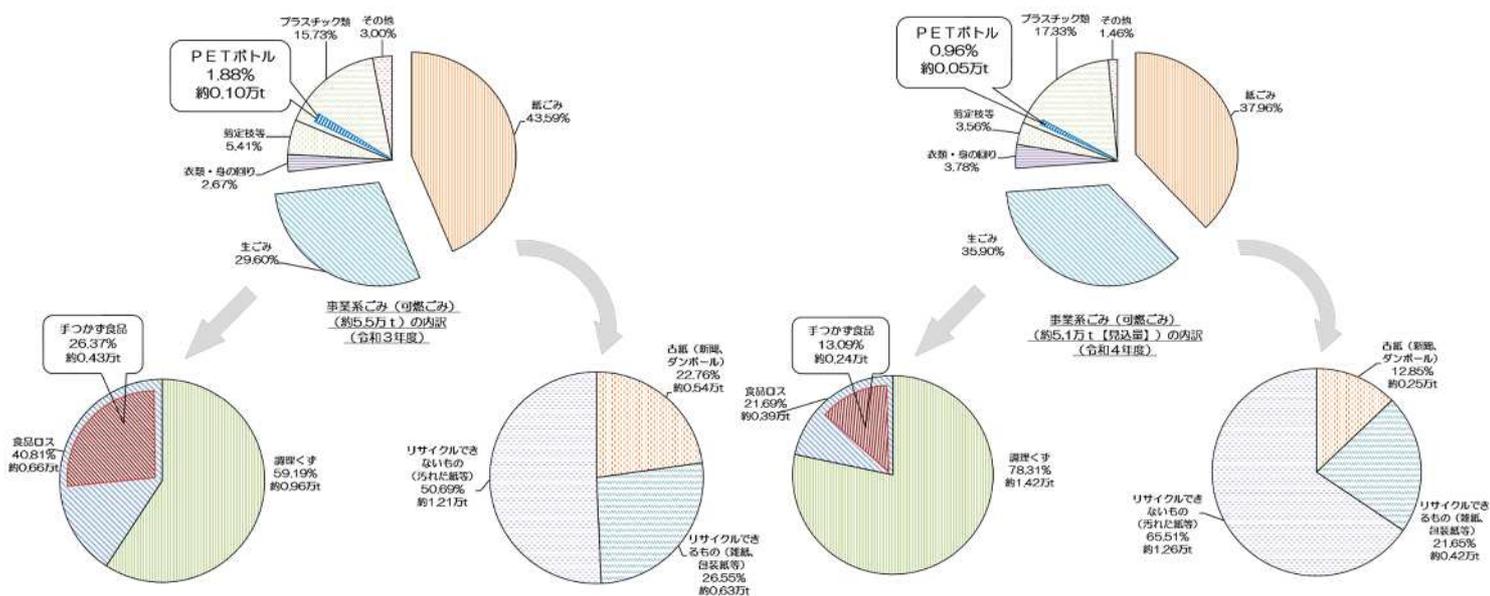
■ 排出量（年間・1日当り） 〔年間排出量 = t、1日当り排出量 = t / 日〕

分別区分	実施前（R3年度）		実施後（R4年度）		年間排出量 増減値	1日当り 増減率
	年間排出量	1日当り	年間排出量	1日当り		
可燃ごみ	54,805	150.1	50,744	139.0	▲4,061	▲7.4%

### ■ 組成分析

実施前（R3年度）

実施後（R4年度）



⇒ 令和2年度以降はコロナ禍における事業活動の制限等の影響により、コロナ以前（平成31年度）と比較すると排出量は大幅に減少していたが、指定袋制度の導入によりさらに減量が進んでいる。

⇒ 古紙類の混入率は約44%⇒約38%へ若干改善されたものの、依然として新聞・ダンボール・リサイクル可能な雑紙や包装紙等の混入率は全体の約13%を占めており、古紙類の分別排出の徹底を呼びかける必要がある。

# ■直近4年間における各ごみ種別毎の月別排出量

資料9-2

## ①もやすごみ（生活系）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (t)	年度末時点人口	市民1人1日当り排出量 (g)	増減率
2019(R1)	6,819.27	6,926.63	5,726.03	6,547.20	6,273.27	5,975.63	6,337.48	5,958.70	7,167.29	6,277.04	5,385.03	6,788.73	76,182.30	486,799	427.6	-
2020(R2)	6,715.83	7,037.81	6,689.20	6,358.49	6,029.66	5,864.29	6,189.02	6,086.99	6,622.85	6,336.47	5,516.82	6,556.93	76,004.36	485,092	429.3	0.4%
2021(R3)	6,625.43	6,811.24	6,200.92	6,308.69	6,511.51	5,994.32	5,895.27	6,410.12	6,486.92	6,312.33	5,398.39	6,513.64	75,468.78	483,537	427.6	-0.4%
2022(R4)	5,944.83	6,636.28	6,067.17	5,112.22	5,645.76	5,417.56	5,316.31	5,317.04	6,005.03	5,687.14	4,673.80	5,626.94	67,450.08	483,559	382.2	-10.6%
増減値				-1,196.47	-865.75	-576.76	-578.96	-1,093.08	-481.89	-625.19	-724.59	-886.70	-8,018.70			-45.45
増減率				-18.97%	-13.30%	-9.62%	-9.82%	-17.05%	-7.43%	-9.90%	-13.42%	-13.61%	-10.63%			-10.63%
■ 7～3月分の計				2021年度	2022年度	差	増減率									
				55,831	48,802	-7,029	-12.6%									

## ②その他プラ

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (t)	年度末時点人口	市民1人1日当り排出量 (g)	増減率
2019(R1)	174.81	187.26	157.63	182.51	169.86	164.55	180.81	161.31	186.26	191.72	164.68	187.85	2,109.25	486,799	11.8	-
2020(R2)	197.92	191.90	192.63	205.80	180.41	193.10	184.39	177.90	191.76	210.86	182.21	212.36	2,321.24	485,092	13.1	10.7%
2021(R3)	197.05	201.38	205.05	201.03	211.68	209.48	185.30	202.59	219.06	219.54	203.16	254.11	2,509.43	483,537	14.2	8.5%
2022(R4)	245.94	264.37	281.39	330.49	380.83	340.27	321.05	341.92	347.58	339.40	303.80	351.20	3,848.24	483,559	21.8	53.3%
増減値				129.46	169.15	130.79	135.75	139.33	128.52	119.86	100.64	97.09	1,338.81			7.58
増減率				64.40%	79.91%	62.44%	73.26%	68.77%	58.67%	54.60%	49.54%	38.21%	53.35%			53.34%
■ 7～3月分の計				2021年度	2022年度	差	増減率									
				1,906	3,057	1,151	60.4%									

## ③PETボトル

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (t)	年度末時点人口	市民1人1日当り排出量 (g)	増減率
2019(R1)	52.77	60.55	70.86	64.17	83.81	76.74	65.56	58.60	51.73	52.31	48.84	50.21	736.15	486,799	4.1	-
2020(R2)	57.61	67.93	70.01	73.19	90.67	80.95	71.13	59.90	55.20	57.26	51.23	52.73	787.81	485,092	4.4	7.7%
2021(R3)	64.02	68.56	72.05	83.38	92.34	84.51	78.85	61.73	60.15	60.63	53.76	58.06	838.04	483,537	4.7	6.7%
2022(R4)	72.79	72.66	81.09	106.76	112.41	112.99	92.74	75.32	77.09	72.94	63.98	68.37	1,009.14	483,559	5.7	20.4%
増減値				23.38	20.07	28.48	13.89	13.59	16.94	12.31	10.22	10.31	171.10			0.97
増減率				28.04%	21.73%	33.70%	17.62%	22.02%	28.16%	20.30%	19.01%	17.76%	20.42%			20.41%
■ 7～3月分の計				2021年度	2022年度	差	増減率									
				633	783	150	23.7%									

④資源A・B

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (t)	年度末時点 人口	市民1人1日当り 排出量 (g)	増減率
2019(R1)	483.39	448.35	490.19	403.76	381.02	465.63	388.57	458.78	501.10	413.13	443.71	492.12	5,369.75	486,799	30.1	-
2020(R2)	485.42	537.66	401.85	372.41	469.19	380.20	432.29	459.52	477.50	477.02	408.20	444.14	5,345.40	485,092	30.2	0.2%
2021(R3)	511.05	483.25	402.79	436.59	430.90	415.18	453.51	424.83	471.32	490.52	409.19	486.70	5,415.83	483,537	30.7	1.6%
2022(R4)	566.08	456.66	399.01	505.11	437.57	465.18	469.30	408.90	573.58	469.24	418.80	476.68	5,646.11	483,559	32.0	4.2%
増減値				68.52	6.67	50.00	15.79	-15.93	102.26	-21.28	9.61	-10.02	230.28		1.30	
増減率				15.69%	1.55%	12.04%	3.48%	-3.75%	21.70%	-4.34%	2.35%	-2.06%	4.25%		4.25%	
■ 7～3月分の計		2021年度	2022年度	差	増減率											
		4,019	4,224	205	5.1%											

⑤不燃ごみ

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (t)	年度末時点 人口	市民1人1日当り 排出量 (g)	増減率
2019(R1)	512.06	598.37	472.10	541.45	523.25	506.56	541.16	474.09	571.07	589.20	452.12	535.97	6,317.40	486,799	35.5	-
2020(R2)	639.83	651.05	558.35	579.65	539.51	561.37	511.70	502.85	572.63	630.53	503.78	575.05	6,826.30	485,092	38.6	8.7%
2021(R3)	541.26	588.04	570.48	520.48	547.79	582.56	494.78	516.30	613.89	571.00	489.97	588.57	6,625.12	483,537	37.5	-2.6%
2022(R4)	491.05	547.51	538.05	472.36	551.07	496.25	462.80	495.44	543.66	519.13	428.11	524.92	6,070.35	483,559	34.4	-8.4%
増減値				-48.12	3.28	-86.31	-31.98	-20.86	-70.23	-51.87	-61.86	-63.65	-554.77		-3.14	
増減率				-9.25%	0.60%	-14.82%	-6.46%	-4.04%	-11.44%	-9.08%	-12.63%	-10.81%	-8.37%		-8.38%	
■ 7～3月分の計		2021年度	2022年度	差	増減率											
		4,925	4,494	-431	-8.8%											

■事業系可燃ごみ

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	日数	1日あたり 排出量 (t)	増減率
2019(R1)	4,890.71	5,091.75	5,089.42	5,626.89	5,406.45	5,257.35	5,428.95	5,228.73	5,549.62	4,647.12	4,230.30	4,613.22	61,060.51	366	166.83	-
2020(R2)	3,879.50	3,940.52	4,630.19	5,001.60	4,652.81	4,846.24	5,169.24	4,837.89	5,166.04	3,990.36	3,829.22	4,699.03	54,642.64	365	149.71	-10.3%
2021(R3)	4,353.46	4,442.26	4,680.59	4,919.17	4,568.91	4,770.18	4,874.23	4,834.07	5,097.98	4,075.06	3,692.76	4,495.84	54,804.51	365	150.15	0.3%
2022(R4)	4,138.94	4,309.14	4,633.24	4,384.08	4,374.23	4,366.09	4,426.70	4,331.26	4,556.36	3,737.80	3,485.69	4,000.71	50,744.24	365	139.03	-7.4%
増減値				-535.09	-194.68	-404.09	-447.53	-502.81	-541.62	-337.26	-207.07	-495.13	-4,060.27		-11.12	
増減率				-10.88%	-4.26%	-8.47%	-9.18%	-10.40%	-10.62%	-8.28%	-5.61%	-11.01%	-7.41%		-7.41%	
■ 7～3月分の計		2021年度	2022年度	差	増減率											
		41,328	37,663	-3,665	-8.9%											

# 西宮市一般廃棄物処理基本計画一部見直し(素案)の概要

## 1. 概要

西宮市では、平成31年3月に「西宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、令和10年度を目標に、生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の減量、最終処分率の削減、温室効果ガス排出量削減、リサイクル率の向上に取り組んでいます。



## 2. 見直しの背景

一般廃棄物処理基本計画の目標値を達成するために、指定袋制度などのごみ減量施策を検討、実施しました。また、関連する他計画の見直し、中間処理施設の整備計画の見直しの反映、さらに、更なる目標値達成のための新たな施策、プラスチックを取り巻く社会的要請に対応するための施策を反映するために見直します。

### 【策定後の施策の実行、法改正、関連計画の見直し】

- 令和2年度 指定袋制度導入・分別区分見直しを実施するための条例改正
- 令和3年度 第二次西宮地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直し
- 令和4年度 プラスチック資源循環促進法施行  
生活系指定袋制度（もやすごみ、その他プラ）実施  
事業系指定袋制度（もやすごみ）実施  
西部総合処理センター焼却施設整備基本構想の策定
- 令和8年度 分別区分の見直し【予定】  
東部総合処理センター破碎選別施設稼働【予定】



## 3. 見直し内容

### 1) 令和4年度生活系指定袋制度の実施による収集方式の見直し

#### 第2章 ごみ処理の現状と課題

#### 第1節 ごみ処理の現状（3）収集方式

表2-2 ごみの収集方式

区分	収集方式	収集回数	収集形態	収集体制
もやすごみ	ステーション方式	週2回	袋	市・委託
もやさないごみ	ステーション方式	週1回	コンテナ	市・委託
資源A	ステーション方式	月1回	紐十字縛り古着・袋	市・委託・西宮古紙リサイクル協力会
資源B	ステーション方式	月2回		
ペットボトル	ステーション方式	月2回	コンテナ	市・委託
その他プラ	ステーション方式	週1回	透明袋	市・委託
粗大ごみ	戸別収集	随時	—	市
死獣・汚物	戸別収集	随時	—	委託

#### 見直し後

表2-2 ごみの収集方式

区分	収集方式	収集回数	収集形態	収集体制
もやすごみ	ステーション方式	週2回	指定袋	市・委託
もやさないごみ	ステーション方式	週1回	コンテナ	市・委託
資源A	ステーション方式	月1回	紐十字縛り古着・袋	市・委託・西宮古紙リサイクル協力会
資源B	ステーション方式	月2回		
ペットボトル	ステーション方式	月2回	コンテナ	市・委託
その他プラ	ステーション方式	週1回	指定袋	市・委託
粗大ごみ	戸別収集	随時	—	市
死獣・汚物	戸別収集	随時	—	委託

2) 第二次西宮地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しによる数値目標の見直し

第3章 ごみ処理の将来目標

第3節 計画目標 2. 数値目標

温室効果ガス排出量計算方法整合のための見直し

目標③ 温室効果ガス：44,953t-CO<sub>2</sub>→32,322t-CO<sub>2</sub> (28.1%削減)

指標	目標値		
	平成28年度 (実績)	令和5年度(2023) (中間目標年度)	令和10年度(2028) (計画目標年度)
温室効果ガス排出量	44,953t-CO <sub>2</sub>	37,759t-CO <sub>2</sub> 7,194t-CO <sub>2</sub> 削減 (16.0%削減)	32,322t-CO <sub>2</sub> 12,631t-CO <sub>2</sub> 削減 (28.1%削減)

見直し後

目標③ 温室効果ガス：64,041t-CO<sub>2</sub>→52,000t-CO<sub>2</sub> (18.8%削減)

指標	目標値		
	平成28年度 (実績)	令和5年度(2023) (中間目標年度)	令和10年度(2028) (計画目標年度)
温室効果ガス排出量	64,041t-CO <sub>2</sub>	57,148t-CO <sub>2</sub> 6,893t-CO <sub>2</sub> 削減 (10.8%削減)	52,000t-CO <sub>2</sub> 12,041t-CO <sub>2</sub> 削減 (18.8%削減)

3) 令和8年度分別区分の見直し

第5章 これからのごみ処理

第1節 収集・運搬計画

- 令和8年度より、分別区分、収集形態、収集回数の見直し

見直し後

表5-1 令和8年度からの生活系ごみ分別区分

	新分別収集区分	収集形態	対象品目	収集回数
ごみ	もやすごみ	指定袋	生ごみ・プラスチック製品・皮革・ゴム類・再資源化できない紙、布等	週2回
	その他不燃ごみ	共通指定袋	小型複合製品・傘・小型家電・陶磁器・小型金属製品・ガラス製品・スプレー缶・電池・蛍光灯等、指定袋に入るもので、かつ5kg未満のもの	週1回
	粗大ごみ	現物のまま	家電品(家電4品目除く)・家具類・寝具類・その他不燃ごみの指定袋に入らないもので、かつ5kg以上のもの	随時
資源	缶・ペットボトル	共通指定袋	スチール缶・アルミ缶・ペットボトル	週1回
	びん	コンテナ	ガラスびん	月2回
	資源(紙資源等)	紐十字縛り共通指定袋(古着)	新聞・紙パック・ダンボール・古着・雑誌・チラシ・雑紙・紙箱・紙袋等	週1回
	プラスチック資源	共通指定袋	容器包装プラスチック製品プラスチック(プラ単一素材かつ長さ50cm未満)	週1回

4) 中間処理施設の整備計画の見直し

第5章 これからのごみ処理

第2節 中間処理計画

中間処理施設の整備計画の見直し  
(2施設ある焼却施設の集約化)

見直し後

施設	平成			令和									
	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
焼却施設	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
焼却選別施設													
新焼却施設													
焼却施設	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
待来施設用地													
焼却選別施設													
ペットボトル圧縮施設	16	17	18	19	20	21	22	23					

施設名	計画期間																						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	
西宮総合処理センター																							
リサイクルプラザ																							
焼却選別施設																							
新焼却施設																							
東宮総合処理センター																							
待来施設用地																							
焼却選別施設																							
ペットボトル圧縮施設																							

#### 4. 新たな施策

更なる目標値達成のための新たな施策、プラスチックを取り巻く社会的要請に対応するための施策を検討します。

##### 1) 事業系古紙類の分別排出の徹底

(現状)

- ・事業系ごみ排出量及び、リサイクル率の目標値の達成が現状のままでは困難。
  - ・指定袋の導入により、可燃ごみの構成比率は変化したが古紙類の混入率は38%
- ⇒ 事業者は再生資源可能な古紙類を分別排出し、リサイクルを進める。  
行政は民間リサイクルルートを確立。市施設での受け入れを規制する。

#### 見直し後

##### 第4章 目標達成に向けた施策

##### 第2節 基本方針2 『分別の徹底とリサイクルの推進』

###### 施策1 「分別の徹底」について

<事業者の役割> 再資源化可能な古紙類の分別排出の徹底

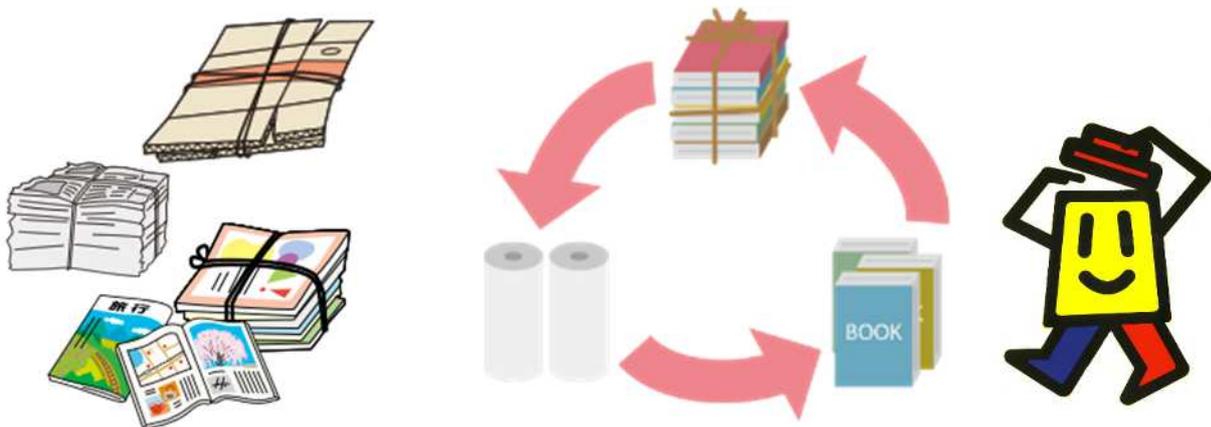
<行政の役割> 再資源化可能な古紙類の分別排出を促す仕組みづくり

###### 施策2 「リサイクルの推進」について

<行政の役割> 事業系古紙の民間リサイクルルートの確立

##### 【事業系古紙類の分別排出の実施スケジュール（案）】

- ①パブリックコメント実施（令和5年8・9月）
- ②民間リサイクルルートへ周知期間（令和5年度下期～令和6年度）
- ③市施設への搬入規制開始（令和7年1月～予定）



## 2) 製品プラスチックの分別回収

『プラスチック資源循環促進法』の施行、『プラスチック・スマート・アクションにのみや』の趣旨を踏まえ、資源化の検討。

⇒ 「その他プラ」と一括回収し、資源化を進める。

### 見直し後

#### 第4章 目標達成に向けた施策

##### 第2節 基本方針2 『分別の徹底とリサイクルの推進』

###### 施策1 「分別の徹底」について

<行政の役割> 『プラスチックごみの発生抑制・再資源化の推進』

#### 第5章 これからのごみ処理

##### 第1節 収集・運搬計画

製品プラスチックを「プラスチック資源」として「その他プラ」と一括回収

#### 【製品プラスチック一括回収実施スケジュール（案）】

- ①パブリックコメント実施（令和5年8・9月）
- ②事業者選定・施設整備（令和6年1月～令和8年3月）
- ③住民説明会（令和7年度）
- ④製品プラ一括回収開始（令和8年度～予定）



## 西宮市一般廃棄物処理基本計画一部見直しの概要

西宮市 環境局

環境事業部 美化企画課 TEL : 0798-35-8653 FAX : 0798-35-5851

環境施設部 施設整備課 TEL : 0798-22-6601 FAX : 0798-26-9091

## 見直し案

第1章 計画の基本事項

第3節 計画期間 (P3)

元号の見直し

**令和2年度～令和10年度**

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

表 2-2 ごみの収集方式 (P8)

区分	収集方式	収集回数	収集形態	収集体制
もやすごみ	ステーション方式	週2回	指定袋	市・委託
もやさないごみ	ステーション方式	週1回	コンテナ	市・委託
資源A	ステーション方式	月1回	紐十字縛り	市・委託・
資源B	ステーション方式	月2回	古着：袋	西宮古紙リサイクル協力会
ペットボトル	ステーション方式	月2回	コンテナ	市・委託
その他ブラ	ステーション方式	週1回	指定袋	市・委託
粗大ごみ	戸別収集	随時	—	市
死獣・汚物	戸別収集	随時	—	委託

## 現行

第1章 計画の基本事項

第3節 計画期間 (P3)

元号の見直し

**平成32年度～平成40年度**

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

表 2-2 ごみの収集方式 (P8)

区分	収集方式	収集回数	収集形態	収集体制
もやすごみ	ステーション方式	週2回	袋	市・委託
もやさないごみ	ステーション方式	週1回	コンテナ	市・委託
資源A	ステーション方式	月1回	紐十字縛り	市・委託・
資源B	ステーション方式	月2回	古着：袋	西宮古紙リサイクル協力会
ペットボトル	ステーション方式	月2回	コンテナ	市・委託
その他ブラ	ステーション方式	週1回	透明袋	市・委託
粗大ごみ	戸別収集	随時	—	市
死獣・汚物	戸別収集	随時	—	委託

## 見直し案

第3章 ごみ処理の将来目標  
 第3節 計画目標  
 元号の見直し (P33~P36)  
令和5年度 令和10年度

## 2. 数値目標

(3) 温室効果ガス排出量（廃棄物処理時における） (P33)

目標③ 温室効果ガス排出量：64,041t-CO<sub>2</sub>→52,000t-CO<sub>2</sub>（18.8%削減）

考え方：生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の減量、リサイクル率向上の施策を実施することにより、焼却施設の煙突から排出される温室効果ガスは18.8%削減されます。

指標	目標値		
	平成28年度 (実績)	<u>令和5年度</u> (2023) (中間目標年度)	<u>令和10年度</u> (2028) (計画目標年度)
温室効果ガス排出量	64,041t-CO <sub>2</sub>	57,148t-CO <sub>2</sub>	52,000t-CO <sub>2</sub>
		6,983t-CO <sub>2</sub> 削減 (10.8%削減)	12,041t-CO <sub>2</sub> 削減 (18.8%削減)

## 現行

第3章 ごみ処理の将来目標  
 第3節 計画目標  
 元号の見直し (P33~P36)  
~~平成35年度~~ ~~平成40年度~~

## 2. 数値目標

(3) 温室効果ガス排出量（廃棄物処理時における） (P33)

目標③ 温室効果ガス排出量：~~44,953~~t-CO<sub>2</sub>→~~32,322~~t-CO<sub>2</sub>（~~28.4%~~削減）

考え方：生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の減量、リサイクル率向上の施策を実施することにより、焼却施設の煙突から排出される温室効果ガスは28.4%削減されます。

指標	目標値		
	平成28年度 (実績)	<del>平成35年度</del> (2023) (中間目標年度)	<del>平成40年度</del> (2028) (計画目標年度)
温室効果ガス排出量	44,953t-CO <sub>2</sub>	37,759t-CO <sub>2</sub>	32,322t-CO <sub>2</sub>
		7,194t-CO <sub>2</sub> 削減 (16.0%削減)	12,634t-CO <sub>2</sub> 削減 (28.4%削減)

見直し案	現行								
<p>第4章 目標達成に向けた施策 第2節 基本方針2 基本方針2 分別の徹底とリサイクルの推進 (P41)</p> <p><b>施策1 「分別の徹底」について</b></p> <p>◇市民 分別排出のルール厳守を継続することに努めます。 【市民の役割】 ○排出・分別ルールの厳守 ○環境学習講座や施設見学会に積極的に参加</p> <p>◇事業者 古紙の分別や産業廃棄物を分別することにより、ごみの減量に努めます。 【事業者の役割】 ○産業廃棄物の適正処理や法令厳守 ○廃棄物管理責任者や従業員などへの啓発・教育の実施 ○<u>再資源化可能な古紙類の分別排出の徹底</u> ○環境学習講座や施設見学会の開催及び参加</p> <p>◇行政 市民、事業者にごみ処理についての広報・啓発、学びの場の提供や古紙類及びその他プラの分別しやすい環境を提供します。 【行政の役割】 ○分別ルール、適正処理の広報・啓発、学びの場の提供 ○不動産業者等と連携したごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布 ○<u>再資源化可能な古紙類の分別排出を促す仕組みづくり</u> ○<u>プラスチックごみの発生抑制・再資源化の推進</u></p>	<p>第4章 目標達成に向けた施策 第2節 基本方針2 基本方針2 分別の徹底とリサイクルの推進 (P41)</p> <p><b>施策1 「分別の徹底」について</b></p> <p>◇市民 分別排出のルール厳守を継続することに努めます。 【市民の役割】 ○排出・分別ルールの厳守 ○環境学習講座や施設見学会に積極的に参加</p> <p>◇事業者 古紙の分別や産業廃棄物を分別することにより、ごみの減量に努めます。 【事業者の役割】 ○産業廃棄物の適正処理や法令厳守 ○廃棄物管理責任者や従業員などへの啓発・教育の実施 ○<u>古紙の分別</u> ○環境学習講座や施設見学会の開催及び参加</p> <p>◇行政 市民、事業者にごみ処理についての広報・啓発、学びの場の提供や古紙類及びその他プラの分別しやすい環境を提供します。 【行政の役割】 ○分別ルール、適正処理の広報・啓発、学びの場の提供 ○不動産業者等と連携したごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布 ○<u>古紙類、その他プラ、食品廃棄物を分別しやすい環境「づくり</u> ○<u>指定ごみ袋等の導入検討</u></p>								
<p>取り組み例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 1114 943 1157">市処理施設への事業系古紙類の搬入規制</th> <th data-bbox="943 1114 1131 1157">対象となるごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 1157 943 1385"> <p>市内事業者に対して再資源化が可能な古紙類の分別排出の徹底を呼びかけるとともに、市処理施設への再資源化が可能な古紙類の搬入を禁止することにより、市全体のごみ総排出量の減量および資源化率の向上を図ります。</p> <p>■<u>実施開始時期：令和7年1月（予定）</u></p> <p>■<u>規制対象となる古紙類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴い発生する紙くすのうち、一般廃棄物に該当するもの</li> <li>・上記のうち、再資源化が可能なもの</li> </ul> </td> <td data-bbox="943 1157 1131 1385"> <p>事業系ごみ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	市処理施設への事業系古紙類の搬入規制	対象となるごみ	<p>市内事業者に対して再資源化が可能な古紙類の分別排出の徹底を呼びかけるとともに、市処理施設への再資源化が可能な古紙類の搬入を禁止することにより、市全体のごみ総排出量の減量および資源化率の向上を図ります。</p> <p>■<u>実施開始時期：令和7年1月（予定）</u></p> <p>■<u>規制対象となる古紙類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴い発生する紙くすのうち、一般廃棄物に該当するもの</li> <li>・上記のうち、再資源化が可能なもの</li> </ul>	<p>事業系ごみ</p>	<p>取り組み例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 1114 1973 1157">ごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布</th> <th data-bbox="1973 1114 2161 1157">対象となるごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 1157 1973 1385"> <p>【不動産業者等から市民へ配布】 —<u>部屋の明け渡し時に、町名別の収集曜日が記載されたごみ分別ガイドブックやチラシを配布する仕組みづくりを検討します。</u></p> <p>【転入届け時に市から市民へ配布】 —<u>転入届提出時に、ごみ分別ガイドブックやチラシ等を配布します。</u></p>  </td> <td data-bbox="1973 1157 2161 1385"> <p>生活系ごみ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	ごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布	対象となるごみ	<p>【不動産業者等から市民へ配布】 —<u>部屋の明け渡し時に、町名別の収集曜日が記載されたごみ分別ガイドブックやチラシを配布する仕組みづくりを検討します。</u></p> <p>【転入届け時に市から市民へ配布】 —<u>転入届提出時に、ごみ分別ガイドブックやチラシ等を配布します。</u></p> 	<p>生活系ごみ</p>
市処理施設への事業系古紙類の搬入規制	対象となるごみ								
<p>市内事業者に対して再資源化が可能な古紙類の分別排出の徹底を呼びかけるとともに、市処理施設への再資源化が可能な古紙類の搬入を禁止することにより、市全体のごみ総排出量の減量および資源化率の向上を図ります。</p> <p>■<u>実施開始時期：令和7年1月（予定）</u></p> <p>■<u>規制対象となる古紙類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴い発生する紙くすのうち、一般廃棄物に該当するもの</li> <li>・上記のうち、再資源化が可能なもの</li> </ul>	<p>事業系ごみ</p>								
ごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布	対象となるごみ								
<p>【不動産業者等から市民へ配布】 —<u>部屋の明け渡し時に、町名別の収集曜日が記載されたごみ分別ガイドブックやチラシを配布する仕組みづくりを検討します。</u></p> <p>【転入届け時に市から市民へ配布】 —<u>転入届提出時に、ごみ分別ガイドブックやチラシ等を配布します。</u></p> 	<p>生活系ごみ</p>								

見直し案	現行
<p>第4章 目標達成に向けた施策 第2節 基本方針2 基本方針2 分別の徹底とリサイクルの推進 (P42)</p> <p><b>施策2 「リサイクルの推進」について</b></p> <p>◇市民 集団回収への参加、店頭回収の利用により、リサイクルの推進に努めます。 【市民の役割】 ○店頭回収の利用 ○集団回収への参加</p> <p>◇事業者 店頭回収実施の協力や、古紙、食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用を促すことで、リサイクルの推進に努めます。 【事業者の役割】 ○店頭回収実施の協力 ○古紙、食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用</p> <p>◇行政 集団回収団体の奨励や店頭回収の利用促進や分別排出された資源を効率よくリサイクルできる環境を提供します。 【行政の役割】 ○集団回収団体の活動促進や奨励 ○店頭回収の利用促進 ○資源物持去り行為禁止の徹底 ○古紙類、その他プラ、食品廃棄物をリサイクルしやすい環境づくり <u>○事業系古紙の民間リサイクルルートの確立</u> ○常設リサイクルステーションの設置 ○びんのリサイクル率の向上</p>	<p>第4章 目標達成に向けた施策 第2節 基本方針2 基本方針2 分別の徹底とリサイクルの推進 (P42)</p> <p><b>施策2 「リサイクルの推進」について</b></p> <p>◇市民 集団回収への参加、店頭回収の利用により、リサイクルの推進に努めます。 【市民の役割】 ○店頭回収の利用 ○集団回収への参加</p> <p>◇事業者 店頭回収実施の協力や、古紙、食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用を促すことで、リサイクルの推進に努めます。 【事業者の役割】 ○店頭回収実施の協力 ○古紙、食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用</p> <p>◇行政 集団回収団体の奨励や店頭回収の利用促進や分別排出された資源を効率よくリサイクルできる環境を提供します。 【行政の役割】 ○集団回収団体の活動促進や奨励 ○店頭回収の利用促進 ○資源物持去り行為禁止の徹底 ○古紙類、その他プラ、食品廃棄物をリサイクルしやすい環境づくり ○（新規） ○常設リサイクルステーションの設置 ○びんのリサイクル率の向上</p>

## 見直し案

参考：現状の施策一覧（P48・P49）

施策種別	施策の名称	施策の内容
広報・啓発活動	ごみ減量等推進員制度	ごみ減量・リサイクルの地域リーダーとして 534 名(平成 30 年度)が活動（平成 8 年度から実施）
		ごみ減量・資源化に関する研修会の開催
	家電品等のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法による家電対象品、再生資源有効利用促進法に基づくパソコン等、市が収集・処分できないものに関するリサイクル、処分方法の普及啓発
	ごみの減量・リサイクルに関する普及活動	リサイクルについての総合的な啓発施設（リサイクルプラザ）を設置（平成 11 年度竣工）し、粗大ごみの展示や修理、再生利用、リサイクル品を提供する「いきいきごみ展」、情報提供等を実施
		ごみ減量やリサイクル、環境美化などを普及啓発する「環境美化ポスター展」の開催
	啓発情報の発信	「西宮市レジ袋削減推進委員会*」を設置し、協定締結やレジ袋の削減キャンペーンを実施（平成 20 年度から実施）
		市政ニュースやホームページ等への掲載
		「ハローごみ」等の啓発冊子やピラ、ポスターの作成・配布、「ごみ巡回相談」等の実施
	地域清掃活動	「事業系廃棄物適正処理ハンドブック」の作成・配布
		6月と12月に、地域主体で散乱ごみを一斉清掃する「わがまちクリーン大作戦」を実施
資源の持ち去り行為の防止	環境美化啓発の一環としてポイ捨て防止を呼びかける「クリーンアップひょうごキャンペーン」を実施	
	資源の持ち去り禁止条例の制定や啓発活動により、持ち去りを行えない環境づくりの推進（平成 29 年度から実施）	
不法投棄対策	国・県・市の関係 16 機関で「不法投棄防止協議会」を設置し、防止策・啓発方法の検討や、パトロール・不良ごみステーションの巡回清掃を実施（平成 6 年度から実施）	
	ごみ拾いアプリ「西宮市版ピリカ」の導入（令和 2 年度から実施）	
環境学習活動	出前授業	市職員が市内の小学校に出向き、環境学習授業を実施
	施設見学会	ごみ処理・リサイクルに関する知識と理解を深めるために、ごみ処理施設見学の実施
	巡回相談	ごみの分別・処理をテーマにした講義の実施、学びの場の提供

## 現行

参考：現状の施策一覧（P48・P49）

施策種別	施策の名称	施策の内容
広報・啓発活動	ごみ減量等推進員制度	ごみ減量・リサイクルの地域リーダーとして 534 名(平成 30 年度)が活動（平成 8 年度から実施）
		ごみ減量・資源化に関する研修会の開催
	家電品等のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法による家電対象品、再生資源有効利用促進法に基づくパソコン等、市が収集・処分できないものに関するリサイクル、処分方法の普及啓発
	ごみの減量・リサイクルに関する普及活動	リサイクルについての総合的な啓発施設（リサイクルプラザ）を設置（平成 11 年度竣工）し、粗大ごみの展示や修理、再生利用、リサイクル品を提供する「いきいきごみ展」、情報提供等を実施
		ごみ減量やリサイクル、環境美化などを普及啓発する「環境美化ポスター展」の開催
	啓発情報の発信	「西宮市レジ袋削減推進委員会*」を設置し、協定締結やレジ袋の削減キャンペーンを実施（平成 20 年度から実施）
		市政ニュースやホームページ等への掲載
		「ハローごみ」等の啓発冊子やピラ、ポスターの作成・配布、「ごみ巡回相談」等の実施
	地域清掃活動	（新規）
		6月と12月に、地域主体で散乱ごみを一斉清掃する「わがまちクリーン大作戦」を実施
資源の持ち去り行為の防止	環境美化啓発の一環としてポイ捨て防止を呼びかける「クリーンアップひょうごキャンペーン」を実施	
	資源の持ち去り禁止条例の制定や啓発活動により、持ち去りを行えない環境づくりの推進（平成 29 年度から実施）	
不法投棄対策	国・県・市の関係 16 機関で「不法投棄防止協議会」を設置し、防止策・啓発方法の検討や、パトロール・不良ごみステーションの巡回清掃を実施（平成 6 年度から実施）	
	監視カメラを不法投棄多発地点に設置して監視を強化	
環境学習活動	出前授業	市職員が市内の小学校に出向き、環境学習授業を実施
	施設見学会	ごみ処理・リサイクルに関する知識と理解を深めるために、ごみ処理施設見学の実施
	巡回相談	ごみの分別・処理をテーマにした講義の実施、学びの場の提供

見直し案			現行			
施策種別	施策の名称	施策の内容	施策種別	施策の名称	施策の内容	
生活系ごみ 排出抑制・ 資源化	指定袋制度の導入	もやすごみとその他プラの排出時に使用するごみ袋を市が指定するごみ袋に限定(令和4年度から実施)	生活系ごみ 排出抑制・ 資源化	(新規)	(新規)	
	生ごみの減量	「生ごみ3きり運動*」の推進(平成29年度から実施)		生ごみの減量	<del>生ごみなどの食品ロス削減に向けた「生ごみ3きり運動*」の推進(平成29年度から実施)</del>	<del>生ごみなどの食品ロス削減に向けた「生ごみ3きり運動*」の推進(平成29年度から実施)</del>
		フードドライブの実施(平成29年度から実施)			フードドライブの実施(平成29年度から実施)	
		西宮市食品ロス削減パートナー制度(令和3年度から実施)			(新規)	
	集団回収活動等への支援	一般家庭から排出される再生資源の集団回収を実施する地域団体等に奨励金を交付(平成9年度から実施)		集団回収活動等への支援	集団回収活動等への支援	一般家庭から排出される再生資源の集団回収を実施する地域団体等に奨励金を交付(平成9年度から実施)
		ペットボトルの分別収集・資源化(平成11年度から実施)				ペットボトルの分別収集・資源化(平成11年度から実施)
	ごみの資源化	その他プラの分別収集・資源化(平成25年度から実施)		ごみの資源化	ごみの資源化	その他プラの分別収集・資源化(平成25年度から実施)
		使用済小型家電の拠点回収・資源化(平成29年度から実施)				使用済小型家電の拠点回収・資源化(平成29年度から実施)
		古紙回収拠点の設置(令和4年度から実施)				(新規)
	民間事業者との連携によるリユース推進	繰り返し利用可能な容器にて商品を販売する循環型ショッピングプラットフォーム「Loop」の導入(令和4年度から実施)		民間事業者との連携によるリユース推進	不用品交換システム	電話やインターネットを利用した「Eコウ館」を市で運営し、市民間での不用品交換を仲介
民間企業が展開するプラットフォーム「おいくら」「ジモティー」・「メルカリ」を活用した市民のリユース活動を促進(令和4年度から実施)						
事業系ごみ 排出抑制・ 資源化	事業系ごみの有料化	従量制による処理手数料の徴収・排出抑制	事業系ごみ 排出抑制・ 資源化	事業系ごみの有料化	従量制による処理手数料の徴収・排出抑制	
	指定袋制度の導入	可燃ごみの排出時に使用するごみ袋を市が指定するごみ袋に限定(令和4年度から実施)		(新規)	(新規)	
	事業系ごみの減量・資源化	特定事業者に対する、事業系ごみの処理・再生利用に関する計画書及び実績報告書の提出とごみ排出状況等の把握		事業系ごみの減量・資源化	事業系ごみの減量・資源化	特定事業者に対する、事業系ごみの処理・再生利用に関する計画書及び実績報告書の提出とごみ排出状況等の把握
		多量排出事業者や不適正処理事業者への立入調査及び助言・指導				多量排出事業者や不適正処理事業者への立入調査及び助言・指導
		事業系一般廃棄物「ごみ減量・再資源化」研修会の開催				事業系一般廃棄物「ごみ減量・再資源化」研修会の開催
	事業系古紙の資源化	古紙の分別排出の徹底及び減量に関する周知啓発・指導 古紙回収拠点の設置(令和4年度から実施)		古紙リサイクルマニユアル作成	オフィスでの古紙回収の促進、紙ごみ大量排出事業者に対する減量啓発・指導	
	搬入ごみ展開検査	ごみ搬入事業者に対する搬入ごみ展開検査の実施(平成24年度から実施)		搬入ごみ展開検査	ごみ搬入事業者に対する搬入ごみ展開検査の実施(平成24年度から実施)	
	店頭回収への協力	販売店の店頭での紙パック等の回収運動について広報等に協力		販売店での資源回収協力	販売店での牛乳パック・ペットボトル等の回収運動について広報等に協力	
市役所内の減量・資源化	会議資料の電子化等によるコピー用紙の減量、古紙・ペットボトル・廃プラスチックの分別・資源化、各フロアへの分別ごみ箱の設置	市役所内の減量・資源化 ごみ減量・資源化推進宣言店制度	会議資料の電子化等によるコピー用紙の減量、古紙・廃棄文書・ペットボトルの分別・資源化 資源の回収促進、再生品の使用・販売等に取り組む店舗・事業所を「スリム・リサイクル宣言の店」として募集、指定(平成5年度から実施)			
市の処理施設における 資源化	ごみ焼却余熱の利用	焼却余熱エネルギーを蒸気として回収、発電、場内・外にて余熱利用*(昭和54年度から実施)	市の処理施設における 資源化	ごみ焼却余熱の利用	焼却余熱エネルギーを蒸気として回収、発電、場内・外にて余熱利用*(昭和54年度から実施)	
	不燃・粗大ごみからの資源回収	不燃・粗大ごみから金属・ガラス等の有価物の回収資源化(昭和55年度から実施)		不燃・粗大ごみからの資源回収	不燃・粗大ごみから金属・ガラス等の有価物の回収資源化(昭和55年度から実施)	

見直し案

第5章 これからのごみ処理

第1節 収集・運搬計画 (P50)

分別区分は、7種12分類を基本としますが、今後の本市のごみ処理状況を踏まえ必要に応じて変更を検討していきます。平成29年4月より本格実施している「使用済小型家電」は引き続き、拠点回収、ピックアップ回収していきます。

令和8年度より、東部総合処理センター破砕選別施設の稼働に合わせて、分別区分、収集形態、収集回数を見直します。また、令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」により、製品プラスチックを「プラスチック資源」として「その他プラ」と一括回収します。

人口減少や高齢化社会への移行により、社会情勢が変化しており、高齢者等がごみを排出しやすい環境をつくるため、表5-1に示す令和8年度の分別区分の見直しに合わせ、「その他不燃ごみ」「缶・ペットボトル」「プラスチック資源」は共通指定袋、びんのみコンテナ収集とします

表5-1 令和8年度からの生活系ごみ分別区分

	新分別収集区分	収集形態	対象品目	収集回数
ごみ	もやすごみ	指定袋	生ごみ・プラスチック製品・皮革・ゴム類・再資源化できない紙、布 等	週2回
	その他不燃ごみ	共通指定袋	小型複合製品・傘・小型家電、陶磁器・小型金属製品・ガラス製品・スプレー缶・電池・蛍光灯 等、 <u>指定袋に入るもので、かつ5kg未満のもの</u>	週1回
	粗大ごみ	現物のまま	家電品（家電4品目除く）・家具類・寝具類・ <u>その他不燃ごみの指定袋に入らないもので、かつ5kg以上のもの</u>	随時
資源	缶・ペットボトル	共通指定袋	<u>スチール缶・アルミ缶・ペットボトル</u>	週1回
	びん	コンテナ	<u>ガラスびん</u>	月2回
	資源（紙資源等）	紐十字縛り 共通指定袋	新聞・紙パック・ダンボール・古着・雑誌・チラシ・雑紙・紙箱・紙袋 等	週1回
	プラスチック資源	共通指定袋	容器包装プラスチック製品プラスチック（プラ単一素材かつ長さ50cm未満）	週1回

現行

第5章 これからのごみ処理

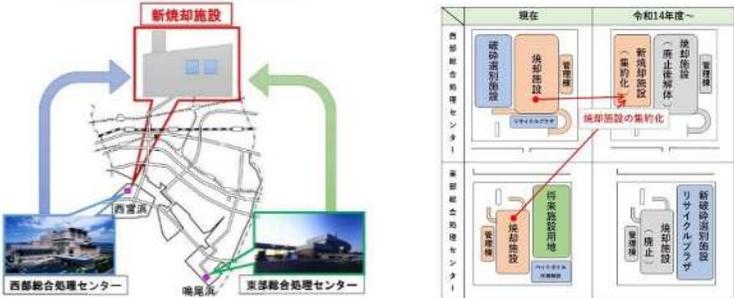
第1節 収集・運搬計画 (P50)

分別区分は、7種12分類を基本としますが、今後の本市のごみ処理状況を踏まえ必要に応じて変更を検討していきます。平成29年4月より本格実施している「使用済小型家電」は引き続き、拠点回収、ピックアップ回収していきます。~~また、国の施策により新たな分別区分が必要になれば、適切に対応していきます。~~

~~収集・運搬にあたっては、効率的な収集・運搬体制を検討していきます。~~

人口減少や高齢化社会への移行により、社会情勢が変化しており、高齢者等がごみを排出しやすい環境をつくるため、~~もやさないごみ、ペットボトルで採用している~~コンテナ収集とします ~~などの収集方式の見直し検討を行います。~~

(新規)

見直し案	現行
<p>第2節 中間処理計画 (P52)</p> <p>1. 中間処理の現況と方向性 (P52)</p> <p>可燃ごみは、西部総合処理センター、東部総合処理センターの焼却施設の2施設体制で焼却処理を行っており、安定的に可燃ごみの処理を継続するとともに、環境負荷低減のために焼却余熱を利用した発電や蒸気の供給を行っています。<u>また、ごみの減量に伴い、効率よく焼却、熱利用を行うため、2施設ある焼却施設を1施設に集約する方向で整備を計画します。(図5-1参照)</u></p> <p>不燃ごみ、粗大ごみは、西部総合処理センターの破碎選別施設で、鉄、非鉄、ガラスなどを資源物に選別、<u>ペットボトルは東部総合処理センターのペットボトル圧縮施設で選別・圧縮を行い、資源化に取り組んでいます。また、令和8年度から供用を開始する東部総合処理センター破碎選別施設では、新ごみ分別区分に合わせた施設を整備し、対応した処理ラインで、資源化の取り組みを継続していきます。</u></p> <p><u>令和8年度から分別収集するプラスチック資源についても、その他プラ同様に、民間事業者の施設で選別・圧縮を行い、資源化の取り組みを継続していきます。</u></p> <p>処理施設の更新にあたっては、環境負荷の低減、災害発生時においても処理が継続できるよう強靱な処理施設の整備に留意し、計画します。</p> <p>また、施設の故障時や緊急時に備えて、近隣自治体とごみ処理の相互応援体制を構築します。</p>  <p>図5-1 焼却施設集約化のイメージ</p>	<p>第2節 中間処理計画 (P50)</p> <p>1. 中間処理の現況と方向性 (P50)</p> <p>可燃ごみは、西部総合処理センター、東部総合処理センターの焼却施設の2施設体制で焼却処理を行っており、安定的に可燃ごみの処理を継続するとともに、環境負荷低減のために焼却余熱を利用した発電や蒸気の供給を行っています。</p> <p>不燃ごみ、粗大ごみは、西部総合処理センターの破碎選別施設で、鉄、非鉄、ガラスなどを資源物に選別し、<del>資源化に取り組んでいます。処理困難物の内、スプリングマツトレスについては、西部総合処理センター破碎選別施設で処理を行っていますが、今後の処理については破碎選別施設更新時には検討が必要です。</del></p> <p><del>ペットボトルは東部総合処理センターのペットボトル圧縮施設で選別・圧縮を行い、</del>資源化に取り組みを継続していきます。</p> <p><del>その他プラは、民間事業者の施設で選別・圧縮を行い、</del>資源化の取り組みを継続していきます。</p> <p>処理施設の更新にあたっては、環境負荷の低減、災害発生時においても処理が継続できるよう強靱な処理施設の整備に留意し、計画します。</p> <p>また、施設の故障時や緊急時に備えて、近隣自治体とごみ処理の相互応援体制を構築します。</p> <p>(新規)</p>

見直し案

2. 中間処理施設整備計画

(1) 整備スケジュール (P5~~2~~)

安定的・効率的にごみの処理を継続するために、西部総合処理センター、東部総合処理センターの用地で、計画的に更新整備します。図5-2に令和31年度までの整備スケジュールを示します。

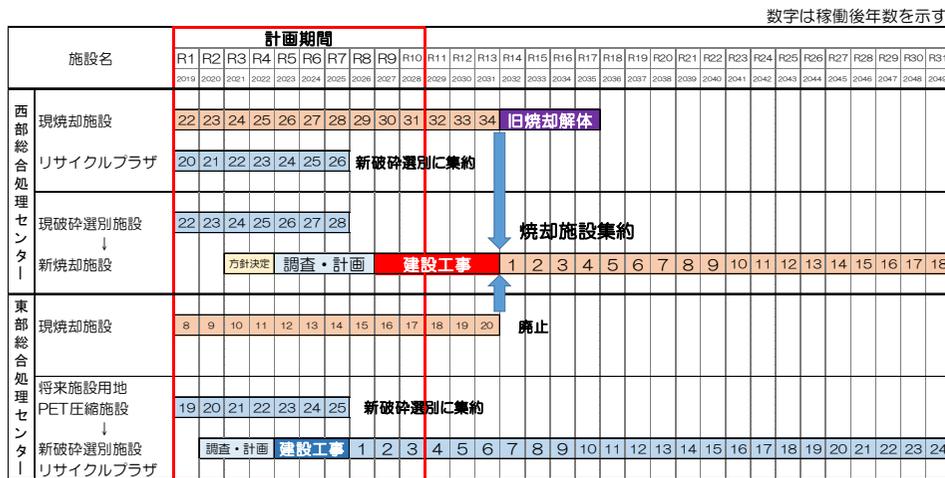


図5-2 整備スケジュール

(2) 施設整備方針 (P5~~2~~)

施設の整備の際には、ごみ排出量やごみ質の変化、環境負荷の低減、リサイクルの推進、維持管理、災害等をふまえ、計画します。可燃ごみ、不燃・粗大ごみの処理施設の整備の方針を示します。図5-4に目標年次(令和10年度)(2028)の処理施設の配置を示します。

現行

2. 中間処理施設整備計画

(1) 整備スケジュール (P5~~0~~)

安定的・効率的にごみの処理を継続するために、西部総合処理センター、東部総合処理センターの用地で、計画的に更新整備します。図5-1に整備スケジュールを示します。



図5-1 整備スケジュール

(2) 施設整備方針 (P5~~4~~)

施設の整備の際には、ごみ排出量やごみ質の変化、環境負荷の低減、リサイクルの推進、維持管理、災害等をふまえ、計画します。可燃ごみ、不燃・粗大ごみの処理施設の整備の方針を示します。図5-2に目標年次(平成40年度)(2028)の処理施設の配置を示します。

見直し案	現行
<p>・可燃ごみの処理施設</p> <p>平成 9 年 9 月に竣工した西部総合処理センター焼却施設は令和 13 年度まで稼働させる予定です。<u>代替施設の整備に際し、東部総合処理センター焼却施設と集約化した施設を、</u>西部総合処理センター破碎選別施設跡地に令和 14 年度の稼働を目標に整備します。本市の可燃ごみの処理に適し、環境に配慮した処理方式を選択し、施設を整備します。</p> <p>平成 24 年度に稼働した東部総合処理センター焼却施設は、<u>西部総合処理センター新焼却施設に集約し、令和 13 年度に廃止します。</u></p> <p>・<u>その他</u>不燃ごみ・<u>缶</u>ペットボトル・<u>びん</u>・粗大ごみの処理施設</p> <p>平成 9 年 9 月に竣工した西部総合処理センター破碎選別施設は令和 7 年度まで稼働させます。その代替施設として、東部総合処理センター将来施設用地に新破碎選別施設を令和 8 年度の稼働を目標に整備します。同施設は最新の選別機器の導入等、資源物を効率よく回収できる施設として整備します。</p> <p>・ペットボトルの処理施設 (削除)</p>  <p>図 5-3 東部総合処理センター破碎選別施設完成予想図</p>	<p>・可燃ごみの処理施設</p> <p>平成 9 年 9 月に竣工した西部総合処理センター焼却施設は平成 39 年度まで稼働させる予定です。<del>その代替施設として、</del>西部総合処理センター破碎選別施設跡地に<del>新焼却施設を平成 40 年度の稼働を目標に整備します。</del>本市の可燃ごみの処理に適し、環境に配慮した処理方式を選択し、施設を整備します。</p> <p>平成 24 年度に稼働した東部総合処理センターは、<del>目標年度の平成 40 年度に稼働後 16 年を経過することから、延命化の検討を行う必要があります。</del></p> <p>・不燃ごみ・粗大ごみの処理施設</p> <p>平成 9 年 9 月に竣工した西部総合処理センター破碎選別施設は平成 35 年度まで稼働させます。その代替施設として、東部総合処理センター将来施設用地に新破碎選別施設を平成 36 年度の稼働を目標に整備します。同施設は最新の選別機器の導入等、資源物を効率よく回収できる施設として整備します。</p> <p><del>・ペットボトルの処理施設</del></p> <p><del>ペットボトル圧縮施設は、老朽化が進行しており、更新が必要です。東部総合処理センター破碎選別施設に集約し、整備します。</del></p> <p>(新規)</p>

見直し案	現行
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">西部総合処理センター</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">東部総合処理センター</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">西部総合処理センター</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">東部総合処理センター</div> </div>
<p>図 5-4 目標年次（令和 10 年度）（2028）の処理施設配置</p> <p>(3) 広域処理 (P54)</p> <p>施設整備の検討にあたり、国のごみ処理広域化の方針等に基づき、広域化計画の可能性について検討するために、次期処理施設の整備時期が近いことや地理的条件を踏まえ、芦屋市と広域処理の可能性について協議・検討した結果、<u>単独整備することになりました。</u></p>	<p>図 5-2 目標年次（令和 10 年度）（2028）の処理施設配置</p> <p>(3) 広域処理 (P52)</p> <p>施設整備の検討にあたり、国のごみ処理広域化の方針等に基づき、広域化計画の可能性について検討するために、次期処理施設の整備時期が近いことや地理的条件を踏まえ、芦屋市と広域処理の可能性について協議、<del>検討を進めていきます。</del></p>

## 見直し案

第1章 計画の基本事項

第3節 計画期間 (P3)

元号の見直し

**令和2年度～令和10年度**

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

表 2-2 ごみの収集方式 (P8)

区分	収集方式	収集回数	収集形態	収集体制
もやすごみ	ステーション方式	週2回	指定袋	市・委託
もやさないごみ	ステーション方式	週1回	コンテナ	市・委託
資源A	ステーション方式	月1回	紐十字縛り	市・委託・
資源B	ステーション方式	月2回	古着：袋	西宮古紙リサイクル協力会
ペットボトル	ステーション方式	月2回	コンテナ	市・委託
その他ブラ	ステーション方式	週1回	指定袋	市・委託
粗大ごみ	戸別収集	随時	—	市
死獣・汚物	戸別収集	随時	—	委託

## 現行

第1章 計画の基本事項

第3節 計画期間 (P3)

元号の見直し

**平成32年度～平成40年度**

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

表 2-2 ごみの収集方式 (P8)

区分	収集方式	収集回数	収集形態	収集体制
もやすごみ	ステーション方式	週2回	袋	市・委託
もやさないごみ	ステーション方式	週1回	コンテナ	市・委託
資源A	ステーション方式	月1回	紐十字縛り	市・委託・
資源B	ステーション方式	月2回	古着：袋	西宮古紙リサイクル協力会
ペットボトル	ステーション方式	月2回	コンテナ	市・委託
その他ブラ	ステーション方式	週1回	透明袋	市・委託
粗大ごみ	戸別収集	随時	—	市
死獣・汚物	戸別収集	随時	—	委託

## 見直し案

第3章 ごみ処理の将来目標  
 第3節 計画目標  
 元号の見直し (P33~P36)  
令和5年度 令和10年度

## 2. 数値目標

(3) 温室効果ガス排出量（廃棄物処理時における） (P33)

目標③ 温室効果ガス排出量：64,041t-CO<sub>2</sub>→52,000t-CO<sub>2</sub>（18.8%削減）

考え方：生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の減量、リサイクル率向上の施策を実施することにより、焼却施設の煙突から排出される温室効果ガスは18.8%削減されます。

指標	目標値		
	平成28年度 (実績)	<u>令和5年度</u> (2023) (中間目標年度)	<u>令和10年度</u> (2028) (計画目標年度)
温室効果ガス排出量	64,041t-CO <sub>2</sub>	57,148t-CO <sub>2</sub>	52,000t-CO <sub>2</sub>
		6,983t-CO <sub>2</sub> 削減 (10.8%削減)	12,041t-CO <sub>2</sub> 削減 (18.8%削減)

## 現行

第3章 ごみ処理の将来目標  
 第3節 計画目標  
 元号の見直し (P33~P36)  
~~平成35年度~~ ~~平成40年度~~

## 2. 数値目標

(3) 温室効果ガス排出量（廃棄物処理時における） (P33)

目標③ 温室効果ガス排出量：~~44,953~~t-CO<sub>2</sub>→~~32,322~~t-CO<sub>2</sub>（~~28.4%~~削減）

考え方：生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の減量、リサイクル率向上の施策を実施することにより、焼却施設の煙突から排出される温室効果ガスは28.4%削減されます。

指標	目標値		
	平成28年度 (実績)	<del>平成35年度</del> (2023) (中間目標年度)	<del>平成40年度</del> (2028) (計画目標年度)
温室効果ガス排出量	44,953t-CO <sub>2</sub>	37,759t-CO <sub>2</sub>	32,322t-CO <sub>2</sub>
		7,194t-CO <sub>2</sub> 削減 (16.0%削減)	12,634t-CO <sub>2</sub> 削減 (28.4%削減)

見直し案	現行								
<p>第4章 目標達成に向けた施策 第2節 基本方針2 基本方針2 分別の徹底とリサイクルの推進 (P41)</p> <p><b>施策1 「分別の徹底」について</b></p> <p>◇市民 分別排出のルール厳守を継続することに努めます。 【市民の役割】 ○排出・分別ルールの厳守 ○環境学習講座や施設見学会に積極的に参加</p> <p>◇事業者 古紙の分別や産業廃棄物を分別することにより、ごみの減量に努めます。 【事業者の役割】 ○産業廃棄物の適正処理や法令厳守 ○廃棄物管理責任者や従業員などへの啓発・教育の実施 ○<u>再資源化可能な古紙類の分別排出の徹底</u> ○環境学習講座や施設見学会の開催及び参加</p> <p>◇行政 市民、事業者にごみ処理についての広報・啓発、学びの場の提供や古紙類及びその他プラの分別しやすい環境を提供します。 【行政の役割】 ○分別ルール、適正処理の広報・啓発、学びの場の提供 ○不動産業者等と連携したごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布 ○<u>再資源化可能な古紙類の分別排出を促す仕組みづくり</u> ○<u>プラスチックごみの発生抑制・再資源化の推進</u></p>	<p>第4章 目標達成に向けた施策 第2節 基本方針2 基本方針2 分別の徹底とリサイクルの推進 (P41)</p> <p><b>施策1 「分別の徹底」について</b></p> <p>◇市民 分別排出のルール厳守を継続することに努めます。 【市民の役割】 ○排出・分別ルールの厳守 ○環境学習講座や施設見学会に積極的に参加</p> <p>◇事業者 古紙の分別や産業廃棄物を分別することにより、ごみの減量に努めます。 【事業者の役割】 ○産業廃棄物の適正処理や法令厳守 ○廃棄物管理責任者や従業員などへの啓発・教育の実施 ○<u>古紙の分別</u> ○環境学習講座や施設見学会の開催及び参加</p> <p>◇行政 市民、事業者にごみ処理についての広報・啓発、学びの場の提供や古紙類及びその他プラの分別しやすい環境を提供します。 【行政の役割】 ○分別ルール、適正処理の広報・啓発、学びの場の提供 ○不動産業者等と連携したごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布 ○<u>古紙類、その他プラ、食品廃棄物を分別しやすい環境「づくり</u> ○<u>指定ごみ袋等の導入検討</u></p>								
<p>取り組み例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 1114 943 1157">市処理施設への事業系古紙類の搬入規制</th> <th data-bbox="943 1114 1131 1157">対象となるごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 1157 943 1385"> <p>市内事業者に対して再資源化が可能な古紙類の分別排出の徹底を呼びかけるとともに、市処理施設への再資源化が可能な古紙類の搬入を禁止することにより、市全体のごみ総排出量の減量および資源化率の向上を図ります。</p> <p>■<u>実施開始時期：令和7年1月（予定）</u></p> <p>■<u>規制対象となる古紙類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴い発生する紙くすのうち、一般廃棄物に該当するもの</li> <li>・上記のうち、再資源化が可能なもの</li> </ul> </td> <td data-bbox="943 1157 1131 1385"> <p>事業系ごみ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	市処理施設への事業系古紙類の搬入規制	対象となるごみ	<p>市内事業者に対して再資源化が可能な古紙類の分別排出の徹底を呼びかけるとともに、市処理施設への再資源化が可能な古紙類の搬入を禁止することにより、市全体のごみ総排出量の減量および資源化率の向上を図ります。</p> <p>■<u>実施開始時期：令和7年1月（予定）</u></p> <p>■<u>規制対象となる古紙類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴い発生する紙くすのうち、一般廃棄物に該当するもの</li> <li>・上記のうち、再資源化が可能なもの</li> </ul>	<p>事業系ごみ</p>	<p>取り組み例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 1114 1973 1157">ごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布</th> <th data-bbox="1973 1114 2161 1157">対象となるごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 1157 1973 1385"> <p>【不動産業者等から市民へ配布】 —<u>部屋の明け渡し時に、町名別の収集曜日が記載されたごみ分別ガイドブックやチラシを配布する仕組みづくりを検討します。</u></p> <p>【転入届け時に市から市民へ配布】 —<u>転入届提出時に、ごみ分別ガイドブックやチラシ等を配布します。</u></p>  </td> <td data-bbox="1973 1157 2161 1385"> <p>生活系ごみ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	ごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布	対象となるごみ	<p>【不動産業者等から市民へ配布】 —<u>部屋の明け渡し時に、町名別の収集曜日が記載されたごみ分別ガイドブックやチラシを配布する仕組みづくりを検討します。</u></p> <p>【転入届け時に市から市民へ配布】 —<u>転入届提出時に、ごみ分別ガイドブックやチラシ等を配布します。</u></p> 	<p>生活系ごみ</p>
市処理施設への事業系古紙類の搬入規制	対象となるごみ								
<p>市内事業者に対して再資源化が可能な古紙類の分別排出の徹底を呼びかけるとともに、市処理施設への再資源化が可能な古紙類の搬入を禁止することにより、市全体のごみ総排出量の減量および資源化率の向上を図ります。</p> <p>■<u>実施開始時期：令和7年1月（予定）</u></p> <p>■<u>規制対象となる古紙類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴い発生する紙くすのうち、一般廃棄物に該当するもの</li> <li>・上記のうち、再資源化が可能なもの</li> </ul>	<p>事業系ごみ</p>								
ごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布	対象となるごみ								
<p>【不動産業者等から市民へ配布】 —<u>部屋の明け渡し時に、町名別の収集曜日が記載されたごみ分別ガイドブックやチラシを配布する仕組みづくりを検討します。</u></p> <p>【転入届け時に市から市民へ配布】 —<u>転入届提出時に、ごみ分別ガイドブックやチラシ等を配布します。</u></p> 	<p>生活系ごみ</p>								

見直し案	現行
<p>第4章 目標達成に向けた施策 第2節 基本方針2 基本方針2 分別の徹底とリサイクルの推進 (P42)</p> <p>施策2 「リサイクルの推進」について</p> <p>◇市民 集団回収への参加、店頭回収の利用により、リサイクルの推進に努めます。 【市民の役割】 ○店頭回収の利用 ○集団回収への参加</p> <p>◇事業者 店頭回収実施の協力や、古紙、食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用を促すことで、リサイクルの推進に努めます。 【事業者の役割】 ○店頭回収実施の協力 ○古紙、食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用</p> <p>◇行政 集団回収団体の奨励や店頭回収の利用促進や分別排出された資源を効率よくリサイクルできる環境を提供します。 【行政の役割】 ○集団回収団体の活動促進や奨励 ○店頭回収の利用促進 ○資源物持去り行為禁止の徹底 ○古紙類、その他プラ、食品廃棄物をリサイクルしやすい環境づくり <u>○事業系古紙の民間リサイクルルートの確立</u> ○常設リサイクルステーションの設置 ○びんのリサイクル率の向上</p>	<p>第4章 目標達成に向けた施策 第2節 基本方針2 基本方針2 分別の徹底とリサイクルの推進 (P42)</p> <p>施策2 「リサイクルの推進」について</p> <p>◇市民 集団回収への参加、店頭回収の利用により、リサイクルの推進に努めます。 【市民の役割】 ○店頭回収の利用 ○集団回収への参加</p> <p>◇事業者 店頭回収実施の協力や、古紙、食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用を促すことで、リサイクルの推進に努めます。 【事業者の役割】 ○店頭回収実施の協力 ○古紙、食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用</p> <p>◇行政 集団回収団体の奨励や店頭回収の利用促進や分別排出された資源を効率よくリサイクルできる環境を提供します。 【行政の役割】 ○集団回収団体の活動促進や奨励 ○店頭回収の利用促進 ○資源物持去り行為禁止の徹底 ○古紙類、その他プラ、食品廃棄物をリサイクルしやすい環境づくり ○（新規） ○常設リサイクルステーションの設置 ○びんのリサイクル率の向上</p>

## 見直し案

参考：現状の施策一覧（P48・P49）

施策種別	施策の名称	施策の内容
広報・啓発活動	ごみ減量等推進員制度	ごみ減量・リサイクルの地域リーダーとして 534 名(平成 30 年度)が活動（平成 8 年度から実施）
		ごみ減量・資源化に関する研修会の開催
	家電品等のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法による家電対象品、再生資源有効利用促進法に基づくパソコン等、市が収集・処分できないものに関するリサイクル、処分方法の普及啓発
	ごみの減量・リサイクルに関する普及活動	リサイクルについての総合的な啓発施設（リサイクルプラザ）を設置（平成 11 年度竣工）し、粗大ごみの展示や修理、再生利用、リサイクル品を提供する「いきいきごみ展」、情報提供等を実施
		ごみ減量やリサイクル、環境美化などを普及啓発する「環境美化ポスター展」の開催
	啓発情報の発信	「西宮市レジ袋削減推進委員会*」を設置し、協定締結やレジ袋の削減キャンペーンを実施（平成 20 年度から実施）
		市政ニュースやホームページ等への掲載
		「ハローごみ」等の啓発冊子やピラ、ポスターの作成・配布、「ごみ巡回相談」等の実施
	地域清掃活動	「事業系廃棄物適正処理ハンドブック」の作成・配布
		6月と12月に、地域主体で散乱ごみを一斉清掃する「わがまちクリーン大作戦」を実施
資源の持ち去り行為の防止	環境美化啓発の一環としてポイ捨て防止を呼びかける「クリーンアップひょうごキャンペーン」を実施	
	資源の持ち去り禁止条例の制定や啓発活動により、持ち去りを行えない環境づくりの推進（平成 29 年度から実施）	
不法投棄対策	国・県・市の関係 16 機関で「不法投棄防止協議会」を設置し、防止策・啓発方法の検討や、パトロール・不良ごみステーションの巡回清掃を実施（平成 6 年度から実施）	
	ごみ拾いアプリ「西宮市版ピリカ」の導入（令和 2 年度から実施）	
環境学習活動	出前授業	市職員が市内の小学校に出向き、環境学習授業を実施
	施設見学会	ごみ処理・リサイクルに関する知識と理解を深めるために、ごみ処理施設見学の実施
	巡回相談	ごみの分別・処理をテーマにした講義の実施、学びの場の提供

## 現行

参考：現状の施策一覧（P48・P49）

施策種別	施策の名称	施策の内容
広報・啓発活動	ごみ減量等推進員制度	ごみ減量・リサイクルの地域リーダーとして 534 名(平成 30 年度)が活動（平成 8 年度から実施）
		ごみ減量・資源化に関する研修会の開催
	家電品等のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法による家電対象品、再生資源有効利用促進法に基づくパソコン等、市が収集・処分できないものに関するリサイクル、処分方法の普及啓発
	ごみの減量・リサイクルに関する普及活動	リサイクルについての総合的な啓発施設（リサイクルプラザ）を設置（平成 11 年度竣工）し、粗大ごみの展示や修理、再生利用、リサイクル品を提供する「いきいきごみ展」、情報提供等を実施
		ごみ減量やリサイクル、環境美化などを普及啓発する「環境美化ポスター展」の開催
	啓発情報の発信	「西宮市レジ袋削減推進委員会*」を設置し、協定締結やレジ袋の削減キャンペーンを実施（平成 20 年度から実施）
		市政ニュースやホームページ等への掲載
		「ハローごみ」等の啓発冊子やピラ、ポスターの作成・配布、「ごみ巡回相談」等の実施
	地域清掃活動	（新規）
		6月と12月に、地域主体で散乱ごみを一斉清掃する「わがまちクリーン大作戦」を実施
資源の持ち去り行為の防止	環境美化啓発の一環としてポイ捨て防止を呼びかける「クリーンアップひょうごキャンペーン」を実施	
	資源の持ち去り禁止条例の制定や啓発活動により、持ち去りを行えない環境づくりの推進（平成 29 年度から実施）	
不法投棄対策	国・県・市の関係 16 機関で「不法投棄防止協議会」を設置し、防止策・啓発方法の検討や、パトロール・不良ごみステーションの巡回清掃を実施（平成 6 年度から実施）	
	監視カメラを不法投棄多発地点に設置して監視を強化	
環境学習活動	出前授業	市職員が市内の小学校に出向き、環境学習授業を実施
	施設見学会	ごみ処理・リサイクルに関する知識と理解を深めるために、ごみ処理施設見学の実施
	巡回相談	ごみの分別・処理をテーマにした講義の実施、学びの場の提供

見直し案			現行			
施策種別	施策の名称	施策の内容	施策種別	施策の名称	施策の内容	
生活系ごみ 排出抑制・ 資源化	指定袋制度の導入	もやすごみとその他プラの排出時に使用するごみ袋を市が指定するごみ袋に限定(令和4年度から実施)	生活系ごみ 排出抑制・ 資源化	(新規)	(新規)	
	生ごみの減量	「生ごみ3きり運動*」の推進(平成29年度から実施)		生ごみの減量	<del>生ごみなどの食品ロス削減に向けた「生ごみ3きり運動*」の推進(平成29年度から実施)</del>	<del>生ごみなどの食品ロス削減に向けた「生ごみ3きり運動*」の推進(平成29年度から実施)</del>
		フードドライブの実施(平成29年度から実施)			フードドライブの実施(平成29年度から実施)	
		西宮市食品ロス削減パートナー制度(令和3年度から実施)			(新規)	
	集団回収活動等への支援	一般家庭から排出される再生資源の集団回収を実施する地域団体等に奨励金を交付(平成9年度から実施)		集団回収活動等への支援	集団回収活動等への支援	一般家庭から排出される再生資源の集団回収を実施する地域団体等に奨励金を交付(平成9年度から実施)
		ペットボトルの分別収集・資源化(平成11年度から実施)				ペットボトルの分別収集・資源化(平成11年度から実施)
	ごみの資源化	その他プラの分別収集・資源化(平成25年度から実施)		ごみの資源化	ごみの資源化	その他プラの分別収集・資源化(平成25年度から実施)
		使用済小型家電の拠点回収・資源化(平成29年度から実施)				使用済小型家電の拠点回収・資源化(平成29年度から実施)
		古紙回収拠点の設置(令和4年度から実施)				(新規)
	民間事業者との連携によるリユース推進	繰り返し利用可能な容器にて商品を販売する循環型ショッピングプラットフォーム「Loop」の導入(令和4年度から実施)		民間事業者との連携によるリユース推進	不用品交換システム	電話やインターネットを利用した「Eコウ館」を市で運営し、市民間での不用品交換を仲介
民間企業が展開するプラットフォーム「おいくら」「シモティー」・「メルカリ」を活用した市民のリユース活動を促進(令和4年度から実施)						
事業系ごみ 排出抑制・ 資源化	事業系ごみの有料化	従量制による処理手数料の徴収・排出抑制	事業系ごみ 排出抑制・ 資源化	事業系ごみの有料化	従量制による処理手数料の徴収・排出抑制	
	指定袋制度の導入	可燃ごみの排出時に使用するごみ袋を市が指定するごみ袋に限定(令和4年度から実施)		(新規)	(新規)	
	事業系ごみの減量・資源化	特定事業者に対する、事業系ごみの処理・再生利用に関する計画書及び実績報告書の提出とごみ排出状況等の把握		事業系ごみの減量・資源化	事業系ごみの減量・資源化	特定事業者に対する、事業系ごみの処理・再生利用に関する計画書及び実績報告書の提出とごみ排出状況等の把握
		多量排出事業者や不適正処理事業者への立入調査及び助言・指導				多量排出事業者や不適正処理事業者への立入調査及び助言・指導
		事業系一般廃棄物「ごみ減量・再資源化」研修会の開催				事業系一般廃棄物「ごみ減量・再資源化」研修会の開催
	事業系古紙の資源化	古紙の分別排出の徹底及び減量に関する周知啓発・指導 古紙回収拠点の設置(令和4年度から実施)		古紙リサイクルマニユアル作成	オフィスでの古紙回収の促進、紙ごみ大量排出事業者に対する減量啓発・指導	
	搬入ごみ展開検査	ごみ搬入事業者に対する搬入ごみ展開検査の実施(平成24年度から実施)		搬入ごみ展開検査	ごみ搬入事業者に対する搬入ごみ展開検査の実施(平成24年度から実施)	
	店頭回収への協力	販売店の店頭での紙パック等の回収運動について広報等に協力		販売店での資源回収協力	販売店での牛乳パック・ペットボトル等の回収運動について広報等に協力	
市役所内の減量・資源化	会議資料の電子化等によるコピー用紙の減量、古紙・ペットボトル・廃プラスチックの分別・資源化、各フロアへの分別ごみ箱の設置	市役所内の減量・資源化 ごみ減量・資源化推進宣言店制度	会議資料の電子化等によるコピー用紙の減量、古紙・廃棄文書・ペットボトルの分別・資源化 資源の回収促進、再生品の使用・販売等に取り組む店舗・事業所を「スリム・リサイクル宣言の店」として募集、指定(平成5年度から実施)			
市の処理施設における 資源化	ごみ焼却余熱の利用	焼却余熱エネルギーを蒸気として回収、発電、場内・外にて余熱利用*(昭和54年度から実施)	市の処理施設における 資源化	ごみ焼却余熱の利用	焼却余熱エネルギーを蒸気として回収、発電、場内・外にて余熱利用*(昭和54年度から実施)	
	不燃・粗大ごみからの資源回収	不燃・粗大ごみから金属・ガラス等の有価物の回収資源化(昭和55年度から実施)		不燃・粗大ごみからの資源回収	不燃・粗大ごみから金属・ガラス等の有価物の回収資源化(昭和55年度から実施)	

見直し案

第5章 これからのごみ処理

第1節 収集・運搬計画 (P50)

分別区分は、7種12分類を基本としますが、今後の本市のごみ処理状況を踏まえ必要に応じて変更を検討していきます。平成29年4月より本格実施している「使用済小型家電」は引き続き、拠点回収、ピックアップ回収していきます。

令和8年度より、東部総合処理センター破砕選別施設の稼働に合わせて、分別区分、収集形態、収集回数を見直します。また、令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」により、製品プラスチックを「プラスチック資源」として「その他プラ」と一括回収します。

人口減少や高齢化社会への移行により、社会情勢が変化しており、高齢者等がごみを排出しやすい環境をつくるため、表5-1に示す令和8年度の分別区分の見直しに合わせ、「その他不燃ごみ」「缶・ペットボトル」「プラスチック資源」は共通指定袋、びんのみコンテナ収集とします

表5-1 令和8年度からの生活系ごみ分別区分

	新分別収集区分	収集形態	対象品目	収集回数
ごみ	もやすごみ	指定袋	生ごみ・プラスチック製品・皮革・ゴム類・再資源化できない紙、布 等	週2回
	その他不燃ごみ	共通指定袋	小型複合製品・傘・小型家電、陶磁器・小型金属製品・ガラス製品・スプレー缶・電池・蛍光灯 等、 <u>指定袋に入るもので、かつ5kg未満のもの</u>	週1回
	粗大ごみ	現物のまま	家電品（家電4品目除く）・家具類・寝具類・ <u>その他不燃ごみの指定袋に入らないもので、かつ5kg以上のもの</u>	随時
資源	缶・ペットボトル	共通指定袋	<u>スチール缶・アルミ缶・ペットボトル</u>	週1回
	びん	コンテナ	<u>ガラスびん</u>	月2回
	資源（紙資源等）	紐十字縛り 共通指定袋	新聞・紙パック・ダンボール・古着・雑誌・チラシ・雑紙・紙箱・紙袋 等	週1回
	プラスチック資源	共通指定袋	容器包装プラスチック <u>製品プラスチック（プラ単一素材かつ長さ50cm未満）</u>	週1回

現行

第5章 これからのごみ処理

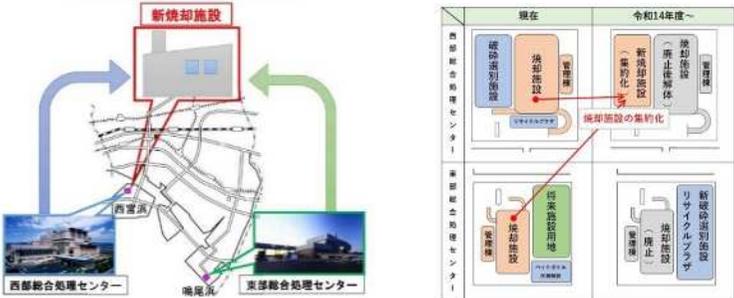
第1節 収集・運搬計画 (P50)

分別区分は、7種12分類を基本としますが、今後の本市のごみ処理状況を踏まえ必要に応じて変更を検討していきます。平成29年4月より本格実施している「使用済小型家電」は引き続き、拠点回収、ピックアップ回収していきます。~~また、国の施策により新たな分別区分が必要になれば、適切に対応していきます。~~

~~収集・運搬にあたっては、効率的な収集・運搬体制を検討していきます。~~

人口減少や高齢化社会への移行により、社会情勢が変化しており、高齢者等がごみを排出しやすい環境をつくるため、~~もやさないごみ、ペットボトルで採用している~~コンテナ収集とします ~~などの収集方式の見直し検討を行います。~~

(新規)

見直し案	現行
<p>第2節 中間処理計画 (P52)</p> <p>1. 中間処理の現況と方向性 (P52)</p> <p>可燃ごみは、西部総合処理センター、東部総合処理センターの焼却施設の2施設体制で焼却処理を行っており、安定的に可燃ごみの処理を継続するとともに、環境負荷低減のために焼却余熱を利用した発電や蒸気の供給を行っています。<u>また、ごみの減量に伴い、効率よく焼却、熱利用を行うため、2施設ある焼却施設を1施設に集約する方向で整備を計画します。(図5-1参照)</u></p> <p>不燃ごみ、粗大ごみは、西部総合処理センターの破碎選別施設で、鉄、非鉄、ガラスなどを資源物に選別、<u>ペットボトルは東部総合処理センターのペットボトル圧縮施設で選別・圧縮を行い、資源化に取り組んでいます。また、令和8年度から供用を開始する東部総合処理センター破碎選別施設では、新ごみ分別区分に合わせた施設を整備し、対応した処理ラインで、資源化の取り組みを継続していきます。</u></p> <p><u>令和8年度から分別収集するプラスチック資源についても、その他プラ同様に、民間事業者の施設で選別・圧縮を行い、資源化の取り組みを継続していきます。</u></p> <p>処理施設の更新にあたっては、環境負荷の低減、災害発生時においても処理が継続できるよう強靱な処理施設の整備に留意し、計画します。</p> <p>また、施設の故障時や緊急時に備えて、近隣自治体とごみ処理の相互応援体制を構築します。</p>  <p>図5-1 焼却施設集約化のイメージ</p>	<p>第2節 中間処理計画 (P50)</p> <p>1. 中間処理の現況と方向性 (P50)</p> <p>可燃ごみは、西部総合処理センター、東部総合処理センターの焼却施設の2施設体制で焼却処理を行っており、安定的に可燃ごみの処理を継続するとともに、環境負荷低減のために焼却余熱を利用した発電や蒸気の供給を行っています。</p> <p>不燃ごみ、粗大ごみは、西部総合処理センターの破碎選別施設で、鉄、非鉄、ガラスなどを資源物に選別し、<del>資源化に取り組んでいます。処理困難物の内、スプリングマツトレスについては、西部総合処理センター破碎選別施設で処理を行っていますが、今後の処理については破碎選別施設更新時には検討が必要です。</del></p> <p><del>ペットボトルは東部総合処理センターのペットボトル圧縮施設で選別・圧縮を行い、</del>資源化に取り組みを継続していきます。</p> <p><del>その他プラは、民間事業者の施設で選別・圧縮を行い、</del>資源化の取り組みを継続していきます。</p> <p>処理施設の更新にあたっては、環境負荷の低減、災害発生時においても処理が継続できるよう強靱な処理施設の整備に留意し、計画します。</p> <p>また、施設の故障時や緊急時に備えて、近隣自治体とごみ処理の相互応援体制を構築します。</p> <p>(新規)</p>

見直し案

2. 中間処理施設整備計画

(1) 整備スケジュール (P5~~2~~)

安定的・効率的にごみの処理を継続するために、西部総合処理センター、東部総合処理センターの用地で、計画的に更新整備します。図5-2に令和31年度までの整備スケジュールを示します。

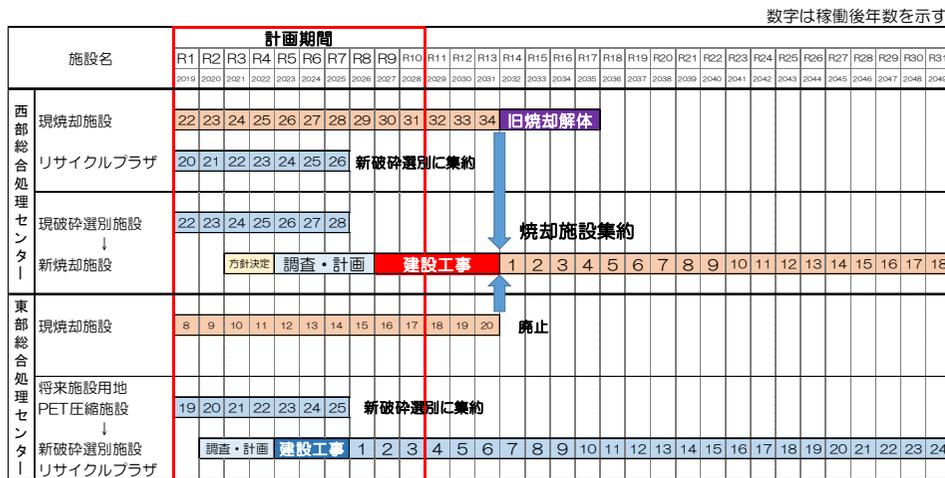


図5-2 整備スケジュール

(2) 施設整備方針 (P5~~2~~)

施設の整備の際には、ごみ排出量やごみ質の変化、環境負荷の低減、リサイクルの推進、維持管理、災害等をふまえ、計画します。可燃ごみ、不燃・粗大ごみの処理施設の整備の方針を示します。図5-4に目標年次(令和10年度)(2028)の処理施設の配置を示します。

現行

2. 中間処理施設整備計画

(1) 整備スケジュール (P5~~0~~)

安定的・効率的にごみの処理を継続するために、西部総合処理センター、東部総合処理センターの用地で、計画的に更新整備します。図5-1に整備スケジュールを示します。

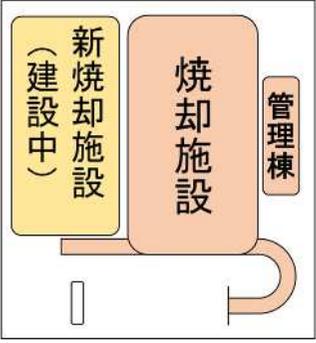
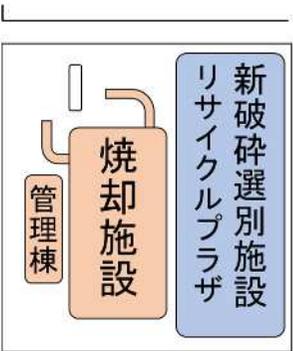
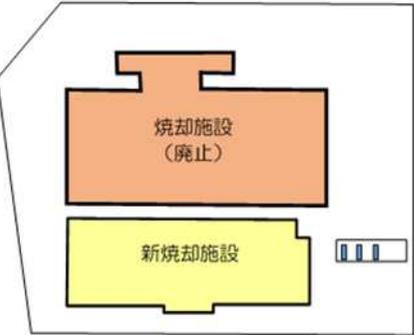
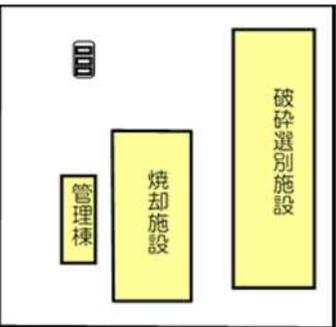


図5-1 整備スケジュール

(2) 施設整備方針 (P5~~4~~)

施設の整備の際には、ごみ排出量やごみ質の変化、環境負荷の低減、リサイクルの推進、維持管理、災害等をふまえ、計画します。可燃ごみ、不燃・粗大ごみの処理施設の整備の方針を示します。図5-2に目標年次(平成40年度)(2028)の処理施設の配置を示します。

見直し案	現行
<p>・可燃ごみの処理施設</p> <p>平成 9 年 9 月に竣工した西部総合処理センター焼却施設は令和 13 年度まで稼働させる予定です。<u>代替施設の整備に際し、東部総合処理センター焼却施設と集約化した施設を、</u>西部総合処理センター破碎選別施設跡地に令和 14 年度の稼働を目標に整備します。本市の可燃ごみの処理に適し、環境に配慮した処理方式を選択し、施設を整備します。</p> <p>平成 24 年度に稼働した東部総合処理センター焼却施設は、<u>西部総合処理センター新焼却施設に集約し、令和 13 年度に廃止します。</u></p> <p>・<u>その他</u>不燃ごみ・<u>缶</u>ペットボトル・<u>びん</u>・粗大ごみの処理施設</p> <p>平成 9 年 9 月に竣工した西部総合処理センター破碎選別施設は令和 7 年度まで稼働させます。その代替施設として、東部総合処理センター将来施設用地に新破碎選別施設を令和 8 年度の稼働を目標に整備します。同施設は最新の選別機器の導入等、資源物を効率よく回収できる施設として整備します。</p> <p>・ペットボトルの処理施設 (削除)</p>  <p>図 5-3 東部総合処理センター破碎選別施設完成予想図</p>	<p>・可燃ごみの処理施設</p> <p>平成 9 年 9 月に竣工した西部総合処理センター焼却施設は平成 39 年度まで稼働させる予定です。<del>その代替施設として、</del>西部総合処理センター破碎選別施設跡地に<del>新焼却施設を平成 40 年度の稼働を目標に整備します。</del>本市の可燃ごみの処理に適し、環境に配慮した処理方式を選択し、施設を整備します。</p> <p>平成 24 年度に稼働した東部総合処理センターは、<del>目標年度の平成 40 年度に稼働後 16 年を経過することから、延命化の検討を行う必要があります。</del></p> <p>・不燃ごみ・粗大ごみの処理施設</p> <p>平成 9 年 9 月に竣工した西部総合処理センター破碎選別施設は平成 35 年度まで稼働させます。その代替施設として、東部総合処理センター将来施設用地に新破碎選別施設を平成 36 年度の稼働を目標に整備します。同施設は最新の選別機器の導入等、資源物を効率よく回収できる施設として整備します。</p> <p><del>・ペットボトルの処理施設</del></p> <p><del>ペットボトル圧縮施設は、老朽化が進行しており、更新が必要です。東部総合処理センター破碎選別施設に集約し、整備します。</del></p> <p>(新規)</p>

見直し案	現行
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>新焼却施設 (建設中)</p> <p>焼却施設</p> <p>管理棟</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>管理棟</p> <p>焼却施設</p> <p>新破碎選別施設 リサイクルプラザ</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">西部総合処理センター</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">東部総合処理センター</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>焼却施設 (廃止)</p> <p>新焼却施設</p> <p>管理棟</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>管理棟</p> <p>焼却施設</p> <p>破碎選別施設</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">西部総合処理センター</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">東部総合処理センター</div> </div>
<p>図 5-4 目標年次（令和 10 年度）（2028）の処理施設配置</p> <p>(3) 広域処理 (P54)</p> <p>施設整備の検討にあたり、国のごみ処理広域化の方針等に基づき、広域化計画の可能性について検討するために、次期処理施設の整備時期が近いことや地理的条件を踏まえ、芦屋市と広域処理の可能性について協議・検討した結果、<u>単独整備することになりました。</u></p>	<p>図 5-2 目標年次（令和 10 年度）（2028）の処理施設配置</p> <p>(3) 広域処理 (P52)</p> <p>施設整備の検討にあたり、国のごみ処理広域化の方針等に基づき、広域化計画の可能性について検討するために、次期処理施設の整備時期が近いことや地理的条件を踏まえ、芦屋市と広域処理の可能性について協議、<del>検討を進めていきます。</del></p>

第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中間改定について

1 中間改定の趣旨

近年、気候変動に起因する豪雨や洪水、猛暑などの異常事態が世界、日本の各地で頻発しており、気候変動対策は世界共通の喫緊の課題であり、パリ協定を契機に国内外で脱炭素化の流れが加速しています。

本市は、第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において長期目標として、「2050年ゼロカーボンシティにしのみや」を掲げ、令和10年度（2028年度）の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で35.0%以上削減する目標（国の計画期間である令和12年度（2030年度）においては、39.7%削減を参考目標）として定め、各種取り組みを推進してきました。

一方、国においては、令和2年（2020年）に「2050年カーボンニュートラル」を表明し、令和3年（2021年）10月には「地球温暖化対策計画」を改定し、令和12年度（2030年度）に温室効果ガスを平成25年度（2013年度）比46%削減する目標を定めました。

また、兵庫県においても「兵庫県地球温暖化対策推進計画」が見直され、令和12年度（2030年度）に温室効果ガスを平成25年度（2013年度）比48%削減する目標を掲げました。

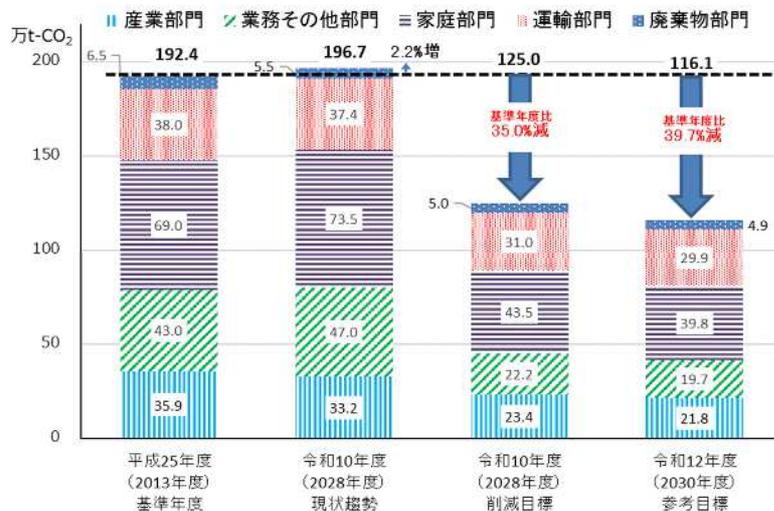
以上を踏まえ、第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しにおいては、脱炭素社会の実現に向けた将来ビジョン、そして国、県の目標を踏まえた目標設定を行うとともに、再生可能エネルギーの導入目標の設定や施策についての検討等を行うものです。

2 西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定に係る検討ポイント

(1) 中期目標の見直し

長期目標に設定している「2050年ゼロカーボンシティにしのみや」を踏まえた上で、市域の温室効果ガス排出量の現状趨勢、国や県の目標を踏まえ、令和10年度（2028年度）及び参考目標年次である令和12年度（2030年度）の新たな目標数値を設定します。

現計画の削減イメージ



国・兵庫県・本市の現状の目標比較

	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
国	-	46%削減
兵庫県	-	48%削減
西宮市	35.0%削減	39.7%削減

(2) 再生可能エネルギーの導入目標など実現のための具体的な施策目標の設定

2050 年ゼロカーボンシティの実現のためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が不可欠であることから、令和 4 年度に実施した「西宮市脱炭素社会に向けたロードマップ策定業務」において把握した再生可能エネルギーポテンシャル調査の結果を踏まえ、再生可能エネルギーの導入目標と共に、具体的な施策目標を検討します。

また、施策の検討にあたっては、市民、事業者、行政との効果的な連携方策についても検討します。

(3) 適応策

温室効果ガスの削減対策（緩和）に加え、気候変動による自然災害リスクの増加などに備える「適応策」については、既に第 9 章に記載していますが、今回の中間改定では気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けます。

(4) 促進区域の設定

地球温暖化対策法の改正において、地方公共団体は、再生可能エネルギーの導入を促進する区域の設定及び取組方針等を定めるよう努めることとされました。本市において、再生可能エネルギーの導入を促進すべきエリアである「地域脱炭素化促進事業」の促進区域の設定について検討を行います。

# 環境学習都市宣言20周年記念事業

令和5年度は、「環境学習都市宣言」から20年を経過する節目の年にあたり、これまでの成果を振り返るとともに、さらに「持続可能なまちづくり」を進めていくため、市民、事業者及び行政による展示や体験企画等を実施する。

## ● にしのみや環境まちづくりフェスタ 2023/11/4

未来を担う子どもたちやファミリー層に向けた体験企画等を通じ、ゼロカーボン、3Rの推進、西宮市の自然環境や生物多様性の保全、ライフスタイルの転換の重要性等についてアピールする。



次世代自動車の給電体験等



ワークショップ



飲食ブース

## ● 環境学習都市宣言20周年記念展示物の作成等

「ゼロカーボン」をテーマの中心とし、楽しみながら体験・参加できる体験型教材（展示物）を作成するとともに、環境学習施設の来館者の満足度の向上に資するような展示内容の充実をはかる。



体験型教材（ゼロカーボン等）



温暖化啓発パネル

# 三都市宣言周年記念事業

文教住宅都市宣言60周年、平和非核都市宣言40周年、環境学習都市宣言20周年を迎える令和5年度に、これまでの歩みを振り返るとともに、令和7年の市制施行100周年につなげる事業を実施する

## 記念式典

### アミティ・ベイコムホール

#### (政策局)

- ・市制施行100周年関係  
(記念ロゴマークの発表等)
- ・市立高校による吹奏楽コンサート
- ・三都市宣言パネル展  
(アミティギャラリー等)



## イベント

### 六湛寺公園及び六湛寺南公園等

#### (環境局)

- ・環境をテーマにした親子で参加可能なワークショップや体験ブース
- ・展示ブース
- ・飲食ブース
- ・スタンプラリー  
など



### 第二庁舎

#### (危機管理室)

- ・体験型防災アトラクション

#### (共通)

- ・次世代自動車による給電体験
- ・防災グッズや防災食の販売 など



開催日：令和5年11月4日（土）